

道及通信事業ノ各特別會計ニ於テ、其ノ歳出ノ財源ニ充ツル爲ノ公債ノ發行豫定額ニ億七千三百餘萬圓ヲ右ニ加ヘマスルト、其ノ總額ハ十億八千二百餘萬圓トナリマシテ、之ヲ臨時軍事費財源ニ關スル分ヲ除イタ前年度額ニ比較致シマスルト、九千百餘萬圓ノ減少トナツテ居ル譯デアリマス、昭和十四年度各特別會計歲入歲出豫算並ニ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件ニ付テハ、其ノ説明ヲ省略致シマス、以上ハ只今上程セラレテ居リマス所ノ豫算案ノ大要デアリマス、右豫算各案ヲ審議スル爲ニ豫算總會ヲ二月ノ十四日ヨリ開會致シマシテ、三月四日其ノ審議ヲ終了致シマシタ、其ノ間各分科會ニ於テハ殊ニ豫算ノ内容ニ付テモ十分ナル檢討ヲ致サレタノデアリマス、各委員皆時局ノ重大ナルニ顧ミテ、誠ニ熱誠適切ナル質問ヲ試ミ、慎重ニ審査ヲ致サレマシタガ、政府モ亦之ニ對シテ已ムヲ得ザル軍事、外交ノ機密等ニ亘リマスコトヲ除キマシテハ、赤裸々ニ其ノ所信ヲ披瀝致サレタノデアリマス、今ヨリ其ノ審議ノ大要ヲ御報告致シタイト存ジマス、先づ最初ニ申述べタイト存ジマスコトハ、現内閣ノ施設ノ方針ニ付テデアリマス、改メテ申上グル迄モナク、現内閣ノ支那事變ニ對處スル政策ハ近衛前内閣ノ政策ヲ踏襲シテ居ルノデアリマシテ、内閣ノ更迭ニ依ツテ何等變更ヲ來スモノデハナク、東亞新秩序ノ建設、即チ日滿支三國互助連環ノ關係ニ於テ政治、經濟、文化ノ施設ヲ爲スコトヲ以テ其ノ大使命トシ、又其ノ主タル目標ト致シテ居ルコトハ申ス迄モナイコトデアリマス、又萬物ヲシテ各其ノ處ヲ得セシムルヨリ等ニ付キマシテハ、數氏ノ委員ヨリ屢々之ニ對シテ贊意ヲ表明セラレタノデアリマス、

近頃我ガ國ノ政治家ハ動モスレバロヲ開ケ
バ即ち革新ト云フコトヲ叫ブノデアリマス
ガ、私ハ革新ノ爲ニスルノ革新、又社會ノ
一部ノ爲ニスル他ノ部分ノ革新ノ如キハ、
此ノ時局下ニ於テ特ニ固ク相戒メテ、濫リ
ニ之ヲ行フベキモノデハナイト云フコトヲ
信ジマス、之ニ反シテ國民總親和、萬民輔
翼ノ精神ノ下ニ總テノ物ヲシテ其ノ處ヲ得
セシムル爲ニ、不言實行セムトスル革新コ
ソ、一方ニハ徒ニ國民ヲシテ不安ナラシム
ルコトナク、而シテ却テ革新ノ實ヲ舉ゲル
モノデアルト存ジマス、私ハ現内閣ガ序局
ノ重大性ニ鑑ミ、國民ヲシテ疑心暗鬼ヲ生
ゼシムルコトナク、總親和、萬民輔翼ト云
フガ如キ大理想ヲ提ゲテ、國民ノ前ニ示サ
レマシタコトハ國民全般ニ對シテ其ノ不安
ヲ一掃シ、譽國一致ノ精神ヲシテ益、牢固譲
刺タラシムル上ニ於テ、大ナル裨益アルモ
ノト確信致ス者デアリマス、豫算委員會ニ
於キマシテモ、國民精神總動員ノ問題其ノ
ヲ一掃シ、是等ノ點ニ贊同ノ意味ヲ以テ屢々
言及セラレタノモ誠ニ當然ノコトト存ズ
ル次第デアリマス、次ニ財政ニ關シマシテ
他ニ關シ、是等ノ點ニ贊同ノ意味ヲ以テ屢々
言及セラレタノモ誠ニ當然ノコトト存ズ
ル次第デアリマス、次ニ財政ニ關シマシテ
ハ主トシテ豫算ノ節約、公債ノ消化化等ノ問
題方論議セラレタノデアリマス、即チ本豫
算案ヲ一覽スルニ、何レモ今年度カラ是非
實施シナケレバナラスト云フ事業バカリノ
ヤウニハ受取レナイ、繰延ベラレルモノニ
付テハ繰延ベル必要ガアルト思フガ如何、
又日銀ノ公債ノ所有高モ段々増加シ、物價
モ騰勢ヲ持続シテ居ル、公債ノ消化モ餘リ
樂觀ハ出來ナイト思フガ政府ノ所見如何ト
ニ於テモ一般特別兩會計ヲ通ジ、二億數千
萬圓ノ節約ヲ爲シタ、本年度ニ於テハ豫算
ニ昭和十二年度ニ於テ一般會計、特別會計
ヲ通ジテ相當節減、繰延ヲ行ヒ、十三年度
ヲカラ、今ノ處、實行、豫算ヲ組ム考ハ持

タナイガ、豫算ノ實行ニ付テハ十分御趣旨ヲ考慮スル、公債ノ消化ニ付テハ、今日ノ處、相當順調ニ行ハレテ居テ、將來モ政府ノ撒布資金ガ銀行ニ還ヘルヤウニナリ、又民間ノ貯蓄モ十分ニ行ハレテ來タナラバ、公債ノ消化ハ循環的ニ行ハレルノデアツテ、強チ悲觀スルニ當ラヌトノ答辯ガアツタノデアリマス、次ニ經濟ノ問題ニ關シマシテハ、物價問題ガ各方面ノ見地ヨリ最モ熱心ニ檢討セラレタノデアリマス、政府ノ物價對策ニ關スル所信如何、中央物價委員會ニ於テハ、政府ヨリ原案ヲ提出シテ、委員會ガ承諾ヲ與ヘルニ過ギナリ、會議ハ形式ニ流レテ居ル、商品別ニ最モ公平ナル價格ヲ決定スルニハ原價計算ガ必要デアル、而モ原價計算ナルモノハ專門家デナケレバ出來ナイモノデアルカラ、物價委員會ニ其ノ道ノ専門家ヲ集メル必要ガアルト思フガ、如何、將來物價ノ騰貴ヲ抑ヘ、消費ヲ節約セシメル爲ニハ、商品ノ單純化ガ必要デアルト思フ、闇相場ノ取締ニ付テハ同業組合ヲ動員シテ、連帶ノ責任ヲ負ハセル必要ガアルト思フガ如何等ノ質問が發セラレマシタ、之ニ對スル政府トシテハ、物價對策ハ從來ハ取敢ズ、物價ガ現狀以上ニ騰貴スルノヲ抑制スルコトヲ目的トスル應急對策デアツタノデアルガ、今後ハ單ニ製品ノ價格ヲ抑ヘルダケデナク、更ニ製品ヲ構成スル原料ノ價格ヲ抑ヘ、生産カラ消費ニ至ル間ノ適當ナル利潤等モ考ヘテ決定セネバナラヌト思フ、又物ガナケレバ値段ヲ定メテモ無理ガ生ズルカラ、物價ノ統制ハ物資ノ統制、消費ノ統制ト相關聯シテヤラナケレバナラヌ、而シテ中央物價委員會ガ根本對策ヲ定メ、此ノ標準ニ基イテ地方ノ物價委員會デソレム、適當ニ加減シテ決スル执行キタイ、政府ノ機關トシテハ商工省ニ物價對策部ト云フガ如キ一部局ヲ作りタイン考ヘテ居ル、今後物價委員會ノ改善如何

ニ付テハ殊ニ考慮ヲ加ヘル、即チ當任委員ノ増加ト同時ニ、専門委員ヲ增加シテ、民間専門家ヲ集メタイト思ツテ居ルトノコト、デアリマシタ、又大藏大臣ヨリモ、戰時財政ハ公債ニ財源ノ大部分ヲ仰ゲノハ已ムヲ得ナイガ、如何ナル手段ニ依ルモ物價ノ昂騰ハ阻止致サネバナラズ、一方ニ於テハ物價自體ヲ抑ヘルコトハ固ヨリ必要デアルガ、ソレト同時ニ購買力ヲ封ジテ紙幣ノ増發ヨリ來ル惡結果ヲ除カナケレバナラズ、其ノ爲ニ公債、貯蓄債券等ヲ發行シテハ物價上昇、又増稅モ民間ニ溢レル所ノ金ヲ取込ム手段トナルノデアル、政府ハ今後トモ相當ノ決意ヲ以テ物價對策ニ對處シテ行ク考デアルトノコトデアリマシタ、商品ノ規格ニ付テハ其ノ單純化が必要デアル、是ハ今後重要問題トシテ何等カノ對策ヲ施ス者デアル、閣相場ノ取締ハ一層之ヲ嚴重ニスルト共ニ、他方經濟關係諸法規ヲ周知セシムルニ努メ、尙組合ノ自肅自戒ヲ養成スルコトニ依ツテ相當抑制が出來ルト思フトノコトデアリマシタ、次ニ中南支貿易問題ニ對スル質問應答ガアリマシタ、商工會議所ヤ貿易振興會ガ中南支ニ於テ新幣制ノ出來ル迄、法幣ヲ使用スルコトヲ決議シテ居ルガ、之ニ對スル政府ノ所見如何トノ質問ニ對シテ政府ハ、當局トシテハ其ノ決議通りヤリ兼ネル、法幣ハ蔣政權ノ紙幣デアルカラ今後ドウナルカ分ラナイ、殊ニ今日法幣ヲ賣ルニハ一定ノ制限ガアルカラ、他ノ外貨ニ換ヘラル、限リハ之ヲ利用シ得ルケレドモ、全面的ニ法幣ヲ基礎トスルコトハ出來ナイト答辯致シマシタ、又今日ノ如ク我ガ國ガ大イニ海外ニ發展スル時代ニ於テハ、有力ナル金融機關が必要ト思フ、正金銀行シテ、社債發行權ヲ與ヘテ長期資金ノ貸付ガアルガ是ハ專ラ爲替銀行デアッテ、海外ニ在ツテ長期資金ヲ貸付ケル仕事ハシテ居ナイカラ、朝鮮臺灣兩銀行ヲ打ツテ一丸トシテ、

之ニ對シテ正金銀行ハ爲替銀行デハアルガ、必ズシモ其ノ業務ハ爲替ノミニ限定サレテ居ナイ、北支ニハ北支開發株式會社、中支ニハ中支振興株式會社ガアッテ、ソレニ投資、融資ヲ行ツテ居ルガ、今日ノ状況ニ於テハ御考ノ如キ金融機關ヲ設ケテ、廣ク海外ニ資金ヲ貸付ケルガ如キコトハ事實困難デアルトノ應答ガアリマシタ、尙是ハ外交ニモ關聯スル問題デアリマスガ、北洋漁業問題、北樺太ノ石油石炭権益問題ニ關スル回答ガアツタノデアリマス、即チ過去ニ於テ我ガ國民ガ露國官憲ト通謀シテ不當ノ價格デ入札シテ、日魯漁業ノ目星シイ漁區ノ全部ヲ奪タコトガアリ、今回「ロシア」ハ廣田「カラハ」協定ヲ無視シテ、安定漁區ヲ入札ニ付スルト云フガ、前ノヤウニ我ガ國民ノ中ニ不都合ナ者ハアルマイト思フガドウデアルカ、「ロシア」ガ國營ノ力デ押シテ來ルノニ對シテ我ガ國ノ陣容ト云フモノハニ耐ヘルダケノ用意ガ出來テ居ルカ、我ガ國ニ於テハ北緯五十度以北ハ農林省、五十度以南ハ北海道廳ガ管理シテ居ルガ、是ハ農林省ガ一元的ニ管理スベキデハナイカ、又北樺太ノ石油石炭ノ権益ニ付テハ、之ニ對スル「ソ」聯ノ壓迫ハ根強イモノガアリ、國防上ノ大問題デアル、尙北樺太石油會社ハ石油ヲ掘出スダケデ、所謂井戸掘會社デアルガ、之ヲ多角經營方法ニ改ヌル要ハナイカ等ノ質問ガアリマシテ、之ニ對シテ「ソ」聯ノ沿岸漁業問題ガ今以テ解決ガ付カヌノハ遺憾デアル、「ロシア」人ト通謀スルヤウナ不都合ナ日本人ノ出スヤウニ困難ガアル、唯之ヲ統制スル別個ノ會社ノイト思フ、北洋漁業ヲ統一スル國策會社ノ設立ハ考ヘテ居ルガ、現在ノ會社ヲ合同統一シテ、一國策會社トスルコトニハ可ナリ十分ニ注意スルガ、左様ナ不都合ナ者ハナ太石油會社ハ石油ヲ掘出スダケデ、所謂井戸掘會社デアルガ、之ヲ多角經營方法ニ改ヌル要ハナイカ等ノ質問ガアリマシテ、之ニ對シテ「ソ」聯ノ沿岸漁業問題ガ今以テ解決ガ付カヌノハ遺憾デアル、「ロシア」人ト通謀スルヤウナ不都合ナ日本人ノ出スヤウニ困難ガアル、唯之ヲ統制スル別個ノ會社ノイト思フ、北洋漁業ヲ統一スル國策會社ノ設立ハ考ヘテ居ルガ、現在ノ會社ヲ合同統

究中デアル、北洋漁業ノ監督ハ將來之ヲ元的ニシタイ、現在ノ處、出來ル限り連絡ヲ執テ居ル、北樺太石油會社ノ多角經營化ニ付テハ、海軍トノ關係モアルカラ、篤ト考慮シタイトノ答辯ガアリマシタ、右ノ外經濟問題トシテハ輸出振興政策、產金政策、海運政策、蠶絲業一元統制問題等ガ論議セラマシタ、尙昭和十四年度ニ於ケル物資動員計畫及生産力擴充四箇年計畫ニ付テハ、祕密會ニ於テ政府ヨリ詳細ナル説明ガアッタノデアリマス、次ハ外交問題デアリマス、今日英米ノ我ガ國ニ對スル感情ハ頗ル宜シクナイ、ソレガ又支那事變ニ對スル反感ヲ益、強カラシメテ居ル、是ハ我ガ國ノ政治機構ヲ獨裁政治ナリト誤解シテ居ルヨトニ基クモノデアル、故ニ世界ヲシテ我ガ國ノ憲法政治ノ本質ニ付認識ヲ深カラシム必需要ガアリト思フガ、政府ノ所見如何トノ質疑ガアリマシタ、之ニ對シテ首相ハ、我ガ國ハ民主國デモナク、獨裁國デモナイコトハ明カデアル、肇國ノ初ヨリ統治大權ハ天皇之ヲ御掌握ニナリ、萬民ハ總テ之ヲ輔翼シ奉ルノガ我方國體デアツ、憲法ハ其ノ趣旨ヲ明カニシテ居ル、我ガ國ハ民主主義ノ國デナイト同時ニ、全體主義ノ國デナインコトヲ、世界ニ向ヒテ明カニスルコトガ最モ大切デアルトノ所信ヲ示サレマシタ、又新東亞建設ノ根本方針茲ニ支那事變ニ關係スル列國トノ懸案解決ニ關スル政府ノ所見ヲ質セルニ對シテ、外務大臣ヨリ、皇道主義ノ洋ノ繁榮、延イテ世界ノ繁榮ニ寄與スルコ精神ハ列國ヲシテ各其ノ處ヲ得セシムルコトデアル、故ニ支那ヲシテ我ガ國ニ從屬セル考ハナイ、日滿支三國ノ結合ニ依リ東

ベキモノハ進ンデ解決ニ努力シタ、唯問題ノ緩急難易ノ點ハ考慮ヲ要スルトノ説明ガアリマシタ、尙又國際聯盟脫退ノ際ニ賜リマシタル詔書ノ旨ヲ奉體シテ、東亞ノ一角ニ偏局シテ孤立スルガ如キコトナキコトヲ希望セルニ對シ、外相ヨリ聖旨ハ明力ニ我ガ國ノ嚮フ所ヲ御示ニナツテ居ル、質疑者ノ御心配ハ御無用デアルトノコトデアリマシタ、次ニ上海ノ「テロ」事件ニ關シテ、我ガ國ニ取テハ大陸進出ノ基地デアル上海ニ於テ種々ノ事件ガ勃發シ、國威ヲ損ズルヤウナ事態ニ至リツ、アルハ看過スルコトハ出來ナイ、之ニ對シテ政府ハ如何ナル對策ヲ有スルカ、工部局ニ對シテ政府ハ治安維持ノ能力アリト考ヘルカ、工部局ハ此ノ種ノ事件ニ關シテ誠意ガナイト思フガ如何トノ質問ニ對シテ、政府カラ、上海ノ治安狀態ハ甚ダ遺憾デアル、是ハ或意味デハ工部局ニ能力ナシトモ見ラレ、又誠意ナシトモ見ラレル、故ニ我ガ國トシテハ工部局ヲシテ誠意アラシメ、且能力ノ不足スル所ヲ補ハシメバナラヌ、對策トシテハ差當リノ措置ト恒久的措置トガアルガ、今ノ處申上ゲル時期ニ至ツテ居ナイトノ簽辯ガアリマシタ、「テロ」事件ニ關スル工部局トノ交渉ノ模様ニ付キテハ、祕密會ニ於テ詳細ナル説明ガアリマシタ、次ニ揚子江ノ開放問題ニ關シテ質疑ガアリマシタガ、之ニ對シテ海軍大臣ハ揚子江ハ目下作戦上ノ大動脈トナツテ居ルノデ、之ヲ閉鎖スルニハ何ノ遠慮モ要ラヌト考ヘルガ、併シ作戦上ノ必要ガ緩和サレ、バ、之ヲ開放スルコトハ、支那民衆ノ經濟生活ニ寄與シ、東亞ノ建設ニ役立ツコトハ非常ニ大ナルモノガアルト思フ、但シ是ガ蔣政權ノ利益トナルヤウデハ困カラ、假令開放スルニシテモ制限ヲ加ヘル必要ガアル、開放ノ時期ニ付テハ作戦上ノ必要モアルカラ、明言ハ出來ナイガ、出来ルダケ其ノ時期ノ早く來ルコトヲ望ンデ居

ルトノ説明ガアリマシタ、尙此ノ場合特ニ御報告致シタイコトガアリマス、ソレハ外交關係ガ世界的ニ緊張シテ居リマス今日、誠ニ喜バシキ一ツノ事實デアルト信ジマシタカラデアリマス、第二分科會ニ於キマシタテハ齋藤前駐米大使ノ薨去ニ對シ、二三ノ委員ヨリ故人ノ功績ヲ賞揚シ、ソレニ次イデ米國ノ朝野方哀悼ノ意ヲ表シ、殊ニ「ルーズベルト」大統領ガ、齋藤氏ノ遺族及我ガ外務省ガ同意スルニ於テハ、其ノ遺骨ヲ軍艦ヲ以テ日本ニ送リタイト云フ、未ダ曾テ前例ノ無イ最高ノ弔意ト儀禮トヲ示スノ申出ヲ爲シタノトノ報ニ關シ感激ノ意ヲ表明シ、政府ニ向シテ事實ノ説明ヲ求メラレタノデアリマス、尙又日米間ノ八十年ノ歴史ヲ有スル傳統的親善關係ハ、日米兩國ニ於テノ信ズル所ヲ述べ、主張スペキ所ヲ主張シテモ、之ガ爲ニ傷ケラレルコトナク、斯クシテ却テ永遠ノ諒解ヲ來スモノデハナイカト思ハレテ、誠ニ欣快ニ堪ヘナイトノ意見ニ對シ、外務大臣ヨリ、齋藤前大使ノ薨去以來、米國官民ノ寄セタル深甚ノ同情ニ對シ詳細ナル報告ガアリ、併セテ議會ニ於テハ哀悼ノ演說ガ行ハレ、尙且大統領及「ハル」國務長官ノ名ニ於テ、外務大臣迄弔意ヲ表明サレ、外務大臣ヨリモ帝國政府ノ名ニ於テ謝意ヲ表シタルコト、又巡洋艦ニ依ッテ遺骨ヲ送ラムトスル「アメリカ」政府ノ申出ニ對シテモ、欣然同意セル旨ノ説明ガアリマシタ、尙又外務大臣ハ、此ノ米國政府ガ既ニ現職ヲ送ラレタ齋藤氏ノ遺骨ヲ軍艦ヲ以テ送ルト云フコトハ、勿論齋藤氏ニ對スル個人的友誼ニモ依ルコトデハアルガ、又米國ガ日本ノ外交代表者ニ對シテ日米間ニ存在スル外交上ノ困難ニ付テ敬意ヲ表スルト云フ趣旨ガ含マレテ居ルコトハ、米國側ガ堀内大使ニ對シテ爲セル説明ニ依ッテ明カデアル、最近支那事變ニ關係シテ日米間ニ存在スル外交上ノ困難ニ付テ

ニ依ッテ、之ヲ漸次除去シ得ルコトヲ確信シ
テ疑ハナイト附言セラレマシタ、私ハ今次
支那事變ノ如キ、我ニ取ッテハ非打算的デハ
アルガ、東洋永遠ノ平和ノ爲ニ已ムモ得ザ
ル最後ノ、而シテ唯一ノ殘サレタル手段ト
シテ、日本ガ支那ニ於テ執リツ、アル軍事行
動ガ、宣傳ヲ好ム人々ノ影響ヲ受ケテ、廣ク
誤解セラレ、曲解セラレツ、アル疑ノアル
場合ニ於テ、「ルーズヴェルト」大統領ノ此
ノ稀ナル友好的行爲ハ、由來正義觀ノ強キ
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
多クノ「アメリカ」人ニ反省熟慮ノ機會ヲ與
フルモノトシテ、深ク喜ブモノニアリマス、
次ハ教育ノ問題デアリマス、學制改革ハ急
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
ヨリ實行スルヤ、女子青年學校ニ付テモ來
年度カラ之ヲ實施スルヤ、中等學校ノ入學
難ハ、各學校間ニ餘リニ優劣ノ差ガ甚ダシ
イ爲ニ起ルモノデアルカラ、入學難ヲ緩和
スル爲ニハ、各學校ノ優劣ノ差ヲ無クスル
必要ガアリト思フガ、政府ノ所見如何等ノ
質問ガ提出セラレマシタ、政府ハ學制改革
ニ付テハ、教育審議會ノ答申ヲ得タモノハ
直チニ實行ニ移シタイ、義務教育年限ノ延
長ハ、法令規則ノ改正ヤ財政上ノ都合モア
ルカラ、大體十五年度ノ豫算ニ計上シタイ
ト考ヘテ居ルガ確言ハ出來ナイ、女子青年
學校ノ義務制ニ付テハ未ダ直チニ之ニ著手
スル程度ニ至ッテ居ナイ、入學難ヲ緩和スル
爲ニハ學校ノ優劣ノ差ヲ少クスルト共ニ、或
學校ノ卒業生ヲ特ニ優秀視スル弊ヲ改メル
必要ガアルトノ答辯ガアリマシタ、尙教育
ニ付テハ以上ノ外ニ、學術振興ノ必要ガ力
說セラレマシテ、有益ナル質疑應答ガ行ハ
レタノデアリマス、此ノ學術振興ノ問題ガ
取上げラレ、屢々論議セラレタ云フコトハ、
本期議會ノ顯著ナル特色ノ一つデアルト存
ジマス、既ニ本會議ニ於キマシテモ、長岡
博士ヨリ基礎科學ノ重要性、天才教育ノ必
要ガ力說セラレマシタコトハ尙我々ノ耳ニ

新夕ナル所デアリマスガ、豫算委員會ニ於
キマシテモ、亦分科會ニ於キマシテモ、此
ノ問題ハ屢々論議ノ的トナツタノデアリマス、
アル最後ノ、而シテ唯一ノ殘サレタル手段ト
シテ、日本ガ支那ニ於テ執リツ、アル軍事行
動ガ、宣傳ヲ好ム人々ノ影響ヲ受ケテ、廣ク
誤解セラレ、曲解セラレツ、アル疑ノアル
場合ニ於テ、「ルーズヴェルト」大統領ノ此
ノ稀ナル友好的行爲ハ、由來正義觀ノ強キ
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
多クノ「アメリカ」人ニ反省熟慮ノ機會ヲ與
フルモノトシテ、深ク喜ブモノニアリマス、
次ハ教育ノ問題デアリマス、學制改革ハ急
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
ヨリ實行スルヤ、女子青年學校ニ付テモ來
年度カラ之ヲ實施スルヤ、中等學校ノ入學
難ハ、各學校間ニ餘リニ優劣ノ差ガ甚ダシ
イ爲ニ起ルモノデアルカラ、入學難ヲ緩和
スル爲ニハ、各學校ノ優劣ノ差ヲ無クスル
必要ガアリト思フガ、政府ノ所見如何等ノ
質問ガ提出セラレマシタ、政府ハ學制改革
ニ付テハ、教育審議會ノ答申ヲ得タモノハ
直チニ實行ニ移シタイ、義務教育年限ノ延
長ハ、法令規則ノ改正ヤ財政上ノ都合モア
ルカラ、大體十五年度ノ豫算ニ計上シタイ
ト考ヘテ居ルガ確言ハ出來ナイ、女子青年
學校ノ義務制ニ付テハ未ダ直チニ之ニ著手
スル程度ニ至ッテ居ナイ、入學難ヲ緩和スル
爲ニハ學校ノ優劣ノ差ヲ少クスルト共ニ、或
學校ノ卒業生ヲ特ニ優秀視スル弊ヲ改メル
必要ガアルトノ答辯ガアリマシタ、尙教育
ニ付テハ以上ノ外ニ、學術振興ノ必要ガ力
說セラレマシテ、有益ナル質疑應答ガ行ハ
レタノデアリマス、此ノ學術振興ノ問題ガ
取上げラレ、屢々論議セラレタ云フコトハ、
本期議會ノ顯著ナル特色ノ一つデアルト存
ジマス、既ニ本會議ニ於キマシテモ、長岡
博士ヨリ基礎科學ノ重要性、天才教育ノ必
要ガ力說セラレマシタコトハ尙我々ノ耳ニ

新夕ナル所デアリマスガ、豫算委員會ニ於
キマシテモ、亦分科會ニ於キマシテモ、此
ノ問題ハ屢々論議ノ的トナツタノデアリマス、
アル最後ノ、而シテ唯一ノ殘サレタル手段ト
シテ、日本ガ支那ニ於テ執リツ、アル軍事行
動ガ、宣傳ヲ好ム人々ノ影響ヲ受ケテ、廣ク
誤解セラレ、曲解セラレツ、アル疑ノアル
場合ニ於テ、「ルーズヴェルト」大統領ノ此
ノ稀ナル友好的行爲ハ、由來正義觀ノ強キ
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
多クノ「アメリカ」人ニ反省熟慮ノ機會ヲ與
フルモノトシテ、深ク喜ブモノニアリマス、
次ハ教育ノ問題デアリマス、學制改革ハ急
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
ヨリ實行スルヤ、女子青年學校ニ付テモ來
年度カラ之ヲ實施スルヤ、中等學校ノ入學
難ハ、各學校間ニ餘リニ優劣ノ差ガ甚ダシ
イ爲ニ起ルモノデアルカラ、入學難ヲ緩和
スル爲ニハ、各學校ノ優劣ノ差ヲ無クスル
必要ガアリト思フガ、政府ノ所見如何等ノ
質問ガ提出セラレマシタ、政府ハ學制改革
ニ付テハ、教育審議會ノ答申ヲ得タモノハ
直チニ實行ニ移シタイ、義務教育年限ノ延
長ハ、法令規則ノ改正ヤ財政上ノ都合モア
ルカラ、大體十五年度ノ豫算ニ計上シタイ
ト考ヘテ居ルガ確言ハ出來ナイ、女子青年
學校ノ義務制ニ付テハ未ダ直チニ之ニ著手
スル程度ニ至ッテ居ナイ、入學難ヲ緩和スル
爲ニハ學校ノ優劣ノ差ヲ少クスルト共ニ、或
學校ノ卒業生ヲ特ニ優秀視スル弊ヲ改メル
必要ガアルトノ答辯ガアリマシタ、尙教育
ニ付テハ以上ノ外ニ、學術振興ノ必要ガ力
說セラレマシテ、有益ナル質疑應答ガ行ハ
レタノデアリマス、此ノ學術振興ノ問題ガ
取上げラレ、屢々論議セラレタ云フコトハ、
本期議會ノ顯著ナル特色ノ一つデアルト存
ジマス、既ニ本會議ニ於キマシテモ、長岡
博士ヨリ基礎科學ノ重要性、天才教育ノ必
要ガ力說セラレマシタコトハ尙我々ノ耳ニ

新夕ナル所デアリマスガ、豫算委員會ニ於
キマシテモ、亦分科會ニ於キマシテモ、此
ノ問題ハ屢々論議ノ的トナツタノデアリマス、
アル最後ノ、而シテ唯一ノ殘サレタル手段ト
シテ、日本ガ支那ニ於テ執リツ、アル軍事行
動ガ、宣傳ヲ好ム人々ノ影響ヲ受ケテ、廣ク
誤解セラレ、曲解セラレツ、アル疑ノアル
場合ニ於テ、「ルーズヴェルト」大統領ノ此
ノ稀ナル友好的行爲ハ、由來正義觀ノ強キ
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
多クノ「アメリカ」人ニ反省熟慮ノ機會ヲ與
フルモノトシテ、深ク喜ブモノニアリマス、
次ハ教育ノ問題デアリマス、學制改革ハ急
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
ヨリ實行スルヤ、女子青年學校ニ付テモ來
年度カラ之ヲ實施スルヤ、中等學校ノ入學
難ハ、各學校間ニ餘リニ優劣ノ差ガ甚ダシ
イ爲ニ起ルモノデアルカラ、入學難ヲ緩和
スル爲ニハ、各學校ノ優劣ノ差ヲ無クスル
必要ガアリト思フガ、政府ノ所見如何等ノ
質問ガ提出セラレマシタ、政府ハ學制改革
ニ付テハ、教育審議會ノ答申ヲ得タモノハ
直チニ實行ニ移シタイ、義務教育年限ノ延
長ハ、法令規則ノ改正ヤ財政上ノ都合モア
ルカラ、大體十五年度ノ豫算ニ計上シタイ
ト考ヘテ居ルガ確言ハ出來ナイ、女子青年
學校ノ義務制ニ付テハ未ダ直チニ之ニ著手
スル程度ニ至ッテ居ナイ、入學難ヲ緩和スル
爲ニハ學校ノ優劣ノ差ヲ少クスルト共ニ、或
學校ノ卒業生ヲ特ニ優秀視スル弊ヲ改メル
必要ガアルトノ答辯ガアリマシタ、尙教育
ニ付テハ以上ノ外ニ、學術振興ノ必要ガ力
說セラレマシテ、有益ナル質疑應答ガ行ハ
レタノデアリマス、此ノ學術振興ノ問題ガ
取上げラレ、屢々論議セラレタ云フコトハ、
本期議會ノ顯著ナル特色ノ一つデアルト存
ジマス、既ニ本會議ニ於キマシテモ、長岡
博士ヨリ基礎科學ノ重要性、天才教育ノ必
要ガ力說セラレマシタコトハ尙我々ノ耳ニ

新夕ナル所デアリマスガ、豫算委員會ニ於
キマシテモ、亦分科會ニ於キマシテモ、此
ノ問題ハ屢々論議ノ的トナツタノデアリマス、
アル最後ノ、而シテ唯一ノ殘サレタル手段ト
シテ、日本ガ支那ニ於テ執リツ、アル軍事行
動ガ、宣傳ヲ好ム人々ノ影響ヲ受ケテ、廣ク
誤解セラレ、曲解セラレツ、アル疑ノアル
場合ニ於テ、「ルーズヴェルト」大統領ノ此
ノ稀ナル友好的行爲ハ、由來正義觀ノ強キ
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
多クノ「アメリカ」人ニ反省熟慮ノ機會ヲ與
フルモノトシテ、深ク喜ブモノニアリマス、
次ハ教育ノ問題デアリマス、學制改革ハ急
速ニ實行スペシ、義務年限ノ延長ハ來年度
ヨリ實行スルヤ、女子青年學校ニ付テモ來
年度カラ之ヲ實施スルヤ、中等學校ノ入學
難ハ、各學校間ニ餘リニ優劣ノ差ガ甚ダシ
イ爲ニ起ルモノデアルカラ、入學難ヲ緩和
スル爲ニハ、各學校ノ優劣ノ差ヲ無クスル
必要ガアリト思フガ、政府ノ所見如何等ノ
質問ガ提出セラレマシタ、政府ハ學制改革
ニ付テハ、教育審議會ノ答申ヲ得タモノハ
直チニ實行ニ移シタイ、義務教育年限ノ延
長ハ、法令規則ノ改正ヤ財政上ノ都合モア
ルカラ、大體十五年度ノ豫算ニ計上シタイ
ト考ヘテ居ルガ確言ハ出來ナイ、女子青年
學校ノ義務制ニ付テハ未ダ直チニ之ニ著手
スル程度ニ至ッテ居ナイ、入學難ヲ緩和スル
爲ニハ學校ノ優劣ノ差ヲ少クスルト共ニ、或
學校ノ卒業生ヲ特ニ優秀視スル弊ヲ改メル
必要ガアルトノ答辯ガアリマシタ、尙教育
ニ付テハ以上ノ外ニ、學術振興ノ必要ガ力
說セラレマシテ、有益ナル質疑應答ガ行ハ
レタノデアリマス、此ノ學術振興ノ問題ガ
取上げラレ、屢々論議セラレタ云フコトハ、
本期議會ノ顯著ナル特色ノ一つデアルト存
ジマス、既ニ本會議ニ於キマシテモ、長岡
博士ヨリ基礎科學ノ重要性、天才教育ノ必
要ガ力說セラレマシタコトハ尙我々ノ耳ニ

總督府ハ耕地ノ新開拓、水利ノ施設其ノ他
農民ノ福祉ニ付積極的ニ乗り出ス答ダカラ
結局ソレ等ハ收入ヲ増加スル原因トナルモ
ノデアル、總督府ニ於テハ今後モ此ノ案ガ
農民ノ福祉ノ爲ニ役立ツモノデアルコトヲ、
認識セシメル爲ニ努力スル考デアルトノ答
辯ガアツタノニアリマス、更ニ東北振興ノ問
題ニ關シマシテ、政府ハ東北振興ヲ國策ト
考ヘルカ、東北ノ特異性ニ基イチ、東北廳
ヲ設置スルノ要ハナイカ、東北興業會社ノ
重大ナル創業期ニ、二年間ニ三人モ總裁ガ
更迭スルノハ遺憾デアル等トノ質疑ニ對シ
テ、東北振興ハ勿論國策ノ一トシテ考ヘナ
ケレバナラナイ、東北廳ノ設置ニ付テハ、
今之ヲ設置スルトハ申上げ兼ネル、總裁ノ
更迭ハ人事ノ都合上已ムヲ得ナカツタコトダ
ガ、將來ハ深ク考慮スルトノ答辯ガアリマ
シタ、森林事業ノ發展ニ關スル質疑トシテ、
國有林ヲ特別會計トシテ剩餘金ヲ森林事業
ニ使用シテハ如何、森林金融ニ對シ特別ノ
途ヲ講ジテハ如何等ノ問ニ對シマシテ、國
有林ノ經營ノ爲、特別會計ヲ設置スルコト
ハ、目下考慮中デアル森林金融ハ甚ダ不完
全デアル、是ハ日本ノ森林行政上注意スペ
キ點デアルトノ答辯ガアリマシタ、尙又何
等力府縣ト市町村トノ間ノ中間機關ヲ設置
スルノ必要ガ、時局對策トシテノ地方機關
ノ改善ノ見地ヨリ論ゼラレマシタガ、政府
ノ組織、司法官ノ地位向上、義勇軍、液
體燃料、國家總動員法第十一條、二一千六
百年記念事業等ノ諸問題ニ付テモ、有
益ナル質疑應答ガアリマシタ、尙詳細
ニ瓦リマスコトヤ、各分科會ニ於ケル
質疑應答等ニ關シマシテハ、會議錄ニ依ッテ
御諒承ヲ願ヒタイト存ジマス、而シテ三月四
日ノ總會ニ於キマシテモ、國策ニ關スル論

議ガ行ハレ、次イデ懇誠ノ溢レタル討論ノ後、直チニ三案ヲ一括シテ採決致シマシタル處、全會一致ヲ以テ可決ヲ致サレタノデアリマス、豫算委員各位ノ總會及分科會ニ於テ、連日御激励下サマイマシタコトニ、對シ、茲ニ改メ感謝ノ意ヲ表シマシテ、私ノ報告ヲ終リタイト存ジマス
○議長(伯爵松平賴宣君) 質疑ノ通告ガゴザイマス、是ヨリ通告順ニ依リマシテ、順次發言ヲ御許シ致シマス、佐々木八十八君
(左々木八十八君演宣ニ至る)

如キ、圓「ブロック」以外ノ第三國ニ之ヲ仰ガ
ナクテハナラナイト云フコトニナッテ居リ
マス、先ヅソレガ對策トシテハ、輸出製品
ニ要スル輸入原料ノ代價支拂額ヲシテ、成ル
ベク少額ナラシムト同時ニ、輸出製品
ニ對シマスル外貨ノ受入金高ヲシテ、成ル
ベク多額ナラシメ、之ヲ差引シテ、金ノ獲
得ヲシテ成ルベク多カラシメナクテハナラ
ナイノデゴザイマス、カルガ故ニ、金ノ獲
得ヨリ見テ、輸出製品ニ要スル輸入原料ハ
成ルベク價格ノ低イ物ヲ選ビ、又成ルベク
容量ノ少クテ足リルヤウナ、輸入原料ニ對
シ、工藝技術的ノ加工ヲ施シテ、優秀ナル
製品、即チ高級化シタル商品ニ仕上ゲ、可
及的、高價ナル要品ニ美化シテ、之ヲ第三
國ニ輸出スルヨリ他ニ方法ハナイノデゴザ
イマス、是ガ輸出超過ノ促進トナリ、所謂
加工工業國トシテノ金獲得ニ對スル是ガ
唯一ノ方策デアルト思フノデアリマス、又
「ハヴ・ナット」ノ國トシテ生キテ行クベキ、無
二ノ途デアルトス様ニ考ヘテ居リマス、蓋シ
人ニハ先天的ニ美ヲ愛好スル趣味ガアリマ
シテ、總テノ物ハ形狀及色彩ノ上ニ新規ナ
ル意匠ヲ加ヘテ、其ノ價值ヲ上げ、人ノ趣味
ニ懇ヘテ販路ヲ開拓或ハ擴張シ得ルノデ
アリマス、カルガ故ニ出來得ル限り之ヲ高
度ニ利用シテ、只今申上ゲマシタヤウナ工
藝雜貨ノ輸出進展ニ資スペキデアルト、斯
様ニ思ウテ居リマス、而シテ其ノ趣味性ニ
モ亦文化ノ高イ程度ノ國民程、ソレ程洗煉
サレテ居リマスルケレドモ、各國ニ於ケル
民族モ、眠色毛色ノ變ルガ如ク、種々雜多
ニ、決シテ一樣デハナイノデアリマス從シテ
其ノ仕向地ニ於ケル文化ノ程度及嗜好等ニ
對シ、具サニ比較研究シテ、其ノ人々ノ好ミ
ニ投ズルヤウ苦心慘澹、巧ミニ最善ヲ盡ス
ベク努力ヲ要スルノデアリマス、幸ニ我が國
民ハ美的情操ニ富ミ、工藝技術加工ニ對シ
最モ良イ素質ヲ持ツテ居リマスルケレドモ、

悲シイ哉往々ニシテ半製品ノ儘輸出サル、コトモアリ、或ハ安價品ヲ以テ海外市場開拓セラル、ヤウナ現状ヲ思フニ當リマシテハ、轉々寒心ニ堪ヘナイモノガアリマス、斯クノ如キ我が國ノヤウナ資源ニ乏シイ國トシテ、輸出貿易ノ進展ヲ圖ラムト欲スレバ、勢ヒ工藝教育ノ振興ニ對シ、一日タリトモ之ヲ忽擴充スル必要ヲ痛感致シマシテ、屢々當局ニ要望スル所ガアリ、遂ニ國立工藝指導所ヲ増設セラル、ニ至リマシタルコトハ、先程申上ゲマシタ通りデゴザイマス、併シナガラ是グケデハ恰モ謬ニ謂フ所ノ、佛作ツテ魂ヲ入れナイト云々タヤウナモノデアリマシテ、本當ニ工藝技術ノ進歩發達ヲ促ス爲ニハ、百尺竿頭一步ヲ進メテ、大イニ工藝教育ノ振興ヲ圖リ、多數ノ工藝技術者ヲ養成スルコトガ、現下ニ於ケル喫緊ノ急務デアルコトハ勿論、我ガ工產品ニ優秀ナル工藝美ヲ發揮セシメ、更ニ積極的ニ進ンデ第ニ國ニ對シ輸出超過ノ促進ヲ圖リ、工藝難貨ノ海外進出性ノ增大ニ努メ、須ク我國ノ對外信用ニ對シ飽ク迄モ維持シナクテハナラナイト思フノアリマス、之ニ依ツテ我が國ノ經濟力ヲ培養スル所トナリ、今後ノ長期戰ニ備ヘ、斷乎トシテ此ノ非常時局ヲ突破スルノ大覺悟ヲ極メナケレバナラナイト思フノアリマス、左レバ工藝教育ノ振興及普及ハ、上述ノ通リ我が國ノ國力ノ消長ニ影響スル所極メテ重大ナル事柄デアリマスガ故ニ、多年ニ亘リ我々ハ之ニ對シ重性ヲ強調致シマシタ所以ノモノハ、我ガト云フ信念ニ外ナラナイノデゴザイマス、政府ハ輸出振興ヲ其ノ政綱中ニ御掲げニナッテ居ラル、ヤウニ思ヒマスルガ、ソレナラ

べ殊更、工藝教育振興ノ必要ヲ御認メニナツ
テ居ラッジヤルノデハナカラウカト存ジマ
スル、以上私が申上げマシタ事毎ニ對シ、
文相閣下ノ御高見ヲ拜承致シタク存ジマス

〔國務大臣男爵荒木貞夫君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(男爵荒木貞夫君) 只今ノ御尋

ノ工藝教育振興ニ付キマシテ、現在ノ我ガ

國ノ工藝技術教育ハ、専門學校ニ於テ五學

科ヲ設ケテ居リマスル、府縣ノ中等程度ノ

工業學校ニ於テ百八ノ學科ヲ設ケマシテ、

此ノ方面ニ於ケル技術者ノ養成ニ努力致シ

テ居ルノデアリマス、而シテ其ノ方ニ於テ

ハ只今御述ニナリマシタ如ク、我ガ國民ノ

天賦ヲ十分ニ發揮致サセマシテ、之ヲ總テ

ノ工藝ノ上ニ活用致サスルヤウニシテ、獨

創的ナ種々工夫ヲサスルヤウナ方針ヲ執ツ

テ居ル次第デアリマス、併シナガラ只今御

述ニナリマシタ如ク、工藝技術ガ輸出入ノ

收支關係ニ大ナル關係ヲ持ツテ居リマスルコ

トニ鑑ミマシテ、更ニ世界ノ此ノ方面ニ對ス

ル趨勢ニ能ク鑑ミ、又各國民、各國家ノ趣

味ヲ能ク斟酌致シマシテ、斯様ナ意味ニ於

ケル工業教育ノ進展ニ關シテ、將來一段ノ

努力ヲ致シ、更ニ商工省方面トモ連絡ヲ緊

密ニ圖リマシテ、今日ノ必要性ニ應ジテ、

ソレドヽ適當ノ處置ヲ執ツテ其ノ振興ヲ圖

ト存ジマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイマ

ス
○佐々木八十八君 只今ハ文相閣下ヨリ、
イトモ詳細ヲ極タル御答辯ヲ辱ウ致シマ
シタニ對シ感謝ノ意ヲ表シマス、何卒政府
ニ於テ之ガ爲ニ能ク善處ヲ爲サレマシテ、
之ガ實現スルコトノ一日モ速カラムコト
ヲ庶幾シテ私ノ質問ヲ終リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 一二荒伯爵

〔伯爵二荒芳德君演壇ニ登ル〕

○伯爵二荒芳德君 (會期切迫ノ今日ニ當リ)

マシテ、暫ク時間ヲ頂戴致シマシテ、豫算

ノ執行ト云フコトニ付キマシテ、質問ヲ致

シタイト存ズルノデアリマス、問題ハ文部

省關係ニ亘ルコトガ主デアリマスガ、又外

務省ノ關係ニモ及スト存ジマスノデ、此ノ

點御含ミヲ願ツテ置キタイト存ジマス、先ヅ

御斷リヲ致シテ置キタイト存ジマスルノハ、

昨年文部省ノ補助費ト致シマシテ、日獨青

少年交驩ノ費用ト致シマシテ、十萬圓ヲ計

上致シタノデアリマス、而シテ委員會ニ於

キマシテハ、此ノ十萬圓ノ使途ニ付キマシ

テハ詳細ナル質疑應答ガゴザイマシテ、或

團體ヲ特ニ作リマシテ、其ノ團體ヲシテ青

少年交驩ノ事業ヲ行ハシメルト云フコトデ

アツタノデアリマス、凡ソ補助費ナルモノ

ハ、補助サル、團體ガアツテ初メテ計上サ

ルベキモノデアルノデアリマスガ、其ノ團

體ガ數箇團體ゴザイマシタノデ、其ノ數箇

團體ヲ一括致シマシテ、茲ニ交驩團ト云フモ

ノヲ作ツテ之ニ補助費ヲ與ヘタノデアリマ

ス、從ツテ其ノ補助費ヲ受ケタ交驩團ハ、其

ノ補助費ヲ計上サレタ目的ニ從ヒマシテ、

能ク之ヲ使フト云フコトガ必要デアルノデ

アリマス、然ルニ其ノ補助費ノ使用方法及

デハ毛頭ナインデアリマス、又私ノ只今申
出マス質問ニ對シテハ、一ツノ行政上ノ方
法ノ批判ニモナリマスノデ、或ハ議政壇上
ニ於テ問題トスルノニハ小サイ事デアルト

云フ御考ヲ御持チニナル方ガアルカモ知レ
マセヌガ、此ノ問題ヲ此ノ壇上ニ於テ論ジ

マスクトハ、實ヘ一ツノ例示ニ過ギナイン

デアリマス、由來社會教育關係ニ於テハス

クノ如キ事柄ガ多々アルノデアリマシテ、
ニ國民精神ノ根本的ノ原動力ハ、私常ニ申

シテ居リマスヤウニ社會教育ニ在ルト思フ

ノデアリマス、從ツテ社會教育ノ振興ナルモ

ノハ、國防上實ニ軍備等ニモ匹儕スペキト

申サムヨリハ、ソレ以上ニ道義的、精神的

觸レルコトガ出來ナイカラ、已ムヲ得マセ

ヌデソレヲ申上ゲル所以デアリマス、尙更

之ヲ具體的ニ申上げナケレバ問題ノ核心ニ

シテ居リマスヤウニ社會教育ニ在ルト思フ

ノ意味ニ於テ重大性ヲ持ツト思フノデアリ

マスガ故ニ、其ノ中核ヲ衝イテ質問ヲ致シ

タイト思フノデアリマス、尙最後ニ御斷リ

ハ改善、總テノ整理ト云フモノガ急速ニ行

申上ガタイト存ジマスルノハ、近頃官吏獨

善ト云フ言葉ガ流行リマスガ、私ハ斯クノ

ソレタノ如ク見エル場合モアラウト思フ

ハレナケレバナラスト思フノデアリマス、
從ツテ舊態ヲ維持シテ居ル人々ノ眼カラ見

マスレバ、恰モ官吏ガ獨善主義ニ事ヲ運ン

デ居ルカノ如ク見エル場合モアラウト思フ

ノデアリマスガ故ニ、一面ニハ官吏ノ獨善

ニシテ私ノ見ル所ハ政府當局ノ見ル所ト全

ク相反スルモノガアリマスルガ故ニ、今日

マシテ、私ハ今日次ノ質問ヲ申上ゲタイト思
フノデアリマス、即チ日獨青少年團交驩ノ費用
十萬圓ナルモノガ與ベラレマシタ交驩會ハ、
數個團體ノ青少年團教育ノ團體ゴザイマ

シテ、民間カラ更ニ此ノ團體ノ名前ニ於テ八萬

圓ノ寄付金ヲ仰ギマシテ、日獨青少年ノ

交驩ヲ完成致シタノデアリマスガ、不思議ナ

コトニハ、此ノ民間カラ得マシタ八萬圓千圓

ノ寄附金ト云フモノハ、未ダ曾テ交驩會ノ

理事等ニ於テハ報告サレタコトガナインデ

アリマス、同時ニ政府補助ノ十萬圓ト云フ

モノノ使途ニ付テモ、未ダ曾テ其ノ内容ヲ

アリマス、同様ニ政府補助ノ十萬圓ト云フ

務が取り運バレタカト云フコトヲ質問致シ
マシタノニ對シテ、又不思議ナ御答辯ヲ得
タノデアリマス、「ドイツ」ノ青少年團體ハ
國家機關ガヤツテ居ルモノデアル、即チ國家
ガ中心ニナツテヤツテ居ルモノデアルガ故ニ
我ガ國ニ於テモ文部省ガ中心ニナツテヤツタ
ノデアルト云フ御答辯ニアツタノデアリマ
ス、是ハ實ニ蔽麥ヲ辨ヘナイ答辯デアルト
思フノデアリマス、「ドイツ」ノ青少年指導
廳ナルモノハ、文部省ニモ匹敵スペキヤウ
ナ千人ニ近イ役人ヲ使ツテ居リ、其ノ部局ハ
十五部局ニ分レテ居リマシテ、中ニハ外交
關係ヲ扱フ部局、宣傳ヲ扱フ部局、或ハ教
育ノモノヲ扱フ部局等々ゴザイマシテ、
一見厖大ナル一大官省デアルノデアリマス、
然ルニ文部省ノ中ニ存在致シマスル所ノ社
會教育局ナルモノハ、僅カニ專任八名乃至
九名ノ高等官ヲ有シ他ハ屬僚ト致シマシテ
二十數人ノ官吏ヲ有スルニ過ギナイ一局内
ノ一課デアルノデアリマス、「ヒットラー
ユーベント」ノ團體ガ、國家機關ニ依ツテ
行ハレテ居ルガ故ニ、文部省ガ當然此方モ
其ノ積リデ國家的ニヤルノダト云フヤウナ
コトハ、内容ト云フコトニ一ツモ注視スルコ
トナク、全ク獨斷的ノ判断ニ依ツテ之ガ行ハ
レタト云フ所ニ、甚ダシキ不聰明ト不用意
ガアルト申サナケレバナラヌノデアリマス、
斯ク私ガ申シマスコトハ、文部省自身ニ對
シテノ非難ヲシテ居ルノデハアリマセス、
社會教育局ガドンナ大切ナ役割ヲ此ノ事變
下ニ持タナケレバナラヌト云フ點ニ付テ、
非常ナル不安ヲ持チマスガ故ニ之ヲ申シテ
居ルノデアリマス、又其ノ事務ノ執リ方ニ
付テモ、斯クノ如ク文部省ガ直接ニヤルノ
デアルカラシテ、或官吏ヲ之ニ專屬セシメ
テ、サウシテ其ノ官吏ガ専ラ之ヲ行フコト
ニ致シタノデアル、斯ウ云フ説明デアリマ
ス、若シ斯クノ如キコトデアルナラバ、初
カラ交驩園ナドト云フモノヲ作ルト云フコ

トハ、形式的ニ之ヲ扱フ考デ、文部省自身
ガ之ニ當リ、或ハ文部省ノ社會教育局自身
ガ之ニ當ルト云フ肚ヲ持シテ居シタコトニナ
ルノデアリマシテ、昨年ノ豫算ノ時ノ質問
應答ト云フモノハ、全ク一ツノ方便ニ過
ギナカツト云フ結果ニナルノデアリマ
ス、交驩團ハ一ツノ團體デアリ、是ノ意
思決定ヲ爲スモノハ理事會ガアルノデア
リマス、是ガ唯常務理事ダケノ考ニ於
テ行ハレルコトスラ適當デハナイノデ
アリマスルガ、而モ其ノ一常務理事ノ專斷
ト云フコトニアリマスレバ、將來非常ナル
恐ロシキ結果ヲ生ズルト思フノデアリマス、
今年度ニ出シマシタ文部省ノ豫算中ノ補助
費ダケデモ百七十六萬圓ト云フ多額ノモノ
ヲ計上致シテ居ルノデアリマス、斯ウ云フ
ヤウナ多額ノ金ガ先程申スヤウナ事例ニ從
ヒマシテ使用サレルト云フコトニアリマス
レバ、共ノ結果タルヤドウ云フ恐ロシイモ
ノガアルカト云フコトハ、皆様ノ御想像ニ
委セテ御判斷ヲ願ヒタイト思フノデアリマ
ス、之ヲ要スルノニ今後ノ國際的文化事業
ト云フモノハ、一文部省ノヤルベキコトデ
ハ決シテナイト思フノデアリマス、他面ニ
ハ外國ノ事情ニ通ジタ外務省ノ部局ガヤラ
ナケレバナリマスマシ、之ガ全國的ニ或
ハ旅行シ或ハ研究ヲスル爲ニ、其ノ團體方
勧クト云フコトニアリマスレバ、内務省モ
亦大キナ役割ヲ持タナケレバナラヌト思フ
ノデアリマス、而シテ文部省ノ今日ノ社會
教育局ノ威力ト云フモノハ、地方ノ社會局
主事等ニモ十分徹底シナイヤウナ有様デ
シマウト云フコトハ、聽テ國民精神ノ本質
ヲモ彼等ニ知悉セジムル機會ヲ逸シテシマ
ベキ色々ノ糧ヲ、外來ノ賓客ニ與ヘ損ナシテ
シマウト云フコトハ、聽テ國民精神ノ本質
ヲモ彼等ニ知悉セジムル機會ヲ逸シテシマ
フト云フコトニナルノデアリマス、假ニ「オ
リムビック」大會ガ行ハレタド云フヤウナ場

合デモ、斯ウ云フ一種ノ無氣力ノ失態ト
フモノハ想像サレルト思フノデアリマス、
私ハ事ハ小ニ似テ居リマスケレドモ、國宝
ノ前途ノ爲ニ、斯クノ如キ事ガ今後絕對ニ
ナイコトヲ望ムト同時ニ、今日ノ世ノ中、
兵力ノ戰爭ヲ一面ニ致シテ居リマスガ、實
ハ思想戰ノ戰鬪、又精神力ノ戰鬪ノ時期
入ツテ居ルノデアリマス、其ノ本營デアル所
ノ文部省ガ斯クノ如キ不用意ナ立場ニ立
テ居ルト云フコトハ、ドウシテモ國防ノト
カラ私共ハ默視シ得ナイノデアリマス、此
ノ點ニ付キマシテ、一面ニハ文部大臣ノ御
決意ヲ伺ヒタヒト存ジマスシ、國際問題ノ
重要性ニ付キマシテハ、外務大臣ノ御答覺
ヲ辱ウシマスナラバ誠ニ幸ト存ズル次第云
アリマス

リマシテ、今後ニ於テモ此ノ交隣會ハ更ニ繼續スル必要ヲ認メテ居ルノデアリマス、更ニ日獨文化協定モ成立致シマシタノデ、是等ノ點ニ付キマシテハ、重ネテ日獨ノミナラズ他ノ諸邦トノ間ニ於キマシテモ、文化ノ興隆、之ヲ通ジテノ理解、更ニ心ヨリ民族ノ親善ヲ期スル上ニ付テ、將來更ニ活躍ヲ期セネバナラヌト存ズルノデアリマス、之ガ爲ニ只今御指摘ニナリマシタ如ク、今日ノ組織ヲ以テシテハ決シテ十分トハ申シ兼ネルノデアリマシテ、國際文化ノ振興ニ於キマシテハ、各種ノ團體ト共ニ中央機關ト致シマシテ、我が國ノ文化、更ニ協定ヲシテ居リマス所ノ各國ノ文化ノ眞髓ヲオ互ニ交換ヲ致シマシテ、基礎アル系統ヲ立てテ、我ガ國ノ文化ヲ彼等ニ紹介スル必要ガアリマスノデ、此ノ點ニ付テハ文部省ハ主管省ト致シマシテ、今後モ更ニ是等ノ機關ヲ擴大強化致シマシテ、外務省トノ間ニ是等紹介ノ、又事務進捗ノ緊密ナル連鎖ヲ取ツテ、更ニ其ノ有終ノ美ヲ濟シタトイ期シテ居ル次第アリマス、以上御質問ノ點ニ關シマスル過去ノ経過茲ニ將來ノ考ニ付テ御答へ申ス次第アリマス

○伯爵二荒芳德君 簡単デゴザイマスカラ、
自席カラ發言ヲ御許ヲ願ヒマス
○副議長侯爵佐佐木行忠君 宜シウゴザ
イマス
○伯爵二荒芳德君 只今文部大臣、外務大臣ヨリ御答辯ヲ得マシテ満足ニ存ジマス、
'ヒットラー・ユーゲント'ノ日本訪問ト云フコトハ、其ノ效果ニ於テハ、彼我多大ノ功績ヲ残シタト存ジテ居リマス、殊ニ「ドイツ」方面ニ於ケル交驛園ノ歸國以後ノ活動、即チ日本文化ヲ國內ニ宣傳シテ、實ニ最努力ヲ拂テ日本ヲ諒解セシムテ居リマスコトヲ知リマシテ、其ノ效果ハ非常ニ大キカッタト存ズルノデアリマス、又我が國內ニ於テモ其ノ效果ハ決シテ少クナカッタト存ジマスガ、先程兩大臣カラ御話ノヤウニ、今後此ノ種ノ企テハ益、起ツテ來ルト思フノデアリマス、從ヒマシテ此ノ事業ノ十分ナル用意ノ下ニ行ハレムコトヲ切望致シマシテ已マナイ次第デアリマス、之ヲ以チマシテ私ノ質問ヲ終リト致シマス
○副議長侯爵佐佐木行忠君 三上參次君
(三上參次君演壇ニ登ル)
○三上參次君 私ハ戰時及戰後ノ國民思想問題ニ付テ、總理大臣、内務大臣ニ、半バハ希望ヲ申上げ、半バハ御質問ヲ申上げタ伊ト考ヘルノデアリマス、世ノ中ノ泰平ガ續キマスト云フト、或ハ社會ノ狀態ガ固著シマシタリ、又其ノ間ニ色々ノ學說ガ起りナド致シマシテ、矢張リ思想問題ガ時々起ルノデアリマス、サウシテソレガ往々世ノ

東西ノ國々ノ能ク體驗シテ居ル所デアルノ
デアリマス、況ヤソレガデス、此ノ度ノ如
キ國ヲ擧ゲテノ大戰爭ト云フ風ナコトニナ
リマスト云フト、一段サウ云フ心配ハ加ル
ノデアリマス、大正十二年ノ彼ノ大震火災、
誠ニ見ルニ忍ビズ、言フニ堪ヘザル大慘害
デアリマシタケレドモ、之ヲ地方カラ見マ
スルト云フト、尙一地方ノ事デアッタノデ
アリマス、然ルニ若シ斯カル出來事ガ全國
民ノ頭ノ上ニ直接ニ繋ルト云フコトデアッ
タナラバ、其ノ影響スル所ハ、及ス所ハ如
何ニ大キイカト云フコトハ、大抵想像ノ出
來ルコトデアラウト思フノデアリマス、ア
ノ震火災ノ時デサヘモ可ナリ自暴自棄的ナ
考ヲ起シタリ、即チ俗ニ申ス所ノ捨鉢的ノ
考ヲ述べタ者モアツタヤウニ私ハ記憶致シ
テ居リマス、大戰爭ガ續キマスト云フト、
之ニ依シテ一種ノ宗教心方強クナッタリ、若
シクハ社會ニ迷信ノ程度ガ増スナドト云フ
コトガ多イノハ、即チ原因ハソコニアルト
思フノデアリマス、戰爭ニ於テ古來敗北ヲ
致シタ所ノ國ハ、其ノ社會ノ機構ガ或ハ變
り、又人情風俗ガ大イニ變ルト云フコトハ、
固ヨリ申ス迄モナイ話デアリマスルガ、戰
捷ヲ最後ニ占メタ國ニ於テデモ、同様ノコ
トガ屢々是迄繰返サレテ居ルノデアリマス、
殊ニ今日ノ我ガ國ノ事變ノ如ク、當面ノ支
那ハ申スニ及バズ、其ノ背面ニハ最モ厭フベ
キ「ロシア」ノ共產主義ト云フモノガ織込マ
レテ居ルノデアリマスルガ、此ノ共產主義、
「ロシア」主義ト云フモノハ、苟モ我ガ國體
ト相容レナイモノデアル、私共ハ之ヲ不俱
戴天ノ仇ト考ヘテ居ルノデアリマスルガ、
ソレガ敵方ニ廻ツテ大イニ腕ヲ揮フテ居ル
ノデアリマスルカラシテ、我ガ國ノ上下ノ
人ノ之ニ對シテ關心ヲスルト云フコトモ誠
ニ尤モナコトデアリマス、申上ゲマスル迄

或ハ時ニ依ツテハ均産主義ヲ採ル、或ハ共産主義ヲ以テ國ヲ治メル、若シクハソレニ反シテ、全く自由競争デ、弱肉強食ノ時代、共ウ云フ不權衡ナ時代ガ出來テ來マスト、共産主義若シクハ均産主義、ソレガ行詰リマスト、元ノ如ク又自由競争ノ時代ニナルト云フヤウナ不權衡ナ時代ガ出來テ來ル、サウ云フ不權衡ナ時代ガ出來テ來マスト、共侯ニ等シク、他ニハ立錐ノ地モ有シナイト居ルノデアリマスルカラシテ、恐ラクハ蔣介石ノ政府ニ於テハ、我々ガ不思議ニ思ヒ、苦痛ニ思ツテ居ルコトヲ、彼等ハ歴史的ニ考ヘテ、我々ノ先祖ノヤツテ居ル事ヲ繰返シテ居ルニ過ギナイト云フヤウナコトヲ思ツテ居ルカモ知レナイト思フノデアリマス、サウシテ其ノ支那大陸ニ於テサウ云フコトガアリマス度毎ニ、大ナリ小ナリ我ガ國ニ影響ヲ及シタノデアリマスルガ、其ノ最モ大ナル影響ハ、即チ例ノ大化ノ時デアリマシテ、班田收授ノ法ト云フモノハ即チ均産主義デ、ソレヲ我ガ國ニ用ヒタガ爲ニ、將來上ノ一ツノ大キナ問題ニナツテ居ルコトデアリマス、然ルニ幸ニシテ金匱無缺ノ我ガ國體ハサウ云フ主義ヲ用ヒタト雖モ、却テ皇威ヲ發揚スルコトコソアレ、我ガ皇威ヲ毀損スルト云フコトハ少シモナカッタト云フコトハ、我々國民タル者ノ大ニ誇リトシ、喜ブヘキ所デアルノデアリマス、處ガ今日ノ共産主義ハ、支那ノ昔用ヒマシタ所ノ共産主義及均産主義ヨリモ、餘程變ッタ油断ノナラヌモノニナツテ居ルト云フコトハ、今更此處デ申上ゲズトモ宜シカラウカト思フノデアリマスケレドモ、私共ハ大化ノ昔ノコトヲ考ヘテ、今日ノコトヲ想ヒマスルト云フト、慄然トシテ膚ニ粟ヲ生ズルヤウナ感ジヲ時々致スノデアリマス、申ス迄モナク今日ノ支那ニ於ケル我ガ國ノ戦争ト云

フモノハ、恐クハサウ云フ禍根ヲ絶ツト云
フコトガ戦争ノ目的ノ過半デアルト云フコ
トモ我々信ジテ居ルノデアリマスルガ、兎
角此ノ戦争ト云フモノガアリマスルト云
ト、其ノ戦争ノ道サクサ紛レニ、サウ云フ
思想ガ入ツテ來ルト云フコトハ、餘程注意ヲ
致シマセヌト云フト、是迄ニモ例ノアルコ
トデアツタノデアリマス、政府ニ於キマシテ
モ、十分其ノ邊ノ御注意ハアツタノデアラウ
ト思ヒマシテ信賴ヲ致シ、感謝ヲ致シテ居
リマスルガ、併シナガラ尙昨日デシタカ、
今日デシタカノ新聞ニ、黒色「ギャング」團
ガ檢舉サレタトカ、告發サレタトカ、若シ
クハサウ云フ硬派ノ「ギャング」デナク、軟
派ノ「ギャング」ノ或印刷物ガ押收セラレタ
ト云フヤウナコトヲ見マスルト云フト、此
ノ上下一致、聖戰ニ從事シテ居ル間ニ於テ、
尙我ガ同胞中ニ斯クノ如キ者ガアルカト云
フ感ジヲ深ク致スノデアリマス、大體ニ於
テ此ノ問題ニ對シテハ政府ニ於テモ十分ニ
警戒ヲシ、各方面ニ向ツテソレヽ施設ヲシ
テ下サルコトデアルト信ズルノデアリ
マスルケレドモ、尙ソレニ關聯シマシタ
事柄ニ於キマシテハ、アチラコチラニ多
少ノ穴ガアルヤウニ思フノデアリマス、
大キナ堤モ蟻ノ穴カラ崩レルト云フヤウナ
コトガアリマスヤウニ、我々ハサウ云フ
點ヲ懸念セズニハ居ラレナイノデアリマス、
昔カラシテ德ヲ以テ政ヲスレバ民ガ悅ンデ
服スル、法ヲ以テ政ヲスルト云フ民免レテ
耻ヅルコトナシト云フコトヲ言ツテ居リマス
ルガ、今日ノ世ノ中ノ状態ヲ見マスルト云
フト、甚ダ言ヒタクナイ言葉デアリマスル
ケレドモ、免レテ耻ヅルコトナシト云フ民
ガ餘程マダ多いヤウニ考ヘラレルノデアリ
マス、私ハ青少年ニ接觸スル機會が割合ニ
多いノデアリマシテ、彼等ノ心理状態、思想
ナドヲ少シク知ツテ居ル積リデアリマス、又
古ク昔ニ邇ツテ之ヲ比較シテ見マスルト云フ

ト、成ル程斯ウ云フモノデアラウト云フナ
ウニモ感ズルノデアリマスルガ、今日ノ責
少年ハ法律萬能主義ト個人主義ト云フモノ
ヲ固ク持ッテ居ルト云フコトハ、我々驚クノ
デアリマス、斯ク迄モサウ云フ風ニ固マッ
テ居ルカト云フコトヲ驚クコトガ屢、アルノ
デアリマス、サウ云フ風デアリマスカラシ
テ政府カラ法律ガ雨ノ降ル如クニ出マス、
法案ガ多ク出マスルト云フト、之ニ觸レル
者ガ多クナツテ來マス、從ツテ昨年ノ何月デ
アリマシタカ、判事、檢事ガ一時ニ數十人
増加セラル、ト云フヤウナコトモ出來テ來
ルノデアリマス、是ハ世ノ中ガ進歩シ、社
會ガ複雜ニナルニ從ヒマシテ已ムヲ得ナイ
現象デアリマシテ、判檢事ノ一時ニ數十人
增加ト云フヤウナコトモ、蓋シ其ノ時ニ於
テハ已ムヲ得ナカツタコトデアラウト思フノ
デアリマス、併シナガラ政治ノ本ヲ成スモ
ノハモウ少シ未ニ走ラズニ、本ニ立還ツテ、
本ヲ正スト云フコトヲシナケレバケナイ
ノデヤナカラウカ、私共ノ敬愛シテ居ル平
沼首相ナドハ、平生サウ云フ御考ノ人デア
リマセウト思ヒマスルカラシテ、私ハ是ハ
平沼首相比向クテハ特ニ御註文モシ、サウ云
フ御心持デイラッショナルノデアルカト云フ
コトヲ確ステ置キタイノデアリマス、今日
屢々、地方カラ參ッタ者ナドニ聞キマス所ニ依リ
マスト云フト、此ノ度ノ聖戰ニ於テ支那ヲ
膺憲シ、君國ノ爲ニ身ヲ犠牲ニ供シ、東亞
興隆ノ爲ニ捨石トナツテ亡クナツタ所ノ忠勇
義烈ノ士ハ、實ニ澤山アルノデアリマスル
ガ、其ノ人々ノ遺族ノ間ニ於テ、一時賜金
ルヤ分數ニ於テ甚ダ少クナイト云フコトヲ
ヲ継^ミテ甚ダ面白カラザル争ノ起ルコトト云
フモノハ、地方ニ依テハナカヽ多イト云
フコトヲ承^ミタノデアリマス、而モ其ノ數タ
辛イノデアリマシテ、若シサウ云フコトガ第

レマスト云フト、此ノ上モナク氣ノ毒ニ感
ズルノデアリマス、若シモ國民ガ、殊ニソ
レ等ノ遺族ノ人々竝ニ親戚、郷黨ノ人々ガ
一般ニ謙讓ノ德ニ富ンデ居ッテ、唯法律上ノ
議論ヲシテ、金錢ヲ争フト云フ風ナコトガ
ナカツタナラバ、左様ナ醜イコトハ見ズシテ
濟ムコトガ出来ルノデナイカト、大變ニ遺憾
ニ思フノデアリマス、サウ云フ場合ニ於テ
遺族竝ニ家族ニ付テ政府ハ固ヨリ十分ナル
御注意ガアリ、御手當ガアルト云フコトデ
アリマセウト存ジマスケレドモ、其ノ上下
トノ間ニハ、ドウモシックリ取扱ナドガ一致
ヲシナイデ、不平ヲ言ヒ、若シクハ中ニハ
困難ニ陥ツテ居ル人モアルト云フヤウニ聞
イテ居リマスガ、斯ウ云フコトハ或ハ陸軍
大臣ノ御所管ノコトカモ知レマセヌガ、私
ハ唯一般ニ總理大臣ニ向ツテ、國民ノ間ニサ
ウ云フ怨嗟ノ聲ガ聞エルト云フコトヲ御耳
ニ入レテ置キタイト思フノデアリマス、又
其ノ遺族ノコトニ付テ關聯シテ申シマスル
ガ、日々ノ官報ヲ見マスルト云フト、數十
人ノ戰死者ノ遺族ガ一時賜金ヲ貰ツテ居ル
辭令ガ出テ居リマス、其ノ中ニハ隨分婦人
ノ名前モ多イノデアリマシテ、殊ニ婦人ノ
名前ノ方が多イデアリマセワ、若クシテ寡
婦トナツタ人モアル、處ガ斯ウ云フ氣ノ毒ナ
ル、若クシテ寡婦トナツタ人ノ將來ヲ考ヘテ、
見マスルト云フト、是ハツノ社會問題デ
アルノデアリマス、私ハ嘗て記憶致シテ居
リマスルガ、明治二十七八年戦役ノ時ニ、
或有名ナル官員ガ自分ノ子ヲ戰死サセタ、
若イ未亡人ガソコニ出來タ、茲ニ於テ
其ノ方ハ或時私ニ向ツテ、君、昔カラシ
テ貞女兩夫ニ見エズト云フ言葉ガアル
ガ、アレハドウ云フ意味ノ言葉デアル、
僕ノ近頃ノ研究ノ解釋ニ依ルト云フト、
貞女ハ一時ニ兩夫ニ見エズト云フ解釋デ宜
カラウト云フコトヲ言ハレタ、ソレハ餘り

ニ寛大過ギル言葉デアル、一時ニ兩夫、見
エタラ、ソレハ法律上ノ問題ニモナルコト
デアッテ、當時其ノ説ハ、其ノ方ハ雑誌ニ
出サレタコトガアル、其ノ方ノサウ云フコ
トヲ言ハレ、サウ云フ説ヲ雑誌ニ發表サレ
タ動機ト云フモノハ、誠ニ同情ニ堪ヘナリ
モノデアッテ、若イ寡婦ヲ此ノ儘ニ宅ニ置
ノハ氣ノ毒ダト云フ點カラ、サウ云フ風ニ
ハレタノデアリマセウガ、其ノ昔ノ言葉ノ解
釋ニ迄持テ行カレルト云フコトハ、餘リ實
大過ギルト云フ風ニ私ハ思ツタノデアリマ
ス、斯カル寛大過ギル思想ノ言葉ト、在來
ノ道德思想トノ對立ト云フモノモ、是カラ
追々現レテ來ルコトデアラウト思フ、武家
時代ノコトデ言ヒマスト云フト、御承知ノ
通リニ貞永式目ノ中ニ、人ノ妻妾タル者夫
ノ讓リヲ受ケタ其ノ時ニハ専ラ夫ノ菩提ヲ
弔フベキデアルガ、改メテ他ニ嫁シタ時ニハ
其ノ領地ハ其ノ當人ハ持ツテ居ルコトが出
來ナイト云フコトガ原則ニナツテ居ル、ソレ
ハ多少形ガ變リマシタケレドモ、武家時代
ヲ通ジテズットソレガ婦人ノ道德デアリマ
シテ、今日ニ至ル迄堅イ方面デハサウ云フ
コトヲ原則トシテ居ルト云フコトハ御承知
ノ通リデアラウト思フ、處ガ今日ニ於テハ、
一方ニ於テハ餘程軟カクナリ過ギル、實
大ニナリ過ギル、制裁ガ少クナリ過ギル、
一方ニ於テハ依然トシテ昔ノ道德ヲ成ルタ
ケ守ラウト云フ説ガアリヤシテ、政府ニ於テ
モ日本ノ古來ノ醇風美俗ヲ維持シテ行カウ
ト云フ一般ニ付テノ御考デアラウト思フ、
是ハ文部大臣ニハ別ニ御意見ヲ伺フ機會モ
幾ラモアリマスカラシテ、今日ハ御考ヲ伺
フ必要モアリマセヌガ、總理大臣ニ於テハ
承知ヲ致シテ居リマス、併シナガラ進ンデ
ダケ維持シテ行ク御考デアルカ、固ヨリ時代
ニ依ツテ多少ノ變化ハ免レヌト云フコトハ

ノ中ノ事ヲ律シテ行ク御考デアリマセウカ、ソコノ所ヲツキ伺ヒタイノデアリマス、總理大臣ノ此ノ御答辯ヲ下サレバ、其ノ一言ハ世間ノ、是カラ後ニ向テノ人心ニ如何ニ大ナル影響ヲ與ヘルカ、ソレガ根源トナルカト云フコトニ、私ハ極メテ重キヲ置ク者デアルノデアリマス、又一ツはハ同ジヤウナ性質ノモノデアリマスガ、内務大臣ニ御伺ヲ致シタインデアリマスガ、是ハ決シテ今日ノ内務大臣ノ御關係ニナツカコトデハアリマセヌ、少シ古イコトデアリマス、或友人ガ近頃不思議ナ芝居ヲ見タ、ソレハ袈裟御前ハ貞節ヲ守ッタ者デナイト云フコトノ芝居ヲヤツテ居ルト云フコトデアル、ドウモ變ナコトダト思ツテ私ハ態々其ノ芝居ヲ見ニ行キマシタ、處ガ成ル程袈裟御前ガ一旦遠藤武者盛遠ノ脅迫ニ遭ツテ其ノ身ヲ許シテ、結局ソレノ繼續ヲ強ヒラレルガ爲ニ、昔ノ傳説ノ通りニ自分ノ身ヲ殺シタ云フ筋書ニナツテ居ツタノデアリマス、是ハ實ニ驚イタコトデアリマス、文學者ガ自分ノ構想ニ依ツテ新シイモノヲ如何様ニ書カウトモ、是ハ警保局ナドデ御止メニナラヌ限りハ御自由デアリマスガ、苟モ七八百年來我ガ國ニ於テ貞女ノ鑑トナリ、國民道德ノ龜鑑トナシテ居ル人ヲ、サウ云フコトニ於テ傷ツケテシマウト云フコトガ甚ダ怪シカラヌコトデアル、サウ云フコトノ興行ヲ芝居ニ許サレタト云フコトノ御取締ハ、私ハ當局者ニ於キマシテモ其ノ責ナシトハ言ハレナイト思フノデアリマス、況ヤ其ノ芝居ノ筋書ハ其ノ人人ノ全集ニ載ツテ世ノ中ニ流布サレテ居ルト云フコトデアリマス、併シ是ハ實ガ一ツアル、ソレデ斯ウ云フ方面ニ向ツテハ矢張リ一方黒色「ギャング」ト云フヤウナモノヲ御取締ヲ爲サルト同ジヤウニ、

方ニ向ツテモサウ云フ歎派ノ「ギヤング」ト
私ハ申シテ差支ナカラウト思フ、サウ云フ
モノニ向ツテモ相當ノ御取締ヲシテ下サレ
タイト思フノデアリマス、内務大臣果シ
テ私ノ希望ヲ容レテ下サルデアリマセウ
カ、ドウデアリマセウカ、殊ニ私ノ憂慮
スル所ハ、戦争中ニハ國民上下一般ガヒド
ク緊張シテ居リマス、固クナツテ居リマス
ノハ申スニ及バヌコトデアリマス、併
シナガラ一旦戦争ガ濟ミマスト云フト、
久シイ間ノ緊張ノ反動力ト云フモノガ起リ
マスト云フコトハ、是ハ世ノ常ノコトデア
ルノデス、然ルニデス、不思議ナコトニハ
今日ニ於テハ戦爭等中ニ於テ、既ニ社會ノ或
一部分ニ於テハ反動デハアリマセヌガ、大
イニ其ノ弛緩シタ形勢ノ見エルト云フコト
ヲ聞キモシ、新聞雜誌ニ見ルノデアリマ
ス、勿論政府ニ於テハサウ云フ餘裕ノアル
モノニ向ツデハ、出來ルダケ貯蓄ヲ獎勵セラ
レテ居リマスト云フコトモ能ク存ジテ居リ
マス、其ノ外サウ云フ方面ノコトモ講ゼラ
レテ居ルト云フコトモ承知シテ居リマスケ
レドモ、私ノ眼カラ見マスルト云フト、マ
ダ其處ニ十分ナラザル所ガアルト思フノデ
アリマス、是ハ私ハ大藏大臣ニ對シテ申ス
ノデハアリマセヌ、矢張リ國政一般ノコト
ニ於テサウ云フ遺憾ガアリマスト云フコト
ヲ總理大臣ニ申上ゲテ置キタイト思フノデ
アリマス、ソレカラ最後ニモウツ申上ゲ
テ置キタイコトハ、御承知ノ通リ官報ニハ
時々彙報欄内ニ褒賞、即チ御褒美セラレタト云フ
ノ名前方列舉セラレテアリマス、又ドウカ
スルト云フト地方行政ト云フ欄ニ旌表、即
チ篤行家ガアツテ、之ヲ賞美セラレタト云フ
コトノ掲示ノ出テ居ルコトガアルノデアリ
マス、偶々金錢ニ餘裕ノアル人ガ社會事業
ニ貢獻スルトカ、學校ノ建築費ヲ寄附スル
トカ、水難救濟ノ爲ニ金ヲ出ストカ、赤十
字ノ事業費、満洲事變ノ義金、學藝獎勵費、

其ノ外有ラユル方面ノコトニ向ツテ金ヲ寄附セラル、ト云フコトハ實ニ結構ナコトデアリテ、申ス迄モナク賞讃スベキコト、政府ガ之ニ向ツテ褒賞條例ニ依ツテ紺綏褒章ヲ與ヘ、ソレニ節版ヲ加ヘテ與ヘラレルト云フコトハ是ハ當然ノコト、至極結構ナコトデアリマス、金錢ニ餘裕ノアル方ハサウ云フ方面ニ常ニ心ヲ用ヒテ戴キタイノデアリマス、併シナガラ之ニ對シテ地方行政ノ欄ニ出テ居ル所ノ國民ノ篤行表彰ト云フコトニ付テハ其ノ割合が甚ダ少イヤウニ私ハ感ズルノデアリマス、其ノ數ノ割合ヲ統計的ニ取テ申スコトデハアリマセヌケレドモ、ドウモ少イヤウニ思フ、即チ孝子、義僕、節婦、其ノ外昔カラ孝子傳トカ忠義傳トカ云フヤウナモノニ出テ居ルヤウナ、平和ノ時ニ於テノ最モ國民ノ模範トベキ、龜鑑トスペキ出来事ニ付テノ政府カラノ注意ガマダモウ少シ足リナイノデヤナカラウカト思フノデアリマス、例へバ多クハ毎年ノ紀元節ノ佳節ヲトシテ各地方廳ニ於テサウ云フモノヲ旌表セラレルノデアリマシテ、官報ニハ二月ノ末カラ三月四月頃ニワツテ出ルノデアリマス、中ニハ纖弱キ女ガ永イ間病氣ノ夫ヲ看護シタガ遂ニ亡クナッタ、寡婦トナッタ、併シナガラ尙病メル所ノ舅姑ヲ看護シ、家ノ經濟ヲ計ツテ行ツテ、幼弱ナル子供、娘等ヲ育テテ行クト云フヤウナ艱難辛苦ガ數十年ニ亘ツテ居ル、之ニ依ツテ表彰セラレルト云フヤウナ涙グマシイ記事ガ時々出ルノデアリマス、サウ云フコトハ之ヲ仕組ンデハ小ヲ育テテ行クト云フヤウナ艱難辛苦ガ數十年ニ亘ツテ居ルノ一幕モノニシテモ觀ルベキモノニナルデアラウト感ズルコトガ多イノデアリマス、ケレドモドウ云フモノカ其ノ地方ニ其ノ事ヲ申シマシタ所ガ、ソレハ官報ニ京ノ新聞ナドニハ餘リ其ノ事ハ見ナイノデアリマス、或友人ノ新聞記者ノ有名ナル人ニ其ノ事ヲハ出ルデアリマセウケレドモ、東

出テシマフト云フト、ドウモ「ニユース・ヴァリュー」ガナイカラネット云フヤウナコトヲ言ハレル、モウアトハ私ハ何モ申シマセヌケレドモ、ソレデハ甚ダドウモ物足リナドモ、學校へ「ピアノ」ヲ一臺寄附シタト云テ褒賞デ取扱フ、サウ云フ孝子、節婦ノアツクタ時ニハ地方廳限リデ取扱ハレテ、最モ立派ナル國民ノ龜鑑ガ出テモ、ソレハ地方廳限リノ取扱ニ任シテ、中央政府ニ於テハ關知セラレナイノデアリマセウカ、此處ハ私ハ能ク存ジマセヌガ、若シソレデアリマスナラバ、私少シ物足ラナク感ジルノデアリマス、餘裕ノアル人ガ金錢ヲ寄附シタルト同ジヤウニ、民間ノ如何ナル職業ニ從事シテ居ル者ト雖モ、數十年ノ間忠孝、貞烈、鄉黨ヲ感ゼシメタト云フヤウナコトナルラバ、ソレハ同ジヤウニ御取扱下サッテ宜クハナイカト思フノデアリマス、要スルニ私ガ感じマス所ハ、是カラ一方ニ向シテハ戰時及戰爭ガ濟ミマスト云フト、新シイ思想方各方面カラ湧イテ來ルグラウト思フ、即チ貧富ノ懸隔ト云フコトモ昔ト違シテ新シイ形デ現レテ來マセウ、學說デモ新シイ學說ガ又昔ト違シタ形デ現レテ來ルグラウト思フ、其ノ外色々ノ事ニ付テ人情、風俗ニ付テ、世ノ中ノコトニ付テ殆ド總ニ互ツテ新シイ思想ニ支配サレルモノガ出來テ來ルデアラウト思フ、此ノ際ニ於テ政府ハ出來ルダケ之ヲ適當ニ手綱ヲ御取り下サルコトヲ願ヒタク、無論悉ク之ヲ阻止スルコトハ出來マスデアリマセウカ、ドウデアリマセウカ、是

七

卷之三

ハ私一人ニ御答へ下サルコトガ即チ世ノ由
ヲ御指導下サル所以デアリマスカラシテ、
御返答ヲ願ヘレバ有難イ仕合セデアリマス、
又内務大臣ハ今ノ印刷物ノコトニ付テ一層
御注意ヲシテ下サルコトガ出来マセウカ、
ドウデセウカ、ソレヲ御伺ヒ致シタイト田
ヒマス

御述ノ通り、大體政治ハ德ヲ以テ尊クト云
フコトガ大切デゴザイマス、法モ必要デゴ
ザイマスルガ、唯法律ノミデ治メヨウト致
シマスルト、御心配ニナルヤウナ結果ニ相
成リマス、近頃青少年ノ、固ヨリ三上君ノ
御述ニナリマシタヤウナ思想ノ人モゴザイ
マセウガ、併シ段々青少年モ日本ノ固有ノ
道ヲ尊重スルト云フコトハ、現今ノ青少年
ニ於キマシテハ殊ニ能ク心得テ居リマスヤ
ウデゴザイマス、殊ニ地方ノ農村ノ青少年
ノ如キハ、最モ此ノ點ニ付キマシテ正シイ
道ニ進ンデ居ルヤウニ自分ハ考ヘテ居リマ
ス、段々能ク指導シテ参リマスレバ、唯法
律ニ觸レナケレバソレデ宜シイト云フヤウ
ナ觀念ハ、段々改ツテ参ルコト自分ハ考
ヘテ居リマス、又之ニ對シマシテハ教育
方面カラ致シマシテ十分ニ指導フ致シ
テ參ル積リデゴザイマス、ソレカラ次ニ
具體的ノ事實ヲ御舉ゲニナリマシテ、現
今出征將兵ノ戰歿セラレタ人々ノ遺族、
之ニ對シテ與ヘラレル所ノ手當、之ニ付テ
親族間ニ争ノ生ズルヤウナコトガアルヤウ
デアル、是ハ誠ニ憂フベキコトデアル、蓋
シ唯一片カラ致シマシテ、其ノ曲直ヲ爭フ
ト云フコトハ善クナイコトデアルト云フ御
趣意ノヤウニ承リマシタ、先達テ政府ガ提
出致シマシタ人事調停法ノ如キモノモ、此ノ
點ニ最モ重キヲ置キマシテ、斯クノ如キコト
ハ法律ニ依ツテ裁クト云フコトナシニ、成
ルベク圓滿ニ總テガ納得シテ解決ノ出來ル
ヤウニ致シタイト斯ウ云フ考デ居リマス、
ソレカラ次ニ我ガ國ノ醇風美俗ハ嚴格ニ之
ヲ維持スル、是ハチヨット私ガ誤解ヲ致シテ
居ルカモ知レマセヌガ、戰歿者ノ寡婦ニ對
シテ賜ツタ賜金、其ノ他是ハ其ノ家ヲ去リ
マシタ者ニモ尙與ヘル、斯ウ云フコトハ貞
永式目等ニハナイヤウデアルガ、之ヲ與ヘ
ルト云フコトハ餘リ寛大ニ過ギルデハナイ
カト云フ御趣意ニ承リマシタ、現今左様ニ

ハナツテ居リマセヌノデ、其ノ家ヲ去リマス
レバ其ノ恩典ニハ與ラヌコトニ相成ツテ居
リマス、又概括的ニ我が國ノ醇風美俗、之ヲ
具體的ニ個々ノコトニ付テ考ヘマスレバ、是
ハ古來ノ醇風美俗デアルヤ否ヤト云フコト
ニ付テハ色々異論ノアルコトモゴザリマセ
ウ、大體醇風美俗ハ是ハ何處迄モ維持スル
ノガ至當ト考ヘルノデアリマス、一面ニ於
テハ舊來ノ陋習ヲ打破スルト共ニ、醇風美
俗ハ總テ是ハ維持セラルベキモノト考ヘル
ノデアル、併シ個々ノ事項ヲ、是ハ醇風美
俗ニ屬スルカ或ハ否ヤト云フコトハ是ハ個
個ノ問題ニ付テ決スベキコト考ヘルノデ
ゴザイマシタ、是等ハ主管大臣ヨリ御答ヲ
致スコトニ致シマシテ、尙漏レマシタ點ハ
其ノ後ニ申上ガルコトニ致シタイト存ジマ
ス

〔國務大臣侯爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三上サンノ

私ニ對シマスル御尋ハ、芝居ノ脚本ノ取締

ニ付テノコトデゴザイマシタ、此ノ問題ハ

實ハ私ハ詳シイコトハ承知致シテ居リマセ

ヌノデアリマス、唯御話ノ通リデゴザイマ

スレバ、即チ歴史上顯著ナル人物ノ事績ヲ

殊更歪曲致シマシテ、國民ヲシテ其ノ事績

ヲ誤リ認識サセマスト云フコトハ、是ハ餘

ト云フコトハ善クナイコトデアルト云フ御

趣意ノヤウニ承リマシタ、先達テ政府ガ提

出致シマシタ人事調停法ノ如キモノモ、此ノ

點ニ最モ重キヲ置キマシテ、斯クノ如キコト

ハ法律ニ依ツテ裁クト云フコトナシニ、成

ルベク圓滿ニ總テガ納得シテ解決ノ出來ル

ヤウニ致シタイト斯ウ云フ考デ居リマス、

ソレカラ次ニ我ガ國ノ醇風美俗ハ嚴格ニ之

ヲ維持スル、是ハチヨット私ガ誤解ヲ致シテ

居ルカモ知レマセヌガ、戰歿者ノ寡婦ニ對

シテ賜ツタ賜金、其ノ他是ハ其ノ家ヲ去リ

マシタ者ニモ尙與ヘル、斯ウ云フコトハ貞

永式目等ニハナイヤウデアルガ、之ヲ與ヘ

ルト云フコトハ餘リ寛大ニ過ギルデハナイ

カト云フ御趣意ニ承リマシタ、現今左様ニ

ハナツテ居リマセヌノデ、其ノ家ヲ去リマス

レバ其ノ恩典ニハ與ラヌコトニ相成ツテ居

リマス、又概括的ニ我が國ノ醇風美俗、之ヲ

具體的ニ個々ノコトニ付テ考ヘマスレバ、是

ハ古來ノ醇風美俗デアルヤ否ヤト云フコト

ニ付テハ色々異論ノアルコトモゴザリマセ

ウ、大體醇風美俗ハ是ハ何處迄モ維持スル

ノガ至當ト考ヘルノデアリマス、一面ニ於

テハ舊來ノ陋習ヲ打破スルト共ニ、醇風美

俗ハ總テ是ハ維持セラルベキモノト考ヘル

ノデアル、併シ個々ノ事項ヲ、是ハ醇風美

俗ニ屬スルカ或ハ否ヤト云フコトハ是ハ個

個ノ問題ニ付テ決スベキコト考ヘルノデ

ゴザイマシタ、其ノ他事項ヲ舉ゲテノ御尋ガ

其ノ後ニ申上ガルコトニ致シタイト存ジマ

ス

〔丸龜書記官朗讀〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三上君ニ御

尋ネ致シマスガ、御質疑ハ終了致シタモノ

ト認メテ宣シウゴザイマスカ

○三上參次君 兩大臣ノ御答辯ニ満足致シ

マシタ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是ニテ休憩

致シマス、午後二時ヨリ開會致シマス

○三上參次君 午後零時三十七分休憩

ス

〔國務大臣侯爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三上サンノ

私ニ對シマスル御尋ハ、芝居ノ脚本ノ取締

ニ付テノコトデゴザイマシタ、此ノ問題ハ

實ハ私ハ詳シイコトハ承知致シテ居リマセ

ヌノデアリマス、唯御話ノ通リデゴザイマ

スレバ、即チ歴史上顯著ナル人物ノ事績ヲ

殊更歪曲致シマシテ、國民ヲシテ其ノ事績

ヲ誤リ認識サセマスト云フコトハ、是ハ餘

ト云フコトハ善クナイコトデアルト云フ御

趣意ノヤウニ承リマシタ、先達テ政府ガ提

出致シマシタ人事調停法ノ如キモノモ、此ノ

點ニ最モ重キヲ置キマシテ、斯クノ如キコト

ハ法律ニ依ツテ裁クト云フコトナシニ、成

ルベク圓滿ニ總テガ納得シテ解決ノ出來ル

ヤウニ致シタイト斯ウ云フ考デ居リマス、

ソレカラ次ニ我ガ國ノ醇風美俗ハ嚴格ニ之

ヲ維持スル、是ハチヨット私ガ誤解ヲ致シテ

居ルカモ知レマセヌガ、戰歿者ノ寡婦ニ對

シテ賜ツタ賜金、其ノ他是ハ其ノ家ヲ去リ

マシタ者ニモ尙與ヘル、斯ウ云フコトハ貞

永式目等ニハナイヤウデアルガ、之ヲ與ヘ

ルト云フコトハ餘リ寛大ニ過ギルデハナイ

カト云フ御趣意ニ承リマシタ、現今左様ニ

ハナツテ居リマセヌノデ、其ノ家ヲ去リマス

レバ其ノ恩典ニハ與ラヌコトニ相成ツテ居

リマス、又概括的ニ我が國ノ醇風美俗、之ヲ

具體的ニ個々ノコトニ付テ考ヘマスレバ、是

ハ古來ノ醇風美俗デアルヤ否ヤト云フコト

ニ付テハ色々異論ノアルコトモゴザリマセ

ウ、大體醇風美俗ハ是ハ何處迄モ維持スル

ノガ至當ト考ヘルノデアリマス、一面ニ於

テハ舊來ノ陋習ヲ打破スルト共ニ、醇風美

俗ハ總テ是ハ維持セラルベキモノト考ヘル

ノデアル、併シ個々ノ事項ヲ、是ハ醇風美

俗ニ屬スルカ或ハ否ヤト云フコトハ是ハ個

個ノ問題ニ付テ決スベキコト考ヘルノデ

ゴザイマシタ、其ノ他事項ヲ舉ゲテノ御尋ガ

其ノ後ニ申上ガルコトニ致シタイト存ジマ

ス

〔丸龜書記官朗讀〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三上君ニ御

尋ネ致シマスガ、御質疑ハ終了致シタモノ

ト認メテ宣シウゴザイマスカ

○三上參次君 兩大臣ノ御答辯ニ満足致シ

マシタ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是ニテ休憩

致シマス、午後二時ヨリ開會致シマス

○三上參次君 午後零時三十七分休憩

ス

〔國務大臣侯爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三上サンノ

私ニ對シマスル御尋ハ、芝居ノ脚本ノ取締

ニ付テノコトデゴザイマシタ、此ノ問題ハ

實ハ私ハ詳シイコトハ承知致シテ居リマセ

ヌノデアリマス、唯御話ノ通リデゴザイマ

スレバ、即チ歴史上顯著ナル人物ノ事績ヲ

殊更歪曲致シマシテ、國民ヲシテ其ノ事績

ヲ誤リ認識サセマスト云フコトハ、是ハ餘

ト云フコトハ善クナイコトデアルト云フ御

趣意ノヤウニ承リマシタ、先達テ政府ガ提

出致シマシタ人事調停法ノ如キモノモ、此ノ

點ニ最モ重キヲ置キマシテ、斯クノ如キコト

ハ法律ニ依ツテ裁クト云フコトナシニ、成

ルベク圓滿ニ總テガ納得シテ解決ノ出來ル

ヤウニ致シタイト斯ウ云フ考デ居リマス、

ソレカラ次ニ我ガ國ノ醇風美俗ハ嚴格ニ之

ヲ維持スル、是ハチヨット私ガ誤解ヲ致シテ

居ルカモ知レマセヌガ、戰歿者ノ寡婦ニ對

シテ賜ツタ賜金、其ノ他是ハ其ノ家ヲ去リ

マシタ者ニモ尙與ヘル、斯ウ云フコトハ貞

永式目等ニハナイヤウデアルガ、之ヲ與ヘ

ルト云フコトハ餘リ寛大ニ過ギルデハナイ

カト云フ御趣意ニ承リマシタ、現今左様ニ

ハナツテ居リマセヌノデ、其ノ家ヲ去リマス

レバ其ノ恩典ニハ與ラヌコトニ相成ツテ居

リマス、又概括的ニ我が國ノ醇風美俗、之ヲ

具體的ニ個々ノコトニ付テ考ヘマスレバ、是

ハ古來ノ醇風美俗デアルヤ否ヤト云フコト

ニ付テハ色々異論ノアルコトモゴザリマセ

ウ、大體醇風美俗ハ是ハ何處迄モ維持スル

ノガ至當ト考ヘルノデアリマス、一面ニ於

テハ舊來ノ陋習ヲ打破スルト共ニ、醇風美

俗ハ總テ是ハ維持セラルベキモノト考ヘル

ノデアル、併シ個々ノ事項ヲ、是ハ醇風美

俗ニ屬スルカ或ハ否ヤト云フコトハ是ハ個

個ノ問題ニ付テ決スベキコト考ヘルノデ

ゴザイマシタ、其ノ他事項ヲ舉ゲテノ御尋ガ

其ノ後ニ申上ガルコトニ致シタイト存ジマ

ス

〔丸龜書記官朗讀〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三上君ニ御

尋ネ致シマスガ、御質疑ハ終了致シタモノ

ト認メテ宣シウゴザイマスカ

○三上參次君 兩大臣ノ御答辯ニ満足致シ

マシタ

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 是ニテ休憩

致シマス、午後二時ヨリ開會致シマス

○三上參次君 午後零時三十七分休憩

ス

〔國務大臣侯爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 三上サンノ

私ニ對シマスル御尋ハ、芝居ノ脚本ノ取締

ニ付テノコトデゴザイマシタ、此ノ問題ハ

實ハ私ハ詳シイコトハ承知致シテ居リマセ

ヌノデアリマス、唯御話ノ通リデゴザイマ

スレバ、即チ歴史上顯著ナル人物ノ事績ヲ

殊更歪曲致シマシテ、國民ヲシテ其ノ事績

ヲ誤リ認識サセマスト云フコトハ、是ハ餘

ト云フコトハ善クナイコトデアルト云フ御

趣意ノヤウニ承リマシタ、先達テ政府ガ提

出致シマシタ人事調停法ノ如キモノモ、此ノ

點ニ最モ重キヲ置キマシテ、斯クノ如キコト

ハ法律ニ依ツテ裁クト云フコトナシニ、成

ルベク圓滿ニ總テガ納得シテ解決ノ出來ル

ヤウニ致シタイト斯ウ云フ考デ居リマス、

ソレカラ次ニ我ガ國ノ醇風美俗ハ嚴格ニ之

ヲ維持スル、是ハチヨット私ガ誤解ヲ致シテ

居ルカモ知レマセヌガ、戰歿者ノ寡婦ニ對

シテ賜ツタ賜金、其ノ他是ハ其ノ家ヲ去リ

マシタ者ニモ尙與ヘル、斯ウ云フコトハ貞

永式目等ニハナイヤウデアルガ、之ヲ與ヘ

ルト云フコトハ餘リ寛大ニ過ギルデハナイ

カト云フ御趣意ニ承リマシタ、現今左様ニ

ハナツテ居リマセヌノデ、其ノ家ヲ去リマス

レバ其ノ恩典ニハ與ラヌコトニ相成ツテ居

リマス、又概括的ニ我が國ノ醇風美俗、之ヲ

具體的ニ個々ノコトニ付テ考ヘマスレバ、是

ハ古來ノ醇風美俗デアルヤ否ヤト云フコト

ニ付テハ色々異論ノアルコトモゴザリマセ

ウ、大體醇風美俗ハ是ハ何處迄モ維持スル

ノガ至當ト考ヘルノデアリマス、一面ニ於

テハ舊來ノ陋習ヲ打破スルト共ニ、醇風美

俗ハ總テ是ハ維持セラルベキモノト考ヘル

ノデアル、併シ個々ノ事項ヲ、是ハ醇風美

俗ニ屬スルカ或ハ否ヤト云フコトハ是ハ個

個ノ問題ニ付テ決スベキコト考ヘルノデ

ゴザイマシタ、其ノ他事項ヲ舉ゲテノ御尋ガ

其ノ後ニ申上ガルコトニ致シタイト存ジマ

ス

〔丸龜書記官朗讀〕

○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 三上君ニ御

尋ネ致シマスガ、御質疑ハ

大臣方ガ官邸ニ居ラレテ、部下ノ官吏ヲ官邸ニ呼付ケテ事務ヲ見ルト云フコトハ如何ニモダラシナイ、緊張味ヲ缺イテ居ルヤウナ風ニ國民ノ腦中ニ映ズルダラウト思ヒマス、贅澤タト思ヒマス、ソレデ私ノ考デハ、各大臣方ガ本當ニ重大ナ時局ニ直面シテ、眞剣味ヲ以テ其ノ職ヲ執ツテ居ラレルト云フコトノ状況ガ外ニ現レナイ、殘念ニ思ヒマス、是ハドウシテモ私ノ考デハ、金ニシマシタラ大シタコトハアリマセヌ、厖大臣、未曾有ノ豫算ノ金額ニ比ズレバ、官邸ヲ廢シテ浮ク所ノ費用ハ幾ラデモアリマセヌガ、併シナガラ官邸ト主務官廳ト兩方ドチラカデ事務ヲ見ルト云フヤウナ不合理極マル方法ト云フモノハ誠ニ感服シナイト思ヒマスカラ、是ハ全廢スベキダト思ヒマス、ソレカラモウ一ツハ、是ハ總理大臣、各國務大臣ノ外ニモ護衛巡查ヲ附シテ居ルノハ、宮内大臣トカ、内大臣トカ、其ノ他前官侍遇ノ人モアルト思ヒマス、隨分多數アリマス、今ハ總理大臣ト、各國務大臣ハ遞相ト拓相ハ兼任デスカラ十一人カト思ヒマスト思フ、サウスルト皆合セマスト百何十人ガ十二人ノ大臣ヲ護衛スルコトニナッテ居ル、然ルニ東京府内、警視廳管内ニ於ケル巡查ノ保護ヲ受ケル府民ノ割合ハ、數年前ニ聞キマス所デハ一人ノ巡查ガ四五百人ヲ保護スルコトニナッテ居ルト云フコトデアリマシタガ、現在ハ巡查モ多少殖エテ居リマセウ、殊ニ元ノ郡部ニ於テ……、ケレドモ人ロウト思ヒマス、サウスルト其ノ中ノ百何十人ト云フモノヲ一人ノ大臣ガ獨占セラレルト云フト、五六萬人ノ府民ヲ保護スペキ

巡査ガ獨占セラレテ居ル、是ガ若シ是等ノ大臣方ヲ保護スル爲ニ必要ナラ仕方アリマヌガ、今迄ノ例ニ依ッテ見マスト、ドウレカラ私邸ニ於ケル高橋、齋藤君、官邸ニ於ケル岡田サン、是ハ身代リガ出タカラ助カツタト云フノデ、護衛巡査ガ居ツタガ爲危害ヲ加ヘラレムトシテソレヲ防止シタ例ハーツモアリマセヌ、全ク無駄ニナツテ居ル、ソレモ無理ガナイノデアリマス、斯様ニ申スト警察官ノ方ヲ罵倒スルヤウニ聞エマスクレドモ、決シテサウ云フ譯デハナイ、仕組ガ悪イ、若シ或大臣ニ危害ヲ加ヘムトスル人ガ刀劍ヲ以テ斬付ケムトスルナラバ接近シナケレバナラヌカラ、接近スル前ニ巡査ガ發見シテソレヲ防止スルコトガ出来マセウ、ソレダカラ彼等ハソンナ凶器ニ巡査ガ居ツタカラト云ッテ防ギヤウハナイハ持チマセヌ、「ビストル」デアリマス、型ガ小サイノデ隠シテ持ッテ居レバ分リマセヌ、而モソレハ相當遠方カラ撃テマス、唯近所ニ巡査ガ居ツタカラト云ッテ防ギヤウハナイ譯デアル、之ヲ國防ニ比シテ考ヘマスト云フト、國防ノ大方針ハ、成ルベク本土ヨリ遠方ノ第一線ヲ目標トシナケレバナラヌノデアル、然ルニ日本ノ本土以外朝鮮、滿洲、蒙疆等ノ方ノコトハ考ヘナイデ、本土ヲ守ル爲ニ四面海ノ我が本土ニ於キマシテ、海岸ニ多クノ要塞ヲ設ケ將兵ヲ置クト同ジヤウナ譯デアル、ドウシテモ國ヲ護ル爲ニハ、成ルベク本國カラ離レテ、遠方テ外敵ヲ喰止メルコトノ方針ヲ執ラナケレバナラヌコトハ言フ迄モナイコトデアリマス、ソンナ譯デ保護セムトスル大臣方ノ身邊ニ直接附イテ居リマシテモ、今迄一ツモ目的ヲ達シ東京ニ御イデデスカラ、警視廳管内ノ全般ニ瓦ル所ノ治安維持ヲ護ルヤウナ警察網ト

出来マセヌガ、ソレモ多クノ場合ニハ氣
ガ付クコトダラウト思ヒマス、警察ノ能
力ガ擧ルコト思フ、ソレデ私ノ考デハ
總理大臣、外務大臣ノ外ノ官舍ヲ全廢
スペシ、尤モ海軍大臣、陸軍大臣ハ本省ノ
隣ニアリマシテ、大キナ建物ノ一室カラ
他ノ室ニ行ク位ノコトデ、時ノ違ガ餘計ア
リマセズ、自動車ニ乘ル必要モナイノデ
スカラ、是ハ在ルモノダカラ止ヌル必要ハ
アリマセス、其ノ外ノモノハ主務官廳ト多
少ナリ離レタ所ニアル官舍ハ全廢スル、
護衛ノ巡查ハ實驗ニ徵シテ少シモ效能ガ
ナイカラ止ヌテ、其ノ護衛巡查百何十人
ト云フモノヲ警視廳管内全體ノ警衛ニ當
ラシメル、其ノ方ガ遠巻ニ警衛ノ實效ヲ舉
ゲルコトニナリハスマイカト思ヒマス、
ソレデ此ノ護衛巡查ノ廢止ハ、實ニ私ハ大
臣方モ或場合ニハ迷惑ニ思ツテ居ラレルダ
ラウト思フ、サウ言ツテハ惡イケレドモ、巡
査ガ居ナケレバ何處カヘ微行シタイト云フ
ヤウナ時ニ、巡查ガ居ルカラ行ケナイト云フ
コトガアルカモ分ラナイ、ソレ位ノ效能
ハアルカモ知レマセヌガ、外ニハ何モ效能
ハナイト思フ、ダカラ是ハ全廢スルト云フ
ニ付テ總理大臣、内務大臣、治安維持ノコ
トハ内務大臣ノ主管ノ事務デアリマス、御
所見ヲ國民ノ納得スルコトガ出来ルヤウ
ニ、明確ニ御答ヲ願ヒタイ、必要ナラ必要
ト云フコトニ付テ……

デゴザイマシテ、必要ナ場合ガ多々アルノ
デゴザイマス、又能率上カラ考ヘマシテ有
害デアルト云フヤウナ御話モゴザイマス
ガ、是ハ官邸ト官廳トヲ通ジマシテ能率ノ
舉ルヤウニ十分皆考ヘテ居ルコトデゴザイ
マスノデ、今日ノ場合大臣官舍ヲ大體ニ於
テ廢止スルト云フ考ハ持ツテ居リマセヌデ
ゴザイマス

〔國務大臣侯爵木戸幸一君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 大臣其他ニ
付ケテ居リマスル護衛ヲ廢シテハドウカト
云フ御尋デゴザイマシタ、御話モアリマシ
タガ、此ノ大臣ニ護衛ヲ附ケマスコトハ、
矢張リ附ケラレル方デハ相當却テ迷惑ナト
云フコトハ屢々言ハレルノニアリマス、併シ
ナガラ是ハ矢張リ警視廳其ノ他警察ノ方カ
ラ見マスト治安ノ關係、殊ニ今日ノヤウナ
時勢トナリマスト、相當ニ治安上ノ問題モ
アリマシテ、矢張リ警衛シナケレバナラヌ
ヤウナ實情ニアルノデゴザイマス、唯長イ
コト附ケテ居リマス關係デ、或ハ形式ニ流
レルト云フヤウナコトモゴザイマスシ、其
ノヤリ方ニ付キマシテハ又色々ト研究致シ
マス餘地ハアルト存ジマスノデ、ソレ等ニ
付テハ尙篤ト考究シタイト考ヘテ居リマス、
ソレカラ此ノ大官ニ附ケマスル護衛ノ爲ニ
警視廳管内ニ於テ相當ノ手不足ガ出來ハセ
ヌカト云フ御尋デゴザイマシタガ、其ノ點
ニ付キマシテハ警視廳ニ於キマシテハ十分
ノ整備ヲ致シテ居リマスノデ、只今ノ所サ
ウ云フ心配ハナイト考ヘテ居リマス

〔國務大臣男爵平沼駿一郎君演壇ニ登
ル〕

○國務大臣(男爵平沼駿一郎君) 私ノ考モ
御尋デゴザイマシタ、只今大藏大臣、内務
大臣ノ述べマシタ通り、内務大臣モ述べ
マシク通り隨分個人トシテハ迷惑ナ人モ必
ズナイトハ申シマセヌ、是ハモウ已ムヲ得
ナイコト考ヘテ居リマス

(土方寧君演壇ニ登ル)

○土方寧君 只今大藏大臣、内務大臣、總
理大臣カラ御答ヲ得マシタガ、ドウモ何レ
モ私ハ不満足極マルコトデアリマス、大藏
大臣ハ官邸ハ主務官廳ノ延長ダト仰シヤ
ル、成ル程延長ト言ヘバ文字ハサウ言ヘヌ
コトハアリマセヌガ、其ノ延長ニ距離ノア
ル場合ニ依シテ色々長短ガアルヤウデアリ
マス、延長ト言シテモ中間ニハ色々ノ住宅ガ
アリマス、ソレ故ニ延長セラレテ居ル官舎
ニ官廳カラ官吏ガ往復スルノニ自動車ニ乘
ル、時モ掛ル、全ク無駄デアリマス、延長
ダト云フ一ツノ御説明デハ私ハ承服出来マ
セヌ、此ノ問答ヲ聽ヒタノデハ、恐らく民
衆モ満足スマイト思ヒマス、ケレドモ是
レ以上ハ討論ニナリマスカラ深クハ述べマ
セヌ、内務大臣ノ御考デハ、大臣方ガ百何
十人モ巡查ヲ獨占セラレテ居ツテモ、警視廳
トシテハ、警視廳管内ノ治安維持ノコトニ
付テハ十分注意シテ居ルト仰シヤイマスケ
レドモ、ドンナニ注意ナサツタ所ガ、百何十
人ト云フモノハ大臣ノ身邊ヲ擁護シテ居
テ、區内ノ全般ノ治安維持ノ任ニ當ツテ居ナ
イコトハ數字上争ハレナイ、ソレダケ警視
廳管内ノ全般ニ瓦ル警察網ト云フモノガ、
力ガ弱クナシテ居ル、今ノ御説明デハ私ハ承
服出来ナイ、今ノ御考ヲ世人ガ知ツタナラバ
矢張リ、尤モト思ハスダラウト私ハ思ヒマ
ス、是モ討論ニナリマスカラ止シマス、總
理大臣ハ兩大臣ノ言ツク通リト仰シヤッテ、
總理大臣自身ノ御考ヲ仰シヤイマセヌカラ
何モ申スコトハアリマセヌ、是レ以上ハ
討論ニナリマスカラ申シマセヌガ、此ノ議場
ヲ通ジテ、只今ノ兩大臣ノ御説明ニ依シテ
從來ノ通り官舎モ維持シ、護衛モ廢止スル
ト云フコトハシナイト云フコトガ、十分ニ
道理デアルト云フヤウニ考ヘラレルデアラ
ウカドウカ、大イニ疑問デアリマス、私考ヘ
マスノニ、大臣方ガ護衛ガ無ケレバナラヌ

○議長(伯爵松平頼壽君) チヨット申上ゲ

マス、質問ニ御止メヲ願ヒタイト思ヒマス
○土方寧君 宜シウゴザイマス、サウ云フ
コトニナルト思ヒマシテ、誠ニ國ノ體面ニ
モ關スルト思フ、見ヤウニ依テハ、私ノ考
デハ大臣方ハ危險人物デアル、危險人物ト
云フトヲカシイケレドモ、被危險人物デア
ル、情ナイ話デアル、私ノ考デハ、サウ云
フ特別ノ護衛ヲ置カナクテモ大事ナイト思
フ、若シ特別ノ事情ガアツタ場合ニ特定ノ場
合ニ危險ガアルト云フノナラ臨時ニ身邊ヲ
護衛スレバ宜イ、一般ノ場合ニハ廢シテ宜
イト思ヒマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 小林嘉平治君

(小林嘉平治君演壇ニ登ル)

○小林嘉平治君 私共ハ今回ノ事變デ色々
ノコトヲ教ヘラレマシタ、獲物ハナカヽ
ニ大キイ、第一ニ、我が日本ノ國體ガ如何
ニ有難イカ、我ガ日本ガ如何ニ有難イ國柄
デアルカト云フコトヲ今更ノ如クニ體驗サ
シテ戴クコトガ出來マシタ、是ハ私共バカ
リデナイ、今朝、國カラ來タ新聞ヲ見マス
ト、此ノ間「ドイツ」或博士ガ日本本ハ參リマ
シテ御伊勢參リヲ致シマシタ、サウシテ歸
リニ松坂ノ本居長翁ノ遺蹟ヲ訪ネ、國ヘ
歸ツテカラ日本ニ於ケル感想談ヲ松坂ノ方
へ送ツテ來タ、ソレニ依リマスト、日本ニハ
マダ武士道ハ廢ツテ居ナイ、日本ノ強イノハ
リマス、コンナ頭デ私共ガ此ノ間ノ衆議院
ウ云フコトハ言ヘナカッタ、マア何ニシタ
所ガ油斷ハ大敵デアル、矢張リ私共ハ内務
大臣ノ御答辯ヲ尤デアルト聽取ツタ者デア
リマス、コニアル、斯ウ云フコトヲ書イテ送ッテ
寄越シタノデアリマス、事變前ノ様子ヲ見
マスト、日本ノ武士道ハ一體何處ニ在ルノ

カ知ラント心配シタヤウナ……我々自身モ
サウ云フ感ジヲ懷イタコトガアル、然ルニ
所謂中外ニ亘ツテ、日本ノ國體ガ如何ニ有難
イカト云フコトヲハッキリト認識サセルコ
トガ出来タ、又私ハ今日ノ此ノ豫算會議ニ
デハ、警視廳管内ニモ、全國ノ府縣内ニモ、
恐らく歐米ノ諸文明國ニ比シテ治安維持ノ
點ニ於テハ何モ遜色ハナイト思ヒマス、然
ルニ帝都ニ於テ、大臣ト云フヤウナ高位高
官ノ人ハ特ニ身邊ニ護衛ヲ置カナケレバ危
険ダト云フノナラバ、ソレハ即チ帝都ニ於
ケル警察ノ不行届……

○議長(伯爵松平頼壽君) チヨット申上ゲ

マス、質問ニ御止メヲ願ヒタイト思ヒマス
○土方寧君 宜シウゴザイマス、サウ云フ
コトニナルト思ヒマシテ、誠ニ國ノ體面ニ
モ關スルト思フ、見ヤウニ依テハ、私ノ考
デハ大臣方ハ危險人物デアル、危險人物ト
云フトヲカシイケレドモ、被危險人物デア
ル、情ナイ話デアル、私ノ考デハ、サウ云
フ特別ノ護衛ヲ置カナクテモ大事ナイト思
フ、若シ特別ノ事情ガアツタ場合ニ特定ノ場
合ニ危險ガアルト云フノナラ臨時ニ身邊ヲ
護衛スレバ宜イ、一般ノ場合ニハ廢シテ宜
イト思ヒマス

トヲ言フト皆様カラ御叱リテ蒙ルカ分ラヌ
ガ、私ハ確信シテ居ル、日本ノ國モ大キク
スト云フコトヲ明言ガ出來ル、斯ウ云フ
トガ出来タ、又私ハ今日ノ此ノ豫算會議ニ
處デハッキリト全會一致ヲ以テ可決サレマ
ガ、私ハ確信シテ居ル、日本ノ國モ大キク
ナツタモノノデアル、偉イ力ヲ持ツヤウニナツ
タモノデアルト云フコトヲ私ハ痛切ニ感ズ
ル、私ハ日清、日露ノ戰役ノ時分ニ八年ハ若
カツタガ、モウ既ニ中學校ヲ卒業シテ居ツタ
廣島ノアノ議會デ、確カアレハ一億萬圓ノ
戰費デアツタ思フガ、即決可決サレタト云
フコトデ、如何ニ國民ガ且ツ驚キ且ツ歎ン
ダカ、ソソナコトヲ考ヘマスト、實ニ私ハ
日本ノ國モ大キナモノニナツタ、又底力ノア
ルモノニナツタト云フコトヲ、痛切ニ感ズル
ノデアリマス、併シ油斷ハ大敵デアリマ
ス、午前中ニ三上博士ガ思想問題ニ於テ色
色心配ヲナサッテ、サウシテ政府ニ對シテ
警告ヲ加ヘラレタト云フコトモ誠ニ意義ノ
アルコトデアル、先程土方博士ノ御説ニ依
レバ、サウ云フ方面モ安心シテ宜イノデ、
大臣ニハ護衛ヲ附ケル必要ナシ、斯ウ云フ
オ感ジヲ持ツテ居ラシヤルヤウデアルガ、
是モツツノ見方デアル、併シ事變前ニハス
ウ云フコトハ言ヘナカッタ、マア何ニシタ
所ガ油斷ハ大敵デアル、矢張リ私共ハ内務
大臣ノ御答辯ヲ尤デアルト聽取ツタ者デア
リマス、コンナ頭デ私共ガ此ノ間ノ衆議院
ニ於ケルアノ農林漁業ノ生産増進ニ關スル
決議案ヲ眺メマスト、非常ニ私ハ意義ノ深
イモノガアルト思フ、私ガ今日此ノ問題ヲ

捉へテ、此ノ壇上カラ政府ノ決意如何ト云
フコトヲ御尋スルノハ茲ニアルノアリマ
ス、此ノ間各派共同ノ提案サレタ決議案ハ
斯クノ如クデアリマス「農林漁業ノ生産ヲ
増進シ國民生活ノ安定ヲ期スルハ長期聖戰
對應ノ絶對的要務ナリ政府ハ速ニ重要農林
水產物ノ生産増進ニ關シ生産資材ノ供給、
勞働力ノ調整、生産物價格ノ適正並……」
此處ガ大事ナ所デアリマス「農山漁村部落
實行團體ヲ整備強化セシムル等適當ナル施
設ヲ徹底シ以テ聖戰目的ノ達成上萬遺憾ナ
キヲ期スヘシ以上デアリマス、只今此ノ決
議案ヲ各位ニ於カレマシテハ如何ニ御覽ニ
ナッカ、私ハ衆議院ニ於テ全會一致ヲ以テ
可決セラレタコトモ誠ニ根據ノアルコトデ
アルト云フ感ジヲ深クサレタコト思ヒマ
ス、又現ニ是モ此ノ戰爭ガ始ツテカラ、ハッ
キリト國民ノ頭ニ植付ケラレタノデアリマ
スルガ、此ノ食糧ノ泉源ヲナス所ノ、又食
糧バカリデハナイ、第一線ニ働くイテ居ル所
ノ忠勇ナル軍人ノ多數ガ何處カラ出テ居ル
カ、又工場地帶デ働くイテ居ル所ノ勤勉ナル
勞働者ガ何處カラ出テ居ルカ、此ノ人的資
源モ悉ク農村カラ出テ居ルト言ウテ宜イノ
デアリマス、此ノ決議案ハ此ノ農村ニ關ス
ル所ノ大イナル問題ヲ解決シヨウト云フノ
デ提案サレタモノデアリマシテ、總理大臣
ニ於カレマシテモ、是ハ決シテ農林大臣一
入ニ任シテ置イテ宜イ問題デナイト云フコ
トハ能ク頭ニ刻ンデ居ラレルコト心得ル
ノデアリマス、殊ニ我首相ハ疾ニ農村ヲ
能ク理解サレテ、私共ノ縣農會ガ先年首相
根ヲ培ヒ枝ニ達スト云フ四字額面ヲ一つ頂戴シ
タイト云フコトヲ願ヒマシタラ、想ヒ起シ
マス、其ノ時ニ何ト書カレタカ、培根達枝
根ヲ培ヒ枝ニ達スト云フ四字額面ヲ一つ頂戴致シ
マシテ、ソレガ掲ゲテアルノデアリマス、根
ト云フノハ一體何デアルカ、首相ハ在野當
時カラ常ニ農ハ國ノ基ナリト仰セラレタ、

即チソレデアルノデアリマス、コンナコト
ハ申上ゲヌデモ宜ノデアルガ、如何ニ總
理大臣ガ在野當時カラ農村ヲ理解シ、如何
ニ此ノ問題ヲ解決スルノニ心ヲ碎イテ戴イ
テ居ルカト云フコトヲ申上ゲル譯テ、從ツテ
私ノ是カラ申上ゲルコトハ、必ズ私ハ實現
サレルコト深ク信ジテ居ルノデアリマス、戴イ
衆議院ニ於キマシテハ私ハ親シク傍聴シテ
居リマシタ、此ノ生産資材ノ問題、殊ニ肥
料ノ問題ニ力ヲ注イデ、色々ノ註文ヲセラ
レタノデアリマスルガ、農林大臣ハ茲ニ思
ヲ致サレテ、我々ノ最モ心配シテ居ル此ノ
肥料ノ問題ニ付テモ、肥料ハ所謂彈丸デア
ル、戰爭ニ於ケル彈丸デアルト云フ強イ主
張ノ下ニ、モウ既ニ此ノ春ノ肥料ニ向ツテ
ノ手當ヲシテ戴イタト云フ責任ノアル御言
葉ヲ承リ、私共喜ンデ居ルノデアリマス、
又次ニ大イナル澤山ノ肥料ヲ要シマス其
ノ準備ニ付テモ、只今ノ肥料ハ彈丸ナリ、
斯ウ云フ思召ノ下ニ、又内閣諸公ニ於カレ
テモ、陸海軍ノ方々ニ於カレテモ、必ズ此
ノ農林大臣ノ提唱ニハ御同意ヲナサレテ、
次ニ來ル肥料期ノ準備モ必ズ出來ルコトト
私ハ信ジテ居ル、又勞働力ノ調整、又生産
物價ノ適正ナル維持ト云フコトニ付テモ、
相當ノ御心配ヲ下サレテアルコトハ、色々
ノ機會ニ承ツテ居ルノデアリマス、併シ私ガ
唯一ツ茲ニ心配ニナルコトガアル、不安ヲ
感ジテ居ルコトガアルノデアリマス、ソレ
ハ何カト云フト、最後ニ申上ゲマシタ農山
漁村部落實行團體ヲ整備強化セシムルト云
フ問題デアリマス、此ノ部落ノ實行團體ト
云フノハ何デアルカト云フト、各村ニ農會
ガアリマス、ソレヲモウ一つ掘り下ゲテ、二
三十戸單位ノ組合ヲ持ヘル、農家組合トカ
實行組合トカ名ヅケテ居リマス、此ノ組合ニ
總テノ農事ノ實行ヲサシテ居ルノデアリマ
ス、又將來愈、其ノ効果強化シヨウト考ヘテ居
ルノデアリマス、所謂隣保相助ノ精神ニ基

イテ、此ノ三十戸單位ノ實行組合ニ依ツテ
ハ申上ゲヌデモ宜ノデアルガ、如何ニ總
理大臣ガ在野當時カラ農村ヲ理解シ、如何
ニ此ノ問題ヲ解決スルノニ心ヲ碎イテ戴イ
テ居ルカト云フコトヲ申上ゲル譯テ、從ツテ
私ノ是カラ申上ゲルコトハ、必ズ私ハ實現
サレルコト深ク信ジテ居ルノデアリマス、戴イ
衆議院ニ於キマシテハ私ハ親シク傍聴シテ
居リマシタ、此ノ生産資材ノ問題、殊ニ肥
料ノ問題ニ力ヲ注イデ、色々ノ註文ヲセラ
レタノデアリマスルガ、農林大臣ハ茲ニ思
ヲ致サレテ、我々ノ最モ心配シテ居ル此ノ
肥料ノ問題ニ付テモ、肥料ハ所謂彈丸デア
ル、戰爭ニ於ケル彈丸デアルト云フ強イ主
張ノ下ニ、モウ既ニ此ノ春ノ肥料ニ向ツテ
ノ手當ヲシテ戴イタト云フ責任ノアル御言
葉ヲ承リ、私共喜ンデ居ルノデアリマス、
又次ニ大イナル澤山ノ肥料ヲ要シマス其
ノ準備ニ付テモ、只今ノ肥料ハ彈丸ナリ、
斯ウ云フ思召ノ下ニ、又内閣諸公ニ於カレ
テモ、陸海軍ノ方々ニ於カレテモ、必ズ此
ノ農林大臣ノ提唱ニハ御同意ヲナサレテ、
次ニ來ル肥料期ノ準備モ必ズ出來ルコトト
私ハ信ジテ居ル、又勞働力ノ調整、又生産
物價ノ適正ナル維持ト云フコトニ付テモ、
相當ノ御心配ヲ下サレテアルコトハ、色々
ノ機會ニ承ツテ居ルノデアリマス、併シ私ガ
唯一ツ茲ニ心配ニナルコトガアル、不安ヲ
感ジテ居ルコトガアルノデアリマス、ソレ
ハ何カト云フト、最後ニ申上ゲマシタ農山
漁村部落實行團體ヲ整備強化セシムルト云
フ問題デアリマス、此ノ部落ノ實行團體ト
云フノハ何デアルカト云フト、各村ニ農會
ガアリマス、ソレヲモウ一つ掘り下ゲテ、二
三十戸單位ノ組合ヲ持ヘル、農家組合トカ
實行組合トカ名ヅケテ居リマス、此ノ組合ニ
總テノ農事ノ實行ヲサシテ居ルノデアリマ
ス、又將來愈、其ノ効果強化シヨウト考ヘテ居
ルノデアリマス、所謂隣保相助ノ精神ニ基

イテ、此ノ三十戸單位ノ實行組合ニ依ツテ
ハ申上ゲヌデモ宜ノデアルガ、如何ニ總
理大臣ガ在野當時カラ農村ヲ理解シ、如何
ニ此ノ問題ヲ解決スルノニ心ヲ碎イテ戴イ
テ居ルカト云フコトヲ申上ゲル譯テ、從ツテ
私ノ是カラ申上ゲルコトハ、必ズ私ハ實現
サレルコト深ク信ジテ居ルノデアリマス、戴イ
衆議院ニ於キマシテハ私ハ親シク傍聴シテ
居リマシタ、此ノ生産資材ノ問題、殊ニ肥
料ノ問題ニ力ヲ注イデ、色々ノ註文ヲセラ
レタノデアリマスルガ、農林大臣ハ茲ニ思
ヲ致サレテ、我々ノ最モ心配シテ居ル此ノ
肥料ノ問題ニ付テモ、肥料ハ所謂彈丸デア
ル、戰爭ニ於ケル彈丸デアルト云フ強イ主
張ノ下ニ、モウ既ニ此ノ春ノ肥料ニ向ツテ
ノ手當ヲシテ戴イタト云フ責任ノアル御言
葉ヲ承リ、私共喜ンデ居ルノデアリマス、
又次ニ大イナル澤山ノ肥料ヲ要シマス其
ノ準備ニ付テモ、只今ノ肥料ハ彈丸ナリ、
斯ウ云フ思召ノ下ニ、又内閣諸公ニ於カレ
テモ、陸海軍ノ方々ニ於カレテモ、必ズ此
ノ農林大臣ノ提唱ニハ御同意ヲナサレテ、
次ニ來ル肥料期ノ準備モ必ズ出來ルコトト
私ハ信ジテ居ル、又勞働力ノ調整、又生産
物價ノ適正ナル維持ト云フコトニ付テモ、
相當ノ御心配ヲ下サレテアルコトハ、色々
ノ機會ニ承ツテ居ルノデアリマス、併シ私ガ
唯一ツ茲ニ心配ニナルコトガアル、不安ヲ
感ジテ居ルコトガアルノデアリマス、ソレ
ハ何カト云フト、最後ニ申上ゲマシタ農山
漁村部落實行團體ヲ整備強化セシムルト云
フ問題デアリマス、此ノ部落ノ實行團體ト
云フノハ何デアルカト云フト、各村ニ農會
ガアリマス、ソレヲモウ一つ掘り下ゲテ、二
三十戸單位ノ組合ヲ持ヘル、農家組合トカ
實行組合トカ名ヅケテ居リマス、此ノ組合ニ
總テノ農事ノ實行ヲサシテ居ルノデアリマ
ス、又將來愈、其ノ効果強化シヨウト考ヘテ居
ルノデアリマス、所謂隣保相助ノ精神ニ基

ルト云フ、此處ニ考ガ定マリマスナラバ、思
ヲ此處ニ致サレテ、私ハ相當ノ助成ヲシテ
戴キタイト思フノデアリマス、是ハ陸海軍
大臣ガイラッシャラナイカラ甚ダ失望致シ
マセガ、殊ニドウモ政務官モイラッシャラ
ナイヤウデ……一體今日迄ノ豫算總會ト云
料ノ配給勞働力ノ調整ト云フコトニ付テ、
色々具體的ノ案ヲ御定メニナッテ居ルノデア
リマス、此ノ頃農林省ニ於テ生産計畫又肥
料ノ問題ノ組合ノ手ヲ煩ハサズシテハ何事モ出
來ヌコトニ相成ツテ居ル、斯ウ云フ風ニ考ヘ
テ參リマスト、必ズ當局ハ相當ノ對策ヲ今
講ゼラレツ、アルト私ハ信ジテ居リマス、先
刻申上ガタヤウニ深イ意義ノアル組合、其
ノ數ハドレダケアルカト云ヒマスト、凡ソ
二十七萬組合ガアル、其ノ數ガ如何ニ多イ
カト云フコトヲ御考ヘナスツテ、又其ノ効キ
ノ如ニ大事デアルカト云ヒマスト、凡ソ
ノ數ハドレダケアルカト云ヒマスト、凡ソ
下ステ、サウシテ此ノ組合ノ活動ノ助成ヲ
ノ手當ヲシテ戴イタト云フ責任ノアル御言
葉ヲ承リ、私共喜ンデ居ルノデアリマス、
又次ニ大イナル澤山ノ肥料ヲ要シマス其
ノ準備ニ付テモ、只今ノ肥料ハ彈丸ナリ、
斯ウ云フ思召ノ下ニ、又内閣諸公ニ於カレ
テモ、陸海軍ノ方々ニ於カレテモ、必ズ此
ノ農林大臣ノ提唱ニハ御同意ヲナサレテ、
次ニ來ル肥料期ノ準備モ必ズ出來ルコトト
私ハ信ジテ居ル、又勞働力ノ調整、又生産
物價ノ適正ナル維持ト云フコトニ付テモ、
相當ノ御心配ヲ下サレテアルコトハ、色々
ノ機會ニ承ツテ居ルノデアリマス、併シ私ガ
唯一ツ茲ニ心配ニナルコトガアル、不安ヲ
感ジテ居ルコトガアルノデアリマス、ソレ
ハ何カト云フト、最後ニ申上ゲマシタ農山
漁村部落實行團體ヲ整備強化セシムルト云
フ問題デアリマス、此ノ部落ノ實行團體ト
云フノハ何デアルカト云フト、各村ニ農會
ガアリマス、ソレヲモウ一つ掘り下ゲテ、二
三十戸單位ノ組合ヲ持ヘル、農家組合トカ
實行組合トカ名ヅケテ居リマス、此ノ組合ニ
總テノ農事ノ實行ヲサシテ居ルノデアリマ
ス、又將來愈、其ノ効果強化シヨウト考ヘテ居
ルノデアリマス、所謂隣保相助ノ精神ニ基

レテ居ル、教育ハ教場デナケレバ出來ヌト
思ツテ居ル、之ヲ一ツ田圃ニ及シテ貴ヒタイ、
所謂勤勞第一主義ノ一ツ教育ヲ始ヌテ貴ヒ
タイ、斯ウ云フノデアリマス、是ハ私ノミ
ノ考デハナイ、サウ云フ聲ハ以前カラ教育
界ニアル、又今ノ小學ハ幸ニ一組五十名内
外ノ生徒ヲ集メテ居ツテモ、皆個人々々ノ教
育デアル、集團ノ訓練ト云フモノハ出來テ
居ナイ、行ノ教育ト云フモノハ出來テ居ナ
イ、一ツ此ノ機會ニ其ノ集團訓練ヲ施スコ
トニシタラドウカ、若イ生徒ガ勤勞奉仕ヲ
ヤツテ居ル様子ヲ見テモ、實ニドウモ心面白
クヤツテ居ル、此ノ間モ私國ニ歸リマシテ、
郡農會ノ總會ニ臨ンダノデアリマシタガ、
山村ニ於ケル肥料問題ヲ解決スベク堆肥ヲ
捨ヘル、山村ニハ山草ガアル、是ハ今ドン
ナ風ニナツテ居ルカト云フコトヲ其ノ土地
ノ人ニ尋ネマスト、澤山其ノ原料ハアルガ、
人夫賃ガ高イ、人手足リヌ、ソレグカラ
殘念デアル、斯ウ云フ機會ニ小學校ノ高等
科以上デ宜シイ、其ノ生徒ニ毎日相當ノ草
刈ヲヤラシテ、サウシテ堆肥ヲ捨ヘサセル
ト云フコトニナツラ、直チニ目ノ前ニ見
エテ、此ノ聖戰ニ參加スル銃後ノ護リノ
大キナ役目ヲ果スコトニナル、コンナ意味
デ一つ小學校ノ高等科ノ課程ヲ一ツ改造シ
テ戴クコトハ出來ヌカ、私ハコンナコトヲ
机ノ上デ言フノデナイ、私ノ三重縣ニハ十
年バカリ前カラ此處ニ著眼シテ、隨分文部
省ヤ縣廳カラ叱ラレテモ、規定ノ高等科ノ
課程ハソコ除ケニシテヤツテ居ツタ所ガア
ル、今現ニ公民學校トシテ都市ニ於テモ現
ニ實用教育、作業教育ヲ與ヘテ居ル所ガ、
戰前カラ既ニ出來テ居タ、斯ウ云フ情勢デ
アリマス、今此ノ機會ニ此ノ制度ヲ改メテ
貢フタラドンナモノデアル、斯ウ云フノデア

リマス、私共常ニ縣農會ノ……實ハ會長ヲ致シテ居ルノデアリマスルガ、技術員ニ斯ウ云フコトヲ訓シテ居ル、戰時態勢ノ平常化ト云フコトヲ心得ナクテハイカヌ、不斷ニ色々理論上、又實際上、是非斯クセナケレバナラスト云フコトガ澤山アタ、現ニ是カラ具體的ニ現レテ來ル所ノ肥料配給ノ問題、其ノ他今農林省ノ將ニ示サレムトスルアノ種々ノ計畫ハ、不斷カラ分ツテ居ル、ソレガ平生ハ實行サレテ居ナカツタ、ソコデ之ヲ戰時態勢ノ下ニ實行スル、併シソレダケデハイカヌ、戰時態勢ノ平常化、此ノ戰時ニ於テ十分ニ習慣付ケタコトヲ、一ツ戦後ニモ續ケテ行カウデヤナイカ、是デアリマス、私今高等小學ノ課程ノ改革ノ註文ハソレデアルノデアリマス、此ノ戰時態勢ノ平常化ト云フコトハ、所謂禪ノ平常心是レ道ニ外ナラヌノデアル、總テノ方面ニ斯ク心掛ケルコトニ依ツテ、私ハ此ノ戰爭ガ一層意義付ケラレルコトニ相成ルト思フ、モウスウナツテ來タラ、ドレダケ戰爭ガ續イテモ構ハヌ、戰爭即建設デアリマス、長期ノ建設デアルノデアリマス、ドウカ今私ノ御願ニ對シ、又申上ガタコトニ付テ、總理大臣、農林大臣、大藏大臣又内務大臣ノ御答辯ヲ煩ハスコトガ出來レバ大變ニ仕合セニ存ジマス、尙私事務局へハマダ外ニ質問ノ要綱ヲ申上ガテ置キマシタ、ソレハ何デアルカト云フト、町村自治制ノ改正ニ付テデアリマス、是ハ私ハ此ノ壇上デモ機會アル毎ニ屢々私ノ持論ハ申上ガテ居ル、ソレデ此ノ議會ニ必ズ是ガ出ルト云フコトヲ非常ニ私ハ期待ヲ有ツテ居タ、現ニ貴族院ニ於テモ事務局ニ於テ其ノ積リデ斯ウ云フ調査材料ヲチヤント、昨日デアツカ箱ノ中ニ入レテ居ツテ吳レルヤウナコトデ、非常ニ是ノ改正案提出ノ見合セニナツタト云フコトハ殘念ニ思ツテ居リマス、ドウモ新聞ニ發表サレテ居ル内務大臣ノ御發表ニハ承服ノ出來ヌ

○國務大臣（男爵平沼騏）

皆仕事ミタ真ニ一ノナリ 附テニニ御語ニ
致シマシテ私ハ是デ打切ツテ置キ マス

○國務大臣(男爵平沼騏一郎君) 御答ヲ致シマス、御述ノ通り農山漁村ノ生産ノ増加ト云フコトハ、國民生活安定ノ基礎トモ相成リマスシ、又輸出ノ重要ナ資料トモ相成ルノデゴザイマスカラシテ、在來之方增加ニ付キマシテハ、極力努力シ來タノデゴザリマス、殊ニ今次事變ノ際ニ於キマシテハ、殊ニ其ノ必要ヲ痛感致シマスル次第デゴザリマスルカラ、先達テノ衆議院ニ於ケル所ノ決議ノ趣旨ヲ尊重致シマシテ、將來一層此ノ點ニハ努力致ス積リデゴザリマス、又農山村ノ振興ニ付キマシテ、種々具體的ノコトノ御話モゴザイマシタ、殊ニ今日行ノ教育ニ依リマシテ、勤勞奉仕並ニ隣保相親ムノ美風ヲ養成スルト云フコトハ、最も是ハ大事ナコトデアラウト考ヘテ、此ノ點ニ付キマシテハ將來深ク留意致ス心底デゴザリマス、其ノ他種々具體的ノ事柄ニ付キマシテノ御答ハ、主管大臣ヨリ致スコトニ致シマス

如ク今日ノ戰時下ニ於テ如何ニ長期戰ト相成リマシテモ、我ガ國民ノ生活が毫モ脅威サレナイト云フ事柄ハ實ニ國土ノ恩惠デアリマシテ、深ク我々ノ感激スル所デアリマスト同時ニ、之ガ生産ニ當ツテ居ル農漁山村ノ人々ガ如何ニ努力致シテ居ルカト云フコトニ付キマシテハ、常ニ感謝致シテ居ル所デアリマス、殊ニ御承知ノ如ク多數ノ出征將士ヲ出シ、又軍需其ノ他ノ重工業ニ對シテ多數ノ從業員ヲ出シ、又國際貸借其ノ他ノ關係上カラシニ肥料ノ手廻リモ十分ナラズ、馬匹モ徵發サレ、非常ナル困苦ノ中ニ於テ優ニ平生收穫ヲ致シテ居ルダケノ產物ヲ出シテ居ルト云フ事柄ニ付キマシテハ、如何ニ現在ノ農村ガ國家的意識ニ燃エテ居ルカト云フコトヲ如實ニ示スモノデアリマシテ、我々ハ只今小林君ノ御話ニナックタ如ク、日本精神ノ發露ガ農村ニ現レテ居ルモノト感ズルノデアリマス、併シナガラ今後ニ對シマシテ此隣保相助、勤勞奉仕、是ダケノ考ヲ以テ將來ノ生產力ノ擴充茲ニ生產ヲ確保致スコトガ出來ルカ否カト云フコトニ付キマシテハ、我々深ク考へナケレバナラス所デアリマシテ、農林當局致シマシテハ前大臣此ノ方深ク此ノ點ニ付テ研究考慮致シマシテ、今回ニ於キマシテモ相當ノ案ヲ立テ出シテ居ル譯デアリマス、即チ一面ニ於テハ國民ノ生活安定ニ資スルダケノ生產ヲ致シ、一面ニ於テハ國際收支ノ關係ニ對シテ輸出貿易ニ對シテ非常ナル貢獻ヲ致スト云フ見地カラ、輸出ノ大宗デアル所ノ生絲ヲ初メト致シ、水產物其ノ他ノモノニ付キマシテ輸出増進ニ對スル所ノ相當ナル案ヲ立テ、本豫算ノ中ニ組込ンデ提案ヲ致シタ譯デアリマス、併シナガラ今後ノコトヲ考ヘマス時ニ、單ニ是ダケデ果シテ確保出來ルカ否カト云フコトヲ考ヘマシテ、更ニ一層其ノ生產ヲ確保シ、輸出增進ニ資スルガ爲ニ近ク案ヲ具シテ更ニ御審

議ヲ煩ハシタイト考ヘテ居ルヤウナ譯デアリマス、何ニ致セ只今申シタヤウナ種々ナガ故ニ、此ノ對策モ亦種々多様ニ瓦ツテ居リマス、又生産物モ單ニ米トカ蘭トカ云フモノバカリデハナイ(例へテ言ヘバ「ガソリン」ノ代用タル所ノ「アルコール」ノ資材デアル所ノ甘諸ノ增産ノ如キ、或ハ「ガソリン」代用ノ木炭ノ増産ノ如キ、斯ウ云フ問題モ伴ツテ居ルノデアリマシテ、此ノ點ニ付キマシテハ深ク留意ヲ致シテ居ル譯デアリマス、シテノ具體的方法ヲドウ云フ手段ニ依ツテヤルガト云フ御話デアリマスガ、只今ノ所ハ各中央カラ府縣、地方町村、之ニ至リマスル迄總テ農村ニ對シテ一定ノ計畫ヲ立テマシテ、此ノ計畫ニ依ツテ進ンデ行ク方法ヲ講ジテ居リマス、米穀ノ增産ニ付キマシテハ、或ハ勞働班ノ移動ヲ行ヒ、或ハ機械ノ共同使用ヲ行ヒ、或ハ螟蟲其ノ他稻蟲病ト申ス如キモノノ害蟲ノ驅除ニ對シテ全力ヲ注ギ、或ハ冷溫床ノ如キモノヲ用ヒマシテ、冷害地ニ備ヘ、種々雜多ナ方法ヲ講ジテ居リマス、是等ノ問題ニ付キマシテハ、農事ニ關係ノアル有ラユル團體ノ總動員ヲ致シマシテ、即チ農村ノ總力ヲ茲ニ集中ラ致シマシテ、此ノ目的達成ニ努力ヲ致シテ居ルヤウナ譯デアリマス、今御話ノ其ノ一番前線デアル所ノ農事實行組合、又一面カラ言ヘバ部落、此ノ部落ノ活動ニ對シテ、相當ナ考慮ヲ拂フカト云フ風ナ御意見デアリマシタガ、此ノ點ニ付キマシテモ相當ノ考ヲ以テ、今日對案ヲ講ジツ、アル際デアリマス、勞力ノ不足ヲ補フ點、茲ニ肥料ノ缺乏ニ對シマシテモ、所謂自給肥料ニ對シマシテ力ヲ注グ點、有ラユル方面ニ付キマシテ、政府ハ最善ノ努力ヲ致シマシテ、今日ノ此ノ難局ヲ突破シ、以テ農村將來ノ繁榮ヲ期シタイト期シテ居ルヤウナ次第デアリマスガ

○小林嘉平治君 肝腎ノ財源ヲ有セラル、大藏大臣ノ一つ、此ノ際私ノ所見ニ對スル御批判ヲ仰ギタイト思ヒマス、尙文部大臣ハ御缺席デアリマスノデ、私ノ速記錄ヲ見テカラ、適當ナ機會ニ一ツ御答辯ヲ得タイト思ヒマス
(國務大臣石渡莊太郎君演壇ニ登ル)
○國務大臣(石渡莊太郎君) 農產物ノ數量ノ增加維持、又國際收支ニ關係ノアリマスル農產物ノ增産、其ノ他ニ付キマシテ、只今農林大臣ガ詳細ニ述ベラレタノデアリマスガ、大藏省ト致シマシテモ、大體ニ於御同感デゴザイマス、此ノ問題ハ銃後對策トシマシテ、極メテ緊要ナ問題デゴザイマスルノデ、私ト致シマシテモ、出來ルダケノ事ヲ致シタクト存ジテ居リマス
○小林嘉平治君 只今大藏大臣ノ御答辯ヲ承リマシテ、所謂財源ヲ持ツテ居ラレル大藏大臣カラ、只今ノヤウナ御答辯ヲ得マシタコトハ、非常ニ私ハ滿足ヲ致シマス、先刻書記官ガチヨットコチラヘ見エマシテ、批評ヲ仰ギタクト云フコトヲ私ガ申シタノハ、先例ガ餘りナインサウデアリマシテ、私ハ御答辯ヲ願ヒタク、斯ウ云フコトデアッタノデアリマス、此ノ點訂正ヲ致シテ置キマス、尙總理大臣及農林大臣ノ御答辯ハ、私ハ信賴シマシテ、近ク提案サレル所ノ追加豫算ヲ樂シンド待ツコトニ致シタクト思ヒマス、是ハ單ニ私バカリデナイン、此ノ點ニ思ヲ致シテ居ル者ハダイナル期待ヲ致シテ居ルノデアリマスカラシテ、何分ニ宣シク御願ヲ致シマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 山隈康君
(山隈康君演壇ニ登ル)
○山隈康君 演壇ニ登ル
内閣總理大臣及內務大臣ニ御伺致シタクト存ジマス、地方自治制度ガアル者ハ、ソレ等ノ者ト伍スルコトヲ潔シトセス、此ノ爲ニ地方ノ自治團體ニ住ム相當識見

モノデアルト云フコトハ今更事新シク述べ迄モナイコトデアルト存ズルノデアリマス、自治制ガ布カレマシタ以來、產業、教育、衛生社會、其ノ他國民ノ生活ニ必要ナル施設ニ對シマシテ、各地到ル所充實普及シ、之方爲ニ國運ノ進展興隆ニ寄與シタルコトノ大ナルコトハ明カナ事實デアリマス、現ニ明治二十四年度ニ於ケル地方ノ歲出總計ハ四千三百八十八萬一千圓ニ過ギナカツノデアリマスルガ、昭和十二年度ノ地方歲出ノ總計ハ實ニ二十億七千八百九十万五千二百九十二圓、丁度僅カナ年月ノ間ニ四十七倍ノ膨脹ヲ見テ居ルノデアリマス、是ハ如何ニ地方自治團體ノ活動ガ非常ニ旺盛デアッタカト云フコト、從ツテ此ノ旺盛ノ爲ニ我ガ國運ノ發展興隆ニ偉大ナル力ヲ與ヘ出来テ居ルト思フノデアリマス、東亞新秩序ノ建設方提唱サレマシテ、我ガ帝國ハ其ノ指導者トナリ、又中心トナルベキ大使命ヲ有シテ居リマスル上カラ致シマシテモ、國家ノ根幹デアル自治精神ノ振興ヲ圖リ、國家ノ根幹デアル自治精神ノ振興ヲ圖リ、自治行政ノ刷新ヲ圖リマシテ、之ニ對應スル覺悟ヲ有スルコトハ、是亦議論ノ餘地ガナイト存ズルノデアリマス、殊ニ此ノ時代ノ進運ト社會生活ノ複雜化ニ伴ヒマシテ、現在ノ地方制度ノ上ニ於テ勘ナカラザル缺陷ヲ見出スニ至ツタノデアリマス、現在ノ制度ヲ此ノ儘ニ放任致シマスレバ、折角築キ上ゲマシタル自治ノ地盤ニ龜裂ヲ生ジ、延イテハ國家ノ基礎ニ緩ミヲ來シハシナサイカト云フコトヲ惧ルモノノデアリマス、此ノ度ヲ此ノ儘ニ放任致シマスレバ、此ノ爲ニ其ノ地域ニ於ケル有力者、若シクハ德望、經驗學識アル者ハ、ソレ等ノ者ト伍スルコトヲ潔シトセス、此ノ爲ニ地方ノ自治團體ニ住ム相當識見

ノアル人ハ、次第ニ自治ニ對ズル關心ヲ失フ傾向ガ現ニアルノデアリマス、又現在ノ自治制度ノ上ニ於キマシテ、市町村長ガ職務執行ノ上ニ付テ何等權限ガナイ、此ノ故ニスル、執行機關タル此ノ執行機關ノ意思ニスレバ、執行機關タル此ノ執行機關ノ意思ニ迎合致シマシテ行クヨリ外ニハ、圓滿ニ自治制ヲ運行スル方法ハナイ、是等ノ缺陷ニ乘じマシテ、色々ニ忌ハシキ策動ガ行ハレ、更ニ自治制ノ上ニ於テ、醜怪ナル事實ガ續出スルコトハ諸君ノ御承知ノ通りデアルト存ズルノデアリマス、恐らく此ノ裏面ヲ遠慮ナク爬羅剔抉ヲ致シマシタナラバ、或ハ諸君ノ御承知以上ノ腐敗、色々ナ事實ガ現ル、コトト存ズルモノデアリマス、此ノ前ヨリ屢々絶叫サレマシテ、全國ノ町村長會議、全國ノ市長會議更ニ市會議長會議等ニ於キマシテ、屢々此ノ改正ニ關スル決議ヲナシ、政府ニ對シテ其ノ實行ヲ迫タコトハ政府モ御承知ノコトト存ズルノデアリマス、政府ニ於カレマシテモ、此ノ現在ノ自治制ノ弊害ヲ御認メニ相成ツテ、既ニ地方制度調査會ヲ設ケテ之ニ付議サレマシテ、調査會ハ數箇月ニ亘り、慎重審議地方制度改正ノ綱要ヲ決定シテ答申ヲセラレタ次第デアリマス、此ノ地方制度ノ改正、町村制ノ改正、是ハ議會ノ初メ、其ノ後ニ於キマシテモ、内務當局ヨリ屢々本議會ニ提出ヲスルト云フコトヲ御言明ニ相成ツテ居リマスル、殊ニ昨年十二月發行サレマシタル「地方行政」ト題スル雑誌ニ、内務事務官吉岡恵一君ガ自ラ自己ノ職名ヲ掲ゲテ、サウシテ此ノ議會ニ町村制ノ改正案ヲ提出スル旨發表サレテ居ルノデアリマス、又先刻渡邊豫算委員長ヨリモ御話ニナツタ如ク、平沼内閣ハ近衛内閣ノ延長デアッテ、其ノ政策ヲ踏襲スル、普段ノ内閣ノ編成等トハ違ツテ居ルト

アリマス、此ノ故ニ私共ハ近衛内閣ノ革新政策中、最モ力ヲ示レラレタル地方自治殊ニ町村制ノ改正案ダケハ御提出ニ相成リマス、近衛内閣承繼ノ實ヲ示サレルモノト深ク期待ヲシテ居タノデアリマス、昨年東京ニ於ケル全國ノ町村長會議モ矢張リ私共ト其ノ感ヲ同ジク致シマシテ、此ノ改正案方當然當議會ニ提出サレルモノト云フ期待ノ下ニ、全部殆ド滿場一致ニ近キ決議ヲ以チマシテ、此ノ改正案ニ贊同スル意思ヲ表シ、更ニ提案ヲ待チマシテ其ノ通過ヲ圖ル爲ニ、適當ナ機會ニ再度ノ町村會ヲ開催スル豫定ニ相成ツテ居タノデアリマス、斯クノ如ク國民ノ全體ガ此ノ重要ナル改正案ノ提案ヲ期待シ懇望ヲシテ居ル際ニ、案外ニモ突如トシテ此ノ提案ヲ爲サナイト云フ旨ヲ御發表ニ相成リマシテ、私共ハ期待ガ裏切ラレテ殆ド亞然トシケンデアリマス、昨年四月十七日ノ自治制發布五十周年記念式ニ畏多クモ、天皇陛下ノ御親臨ヲ辱ク致シマシテ優渥ナル勅語ヲ賜リ、其ノ御言葉ノ根柢ニ培ヒ、自治制度ノ改正ヲ行ヒ、サウシテ此ノ有難キ聖旨ニ應ヘ奉ラムト存ジテ、居ツタノデアリマス、然ルニ折角政府ガ提案ヲスルト云フコトヲ御決定ニナッタモノヲ突如トシテ提出ヲシナイト云フ御聲明ニ對シマシテ、私共ハ實ニ痛恨措ク能ハザルモノガアリマス、政府ガ未提出ノ理由トシテ仰セラレル所ニ依リマスルト、法案中ニ若干ノ不備ノ點ヲ發見シタ、又町村制ノ改正案ハ市制、府縣制、是ト同時ニ提案スルノ必要ヲ認メタト云フ御聲明ニ相成ツテ居リマス、甚ダ言葉ガ穩當ナイカモ知レマセスガ、率直ニ申述べマスレバ、是ハ政府ガ世間ヲ裝フ御言葉ニアッテ、眞ニ御提出ヲサレナカッタ理由ハ別ニアルゾデヤナイ

カ、是亦不遠慮ニ申述ベマスレバ、或一部ノ反對、詳シクハ申述ベマセヌ、或一部ノ反對ノ氣勢ニ押サレテ、所謂相剋摩擦ヲ惧レタル爲ニ、政府ノ腰ガ碎ケラレテ、提出ヲ見合ハスルノ已ムナキニ至ラタト云フ疑ノ國民ハ懷イテ居リマス、非常時局ニ際シマシテ、私共ハ首相ノ仰セノ如ク、總親和、總協力ノ趣旨ニ基キ、飽迄現政府ヲ支持シ、現政府ト協力一致致シマシテ、東亞新秩序建設ニ邁進セムト存ジテ居ツタノアリマス、然ルニ折角出シタ重大ナル法案ヲ中途突如トシテ提案ヲシナイ其ノ態度ニ對シマシテハ、頗ル國民ハ不安ガアリマス、政府ノ方針、政府ノ力、政府ノ態度ニ對シテ非常ナル不安ガアリマス、ソレハ一面ニハ、豫テ平沼首相ノ御人格、手腕、平生ノ主張カラ致シマシテ、所信ニ邁進セラレル堅キ決意ヲ有シテ居ルト云フコトニ對シテ、私共ハ常ニ首相ヲ尊敬シテ居ツタノデアリマス、ソレニ非常ニ裏切ラレタ感ガアリマス、若シ政府ノ態度ニ疑ヲ懷キ、信任ヲ缺クガ如キコトガアリトセバ、此ノ非常時局ノ上ニ於キマシテ由々敷コトナリト存ズル者デアリマスル、此ノ改正案ハ、先刻來申述ベマスル如ク、地方制度調査會デ有力ナ方ガ集ツテ、數箇月ニ亘リテ慎重審議ヲサレ、又政府殊ニ内務省ニハ、自治制ニ對スル弊害、缺點ハ多年ノ経験ニ依ツテ十一分ニ御承知ニ相成ツテ居ル筈デアリマス、又之ヲ矯正スル爲ニ、如何ナル態度ニ依ルベキカト云フコトモ普段研究シ盡サレテ居ルベキ筈デアリマス、ソレニ今ニナツテ俄カニ、出來上ツタ成案ニ不満アルト云フ肚ヲ極メ、他ニ之ヲ表明シ、之ニ關スル一切ノ準備モ整ヘテ居リナガラ、今ニナツテ府縣制若シクハ市制ト同時デナケレバイケナイ、此ノ釋明ニ對シテハ何トモ國

民ハ諒解ガ出来マセヌ、サウ云フ簡單ナ理合ハセラレタル理由トシテハ、何トシテニ受取リニクイ、デ私ハ此ノ際、政府ハ成案ヲ得タル改正案中ドノ點ニ付テドウ云フ缺點ヲ發見シタ、故ニ更ニ再考ヲ要スルモノデアル、又當初ハ府縣制、市制ト離シテ置獨ニ町村制ヲ提案ヲスル覺悟デアツガ、是非是ガ府縣制若シクハ市制ト同時デナケレバイケナイト云フ理由ヲ御見出シニッタラバ、其ノ理由、之ヲ明白ニ率直ニ御説明ニ相成リマシテ、國民ノ疑ヲ解クト云フコトハ政府ノ當然ノ責務ダト思フノデアリマス、私共ハ既ニ政府ガ改正案ノ提案ヲ御見合セニ相成リマシタル現時ニ於テ、尙會期切迫ノ今日ニ於テ、町村制改正案ノ提出ヲ迫リ者デハアリマセヌ、併シ此處ニ政府ノ言明ヲ得タイト思ヒマスルコトハ、地方制度調査會ニ決定セラレタル綱領、是ハ一旦政府ノ方デハ其ノ綱領ヲ御採入レニナッテ居ルヤウデアリマス、デ此ノ綱領ニ基キ、百難ヲ排シ敢然トシテ所信ニ邁進セラルベキ御意ガアルカドウカ、他ノ色々ナ反對障碍、其ノ爲ニヘコタレルヤウナコトガナイカ、ドウカ、更ニ其ノ決心ヲ以テ次ノ議會ニ府縣制、市制ト共ニ町村制ノ改正案ヲ御提出ニナル御決意ガアルカト云フコトヲ明白ニ承リタイト存ジマス、次ニ御伺ヒシタイコトハ國家ノ事業、之ヲ地方ニ御經營ニ相成リマスル場合、ドウモ近來其ノ國家ノ施設經營ニ關シ設備費ノ幾分ヲ寄附セヨ、敷掛ヲ提供セヨ、斯ウ云フヤウナコトガ段々多クナツテ居リマス、國家直接ノ事業ノ施設ガ中央タルト地方タルトヲ問ハズ、苟モ國營事業デアル以上ハ總テ國費ヲ以テ支辨セラレルト云フコトガ、是ハモウ無論當然ノ事デアルト存ズルノデアリマス、政府ハ是等ノ事業ヲ計畫セラレマスル場合ニハ、其ノ建設設備費及敷地、經營ノ費用、之ニ關ス

ル一切ノ經費ヲ御計上ニナルコトハ勿論ノ
コトデアリマス、經費ノ出所モ考ヘズ、事
業ノ施設ヲナサルベキコトハアリ得ナイコト
ト存ズルノデアリマス、近來私ハ殊ニ甚ダシ
ク感ジマスルコトハ、國家ノ經營ニ關スル學校
即チ大學工業學校、斯ウ云モノノ施設ニ對
シマシテモ、矢張リ土地ノ提供ヲセヨトカ、
或ハ建設費ノ若干ヲ寄附セヨト云フヤウナ
コトヲ示唆セラレルバカリデナク、明カニ
要求セラレルコトガアリマス、是ハ若シ政府
ノ方デ實例ヲ示セト云フ、御言葉ガアッタナ
ラバ、私ノ直接ニ關係致シマシタル實例ヲ四
五申上げルコトハ差支アリマセス、併シ是
ハ恐ラク政府モ御承知ノコトト存シマスカ
ラ、實例ヲ舉ゲマスコトダケハ差控ヘタイ
ト存ジマス、是等ノ國家事業ノ施設ハ地方
ニ誘致シタイト云フ、熱意ニ溢レテ居リマ
ス、從フテ地方ノ公共團體ハ地方民ノ熱意ヲ
方ノ繁榮ヲ招來スルモノデアリマスカラ、
地方民ハ極メテ熱意ヲ以テ其ノ事業ノ施設
ヲ誘致シタイト云フ、熱意ニ溢レテ居リマ
ス、從フテ地方ノ公共團體ハ地方民ノ熱意ヲ
體シマシテ、假令誘致ノ見込ナキモノデ
モ、大體誘致ノ見込ハ困難ダト云フ場合デ
モ、地方民ノ熱意ニ動カサレマシテ、運動
員ヲ動員致シマシテ數回、數十回政府ニ對
シテ陳情、御相談ヲスル、政府ノ當局デモ
事務御繁多ノ際ニ、澤山ノ地方運動員ガ來
テ、種々ノ陳情ヲ申上ゲルコトハ相當御迷惑
ノコトト存ズルノデアリマス、唯地方ト
致シマシテハ今申上げマスル如ク、若干ノ
運動ノ費用ヲ授ジ、又物資ノ提供ヲ致シマ
シテモ、將來ノ其ノ土地ノ繁榮ヲ招來スル
コトヲ考ヘマスレバ放ツ置ケナイ、矢張リ
是ハ誘致シテ目的ヲ達シ得ベキ場合ニ於テ
ハ、運動モ已ムヲ得ナイ事柄アルト思フ
モ、當初ニ於テ決定サルベキモノデアル、

ソレヲ誘致運動ノ巧妙、不巧妙、或ハ物資提供ノ多少、有無ニ依テ設置ノ箇所ヲ變更セラル、ガ如キ思フ國民ニ懷カシムル、是ハ私ハ現今叫バレマス所ノ綱紀肅正ノ上カラ致シマシテモ、大イニ自肅ヲ望ムベキコトデハナイカト思フノデアリマス、現ニ私共ノ直接ニ關係スル所ニ依リマスルト、ドウモ君ノ方ノ地方ハ熱ガ足ラヌ、皆提供シロ、何トカ考ヘロ、無條件デヤイカヌト、斯ウ云フコトヲ御話ニナルノデアリマス、斯ウ云フ爲ニ運動ガ彌カ上ニモ猛烈ニ起ル、私共ハ地方ヲ代表シテ運動ニ參リマスルト、省内デ各種ノ運動員ト鉢合セラヌル、國家ノ事業國策ノ上ニ立ツベキ仕事、ソレヲ地方ノ運動ニ依テ彼此スルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス、現今ノ市町村ハ國家ノ委任事項ガ段々增加致シマシテ、之ニ要スル經費ガ激増ヲ致シマシテ、地方ノ負擔ノ上ニ於キマシテ相當困惑ヲ極メテ居リマス、政府ノ方デハ是等ノ事情カラ致シマシテ、地方財政ニ重壓ヲ受ケシムルト云フコトハ、大體受益者負擔法ト云フ法律トカ、其ノ他特別ノ命令ニ基ク場合ハ無論是ハ問題ナイ、サウデナイ場合、一般ノ國費ヲ以テ支辨スベキ場合ハ、其ノ國費ノ輕減ヲ圖ラムガ爲ニ地方ニ物資ノ提供、負擔ヲ分タシムル如キコト(又ソレニ依テ政府ノ設置箇所ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス、率直ニ申上げマスレバ、只今斯様ナ質問ヲ致シテモ、私地方ニ歸リ、何カ國家ノ施設ヲ聞及ビマスレバ、政府ガ儼タル國策ノ上ニ、國家ノ經營ニ屬スルモノハ、地方ノ運動ニ

依テ左右スルモノニ非ズト云フ嚴然タル御辯明ガナイ限リハ、矢張リ私共ハ地方ヲコトデハナイカト思フノデアリマス、現ニ私共ノ直接ニ關係スル所ニ依リマスルト、ドウモ君ノ方ノ地方ハ熱ガ足ラヌ、皆提供シロ、何トカ考ヘロ、無條件デヤイカヌト、斯ウ云フコトヲ御話ニナルノデアリマス、斯ウ云フ爲ニ運動ガ彌カ上ニモ猛烈ニ起ル、私共ハ地方ヲ代表シテ運動ニ參リマスルト、省内デ各種ノ運動員ト鉢合セラヌル、國家ノ事業國策ノ上ニ立ツベキ仕事、ソレヲ地方ノ運動ニ依テ彼此スルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス、現今ノ市町村ハ國家ノ委任事項ガ段々增加致シマシテ、之ニ要スル經費ガ激増ヲ致シマシテ、地方ノ負擔ノ上ニ於キマシテ相當困惑ヲ極メテ居リマス、政府ノ方デハ是等ノ事情カラ致シマシテ、地方財政ニ重壓ヲ受ケシムルト云フコトハ、大體受益者負擔法ト云フ法律トカ、其ノ他特別ノ命令ニ基ク場合ハ無論是ハ問題ナイ、サウデナイ場合、一般ノ國費ヲ以テ支辨スベキ場合ハ、其ノ國費ノ輕減ヲ圖ラムガ爲ニ地方ニ物資ノ提供、負擔ヲ分タシムル如キコト(又ソレニ依テ政府ノ設置箇所ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス、率直ニ申上げマスレバ、只今斯様ナ質問ヲ致シテモ、私地方ニ歸リ、何カ國家ノ施設ヲ聞及ビマスレバ、政府ガ儼タル國策ノ上ニ、國家ノ經營ニ屬スルモノハ、地方ノ運動ニ

依テ左右スルモノニ非ズト云フ嚴然タル御辯明ガナイ限リハ、矢張リ私共ハ地方ヲコトデハナイカト思フノデアリマス、現ニ私共ノ直接ニ關係スル所ニ依リマスルト、ドウモ君ノ方ノ地方ハ熱ガ足ラヌ、皆提供シロ、何トカ考ヘロ、無條件デヤイカヌト、斯ウ云フコトヲ御話ニナルノデアリマス、斯ウ云フ爲ニ運動ガ彌カ上ニモ猛烈ニ起ル、私共ハ地方ヲ代表シテ運動ニ參リマスルト、省内デ各種ノ運動員ト鉢合セラヌル、國家ノ事業國策ノ上ニ立ツベキ仕事、ソレヲ地方ノ運動ニ依テ彼此スルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス、現今ノ市町村ハ國家ノ委任事項ガ段々增加致シマシテ、之ニ要スル經費ガ激増ヲ致シマシテ、地方ノ負擔ノ上ニ於キマシテ相當困惑ヲ極メテ居リマス、政府ノ方デハ是等ノ事情カラ致シマシテ、地方財政ニ重壓ヲ受ケシムルト云フコトハ、大體受益者負擔法ト云フ法律トカ、其ノ他特別ノ命令ニ基ク場合ハ無論是ハ問題ナイ、サウデナイ場合、一般ノ國費ヲ以テ支辨スベキ場合ハ、其ノ國費ノ輕減ヲ圖ラムガ爲ニ地方ニ物資ノ提供、負擔ヲ分タシムル如キコト(又ソレニ依テ政府ノ設置箇所ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス、率直ニ申上げマスレバ、只今斯様ナ質問ヲ致シテモ、私地方ニ歸リ、何カ國家ノ施設ヲ聞及ビマスレバ、政府ガ儼タル國策ノ上ニ、國家ノ經營ニ屬スルモノハ、地方ノ運動ニ

依テ左右スルモノニ非ズト云フ嚴然タル御辯明ガナイ限リハ、矢張リ私共ハ地方ヲコトデハナイカト思フノデアリマス、現ニ私共ノ直接ニ關係スル所ニ依リマスルト、ドウモ君ノ方ノ地方ハ熱ガ足ラヌ、皆提供シロ、何トカ考ヘロ、無條件デヤイカヌト、斯ウ云フコトヲ御話ニナルノデアリマス、斯ウ云フ爲ニ運動ガ彌カ上ニモ猛烈ニ起ル、私共ハ地方ヲ代表シテ運動ニ參リマスルト、省内デ各種ノ運動員ト鉢合セラヌル、國家ノ事業國策ノ上ニ立ツベキ仕事、ソレヲ地方ノ運動ニ依テ彼此スルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス、現今ノ市町村ハ國家ノ委任事項ガ段々增加致シマシテ、之ニ要スル經費ガ激増ヲ致シマシテ、地方ノ負擔ノ上ニ於キマシテ相當困惑ヲ極メテ居リマス、政府ノ方デハ是等ノ事情カラ致シマシテ、地方財政ニ重壓ヲ受ケシムルト云フコトハ、大體受益者負擔法ト云フ法律トカ、其ノ他特別ノ命令ニ基ク場合ハ無論是ハ問題ナイ、サウデナイ場合、一般ノ國費ヲ以テ支辨スベキ場合ハ、其ノ國費ノ輕減ヲ圖ラムガ爲ニ地方ニ物資ノ提供、負擔ヲ分タシムル如キコト(又ソレニ依テ政府ノ設置箇所ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス、率直ニ申上げマスレバ、只今斯様ナ質問ヲ致シテモ、私地方ニ歸リ、何カ國家ノ施設ヲ聞及ビマスレバ、政府ガ儼タル國策ノ上ニ、國家ノ經營ニ屬スルモノハ、地方ノ運動ニ

依テ左右スルモノニ非ズト云フ嚴然タル御辯明ガナイ限リハ、矢張リ私共ハ地方ヲコトデハナイカト思フノデアリマス、現ニ私共ノ直接ニ關係スル所ニ依リマスルト、ドウモ君ノ方ノ地方ハ熱ガ足ラヌ、皆提供シロ、何トカ考ヘロ、無條件デヤイカヌト、斯ウ云フコトヲ御話ニナルノデアリマス、斯ウ云フ爲ニ運動ガ彌カ上ニモ猛烈ニ起ル、私共ハ地方ヲ代表シテ運動ニ參リマスルト、省内デ各種ノ運動員ト鉢合セラヌル、國家ノ事業國策ノ上ニ立ツベキ仕事、ソレヲ地方ノ運動ニ依テ彼此スルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス、現今ノ市町村ハ國家ノ委任事項ガ段々增加致シマシテ、之ニ要スル經費ガ激増ヲ致シマシテ、地方ノ負擔ノ上ニ於キマシテ相當困惑ヲ極メテ居リマス、政府ノ方デハ是等ノ事情カラ致シマシテ、地方財政ニ重壓ヲ受ケシムルト云フコトハ、大體受益者負擔法ト云フ法律トカ、其ノ他特別ノ命令ニ基ク場合ハ無論是ハ問題ナイ、サウデナイ場合、一般ノ國費ヲ以テ支辨スベキ場合ハ、其ノ國費ノ輕減ヲ圖ラムガ爲ニ地方ニ物資ノ提供、負擔ヲ分タシムル如キコト(又ソレニ依テ政府ノ設置箇所ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス、率直ニ申上げマスレバ、只今斯様ナ質問ヲ致シテモ、私地方ニ歸リ、何カ國家ノ施設ヲ聞及ビマスレバ、政府ガ儼タル國策ノ上ニ、國家ノ經營ニ屬スルモノハ、地方ノ運動ニ

依テ左右スルモノニ非ズト云フ嚴然タル御辯明ガナイ限リハ、矢張リ私共ハ地方ヲコトデハナイカト思フノデアリマス、現ニ私共ノ直接ニ關係スル所ニ依リマスルト、ドウモ君ノ方ノ地方ハ熱ガ足ラヌ、皆提供シロ、何トカ考ヘロ、無條件デヤイカヌト、斯ウ云フコトヲ御話ニナルノデアリマス、斯ウ云フ爲ニ運動ガ彌カ上ニモ猛烈ニ起ル、私共ハ地方ヲ代表シテ運動ニ參リマスルト、省内デ各種ノ運動員ト鉢合セラヌル、國家ノ事業國策ノ上ニ立ツベキ仕事、ソレヲ地方ノ運動ニ依テ彼此スルト云フヤウナコトハ、私ハ甚ダ遺憾ニ思フ次第デアリマス、現今ノ市町村ハ國家ノ委任事項ガ段々增加致シマシテ、之ニ要スル經費ガ激増ヲ致シマシテ、地方ノ負擔ノ上ニ於キマシテ相當困惑ヲ極メテ居リマス、政府ノ方デハ是等ノ事情カラ致シマシテ、地方財政ニ重壓ヲ受ケシムルト云フコトハ、大體受益者負擔法ト云フ法律トカ、其ノ他特別ノ命令ニ基ク場合ハ無論是ハ問題ナイ、サウデナイ場合、一般ノ國費ヲ以テ支辨スベキ場合ハ、其ノ國費ノ輕減ヲ圖ラムガ爲ニ地方ニ物資ノ提供、負擔ヲ分タシムル如キコト(又ソレニ依テ政府ノ設置箇所ノ御所見ヲ承リタイト存ジマス、率直ニ申上げマスレバ、只今斯様ナ質問ヲ致シテモ、私地方ニ歸リ、何カ國家ノ施設ヲ聞及ビマスレバ、政府ガ儼タル國策ノ上ニ、國家ノ經營ニ屬スルモノハ、地方ノ運動ニ

非常時局ニ於キマシテハ偶、サウ云フ現象ガ起ツテ居リマスガ、根本ニ於キマシテ自治制度ノ根柢ヲ搖ガスト云フヤウナ施設、考へ等ハ政府トシテハ持ツテ居リマセヌ、其ノ點ニ付テハ十分將來トモ戒心シテ、地方ノ自治制度、官治ト云フコトガ紛淆致サヌヤウニ心掛ケナケレバナラヌト考ヘテ居リマス

○山隈康君 簡單デゴザイマスカラ自席力ヲ御許シヲ願ヒマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 宜シウゴザイマス

○山隈康君 只今總理大臣竝ニ内務大臣ノ御答辯ハ、私ノ主トシテ伺ハムトスル趣旨ヨリ稍離レタル感ガアリマス、併シ今日ノ政府トシテソレ以上ノ御答辯ハ御困難ダト拜察致シマスノデ、是レ以上ハ差控ヘマス、唯自治制ノ刷新改善等ニ關シテハ、極メテ内務當局デモ御熱心ト云フコトヲ拜聽致シマシテ、ドウカ明年度、今迄數年間ノ問題デアリマスカラ、相當ニ研究ハ、成ツテ居ルモノト存ズルノデアリマス、是非明年度ニ於テ三案一緒ニ御提案アラムコトヲ切望致シマシテ私ノ質問ヲ打切りマス

(有吉忠一君演壇ニ登ル)

○有吉忠一君 今朝私共ハ渡邊豫算委員長ヨリ豫算委員會ニ於ケル報告ヲ清聽致シマシテ、政府ガ昭和十四年度總豫算ニ對シテ織込ンデ居リマス政策ノ大綱ハ之ヲ承認シタノデゴザイマス、サレバ最早私更是等ノ點ニ付テ政府ニ質問ヲスル意思ハゴザイマセヌガ、最近起リマシタ事實ニ付キマシテ、國民ノ間ニ多少ノ惑ヒヲ生ジ、是ガ國家ノ上ニ餘り好イ影響ヲ及シテ居ラヌヤウニ考ヘマスルガ故ニ、茲ニ暫ク此ノ時間ヲ拜借致シマシテ、私ノ質問ヲ提起シ、之ニ對シテ政府ノ所信ヲ明カニセラレムコトヲ希望スル次第デアリマス、今日我國ニ於テ生産力ノ擴充ト、輸出貿易ノ増進ガ最

モ重要ナル急務デアルト云フコトハ申スモゴザイマセヌ、サレバ明年度ノ豫算ニ於キシテ居リマス、サレバ私ハ是ノ費目ヲ政府ガ能ク適切ニ有效ニ活用サレマシテ、是非其ノ效果ヲ擧ガルヤウニ一層努力セラレム
〔副議長侯爵佐木行忠君議長席ニ著ク〕コトヲ希望シテ已マチノアリマスルガ、併シ私ハ今自分ノ關係致シテ居リマスル職務ノ關係カラシテ、多少此ノ輸出ヲ増進スルト云フコトガ今日ノ急務デアリマスルガ故ニ、是非共何トカシテデモ少シナリトモ之ヲ増進シタ伊ト云フ考カラ、色々方策ヲ熟考致シテ見マスルガ、ナカ／＼新シイ品物ヲ新シイ市場ニ送り出スト云フコトハ容易ナコトデハゴザイマセヌ、サウシテ又縱令多少ハ其ノ效果ガアリマシテモ、其ノ金額ハ誠ニ微々タルモノデアリマシテ、百萬圓ノ新タナル販路ヲ作り出スト云フコトハ是ハ容易ナコトデハゴザイマセヌ、併シ既ニ開拓サレテ居リマスル市場ニ向シテ、其ノ市場ノ馴レテ居リマスル品物ヲ出ス、其ノ品物ノ出ル價格ヲ多クスルト云フコトハ比較的ニ樂デアリマシテ、其ノ效果ガ非常ニ多いノデゴザイマス、是ハ我ガ國ノ生絲ニ付テ私が申述べムトスルノデゴザイマス、生絲ハモウ申ス迄モナク、先程來農林大臣モ屢々繰返シテ申サレタ如ク輸出ノ大宗デアル、此ノ支那事變ノ始リマシタル昭和十二年ニハ、其ノ輸出總額ハ四億餘圓ニ上ツテ居リマシタガ、輸出ヲ大イニ盛ニシナケレバナラヌ必要ノアル昨年度ニ於テハ、是ガ三億圓臺ニ減少フ致シテ居ルノデアリマス、此ノ減少ノ原因ガ何處ニアルカト申シマスレバ、是ハ此ノ生絲ヲ需要スル所ノ外國ノ市場ノ事情如何ニ依ルト申スコトハ、是ハ申ス迄モゴザイマセヌ、併シナガラ又我が國內ノ狀況モ多少之ニ伴フテ影

響フシテ居ルト云フ所ガゴザイマス、サスレバ外國ノ事情ハ如何トモスルコトガ出来スト致シマシテモ、國內ニ於テ少シデモ輸出ヲ増進スルコトノ出來ル方法ガアリマシタナラバ、是ハ官民一致シテ其ノ方策ヲ講ジナケレバナラヌト思フノデゴザイマス、ココ極ク數日以前ニ生絲ガ非常ナ値上リヲ致シマシタ、此ノ値上リハドウ云フ譯デ起ツタラウカト云フコトヲ考ヘテ見マスルノニ、或人ハ國內ニ於テノニ需要ニ對スル思惑ガ大ナル原因デアッタ申シテ居リマス併シナガラ今日カラ之ヲ回顧シテ見マスルト云フト、大需要國デアル所ノ「アメリカ」ノ方デハ、サウハ考ヘテ居ラヌ、日本ニ於テハ綿絲、綿布、或ハ羊毛等ノ織物ニスル所ノ原料及び織物ヲ非常ニ統制シテ居ル今日ニ於テハ、勢ヒ日本ニ於テ生絲ノ値段ガ高クナルトテ織物ヲ造ルヤウニナル、故ニ國內ニ於テ此ノ生絲ノ需要ガ多クナルコトハ當然デアル、サウスレバ需要供給ノ經濟的原則ニ基イテ、日本ニ於テ生絲ノ値段ガ高クナルト云フコトハ、是ハ當然ノ事ダト云フ風ニ見テ居ル、是ハ都下ノ大新聞ニ其ノ値上リノ後數日……三日後デスカ、「ニューヨーク」ノ通信トシテ載セテ居ル所ニ明カニ向ウノ事情ハ斯ウ見テ居ルト云フコトヲ書イテ居ル、又此ノ度生絲ガアノ通り上リマシタ其ノ値上リノ幅ハ、アノ通り上レバ、其ノ需要スル所ノ市場ニ於テ使用ヲ減ズルヤウニナラナケレバナラヌ程、ヒドイ値上リヲシタモノデアルカト言ヒマスルト、ドウモ是モ決シテサウデハナイヤウデアリマス、當業者ノ説明ヲ聽キマスルト云フト、此ノ生絲ハ「アメリカ」ニ於テハ大部分靴下ノ原料ニ用ヒラレルノデアリマスルカラシテ、其度上リマシタ生絲ノ値段ノ如キハ……此ノテモ、一足ニ向ツテ嫁スル値上リハ極ク僅デアリマス、其ノ靴足袋ノ需要ヲ減額スル

ヤウナ、サウ云フ大キナ影響ヲ與ヘルモノ
デハナイト云フコトデアリマス、此ノ生絲
ガ是迄値段ハ長イ間向フノ市況ノ不況ニ依
リマシテ、非常ニ安ク抑ヘラレテ居リマシ
タノガ、段々品ガ減ツテ參ッテ、サウシテ而
モ生産地タル日本ニ於テモ此ノ生絲ガ多ク
需要サレルト云フ所ヲ考ヘテ來テ、段々ト
値段ガ上ツテ參ッタ、其ノ經濟界ノ原則ガ茲
ニ現レテ來タモノト言ツテ差支ガナイノデ
アリマス、然ルニ此ノ値上リガ突然ニ起リ
マシタト云フ關係カラシテ、俄カニ此ノ清
算取引所ニ休止ヲ命ジタノデアリマス、命
ジタト云ツテハ惡ウゴザイマス、清算取引所
ガ休止致シマシタ、其ノ休止ガデス、形ハ
其ノ取引所ノ自發的ノ意思ニ依ツテ休止シ
タト云フコトニナツテ居リマス、併シナガラ
世間ニ傳ヘル所ニ依リマスルト云フト、是
ハドウモ其ノ筋ノ意思ヲ反映シテ休止スル
ニ至ッタモノデアラウト云フ風ニ取ツテ居リ
マス、私ハ其ノ何レガ本當デアルカト云フ
コトヲ今此處デ探究スル必要ハナイト思ヒ
マス、併シナガラ此ノ清算取引ノ休止ト云
フコトガ、如何ナル影響ヲ市價ニ與ヘタカ
ト申シマスルト、立會再開ノ時ニ折角騰ツタ
所ノ絲ノ値段ガ復下ツタノデアリマス、此ノ
下ツタノガドウ云フ譯デアルカ、此ノ輸出ノ
上ニ於テ最モ忌ムベキコトハ斯ウ云フ値段
ノ亂高下デアリマス、値段ガ騰ルコトハ必
シシモ輸出ヲ阻止スル原因ニハナリマセヌ、
一旦騰ツタモノヲ騰ツタ値段デ買ツタ者ガ又
ソレガ非常ニ下ツタト云フコトニナツタ時
ニ、自分ノ受ケル損害ガキビシイノデア
リマスカラ、買フコトヲ非常ニ手控ヘ
ルヤウニ相成リマス、サレバ輸出ヲ盛
ニシヨウトスルナラバ、其ノ品物ノ値段
成ルベク變動ノ少イヤウニスルト云フコトガ
最モ大切ナコトデアルノデゴザイマス、先
程モ申シタヤウニ、此ノ度ノ生絲ノ値上リ
ハ需要スルアノ國ニ於テハ不當ノ値段トハ

考ヘテ居ラス、高イトハ思ツテ居ナイ、又生産セラレル所ノ品物ガ負擔シ切ラナイ程ノ値段デハナイノニ、俄ニ之ヲ休止シタ、休止シタガ爲ニ値段ガ落チタ、其ノ落チタ原因ハ何處ニアルカ、茲ニ私ハ政府ニ注意ヲシテ貰ヒタイト思フ、點ガ存スルノデアリマス、固ヨリ私ハ政府ノ意思ヲ付度スルダケデアリマス、聞イテ居リマセスケレドモ、ソレハ國內一般ノ物價政策ト云フモノヲ片方ニ持ツテ居ッタラウト思ヒマス、又一方ニ於テハ此ノ生絲ヲ原料ニシテ輸出スル所ノ絹織物ノ輸出ト云フモノヲ減少サセヌヤウニシヨウト云フ壯ガアッタノデハナイカト思フノデアリマス、是ハサウ云フ見方カラ、サウ云フ政策ヲ執ラレルノモ其ノ主務官廳トシテハ或ハ已ムヲ得ヌコトデアルカモ知レマセヌガ、併シナガラ今日ノ如キ少シデモ輸出ヲ増進シテ正貨獲得ヲ努メナケレバナラヌト云フ此ノ時機ニ於テ、折角大イニ輸出ヲ盛ニシ、正貨獲得ノ出來ルヤウナ状況ノ現レテ來テ居ルモノヲ、單ニ此ノ國內ニ於ケル一般物價ニ對スル政策ノミ、又僅カナルト言フト、諸弊ガアリマスガ、生絲ノ輸出カラ較ベバ、其ノ金額ハ誠ニ少い絹織物ノ輸出ト云フヤウナ點カラノミ考ヘテ、此ノコトヲ處理セラレタト云フコトガ、私ハ非常ナ茲ニ斯ウ云フ我々ノ遺憾ナル現象ヲ現シタ原因デハナイカト考ヘルノデアリマス、蠶絲ニ關スル主管官廳ハ農林省デアリマス、而シテ其ノ蠶絲ヲ商品トシテ取扱フ所ノ清算市場ハ商工省ノ主管デアリマス、而シテ商工省ハ一般物價ニ關スル統制ヲシヨウト考ヘテ居ラレル、又其ノ生絲ヲ原料トシテ作ル所ノ絹織物ハ、是ハ商工省ガ主管サレテ居ル所デアリマス、ソコデ此ノ取引所ニ向ツタ所ノ處置ハ、商工省ガ自ノ主管シテ居ル職務ニ忠實ナル餘リ、外ノコトヲ十分ニ考ヘル餘地ガアッタカナカッタカハ分リマセヌガ、ソレガ考ニ入ルヨ

リモ、自分ノ主管ノ方ガ非常ニ多カツタガ爲ニ、已ノ主管スルコトノミニ意ヲ取ラレタテ生絲ガ斯クモ一旦騰ツタモノガ下リマシタト云フノニハ、賣物ガ多ク出タルト云フコトモーツノ原因デアリマスルケレドモ、又政府ガ之ニ對シテハ物價ヲ騰貴サセルコトヲ止メヨウト云フ政策ヲ行ハレルノデアラウカ、生絲ニ對シテモ其ノ政策ヲ行フノデアラウカト云フ危惧ノ念万業者ニ起ツタノデアリマス、ソレデ或ハ其ノ時ニ色々ナル風説ガ飛ビマシテ、政府ハ國內ニ於ケル生絲ノ消費ヲは制限スルダラウト云フヤウナコトモアリマシタ、輸出ヲ獎勵スルガ爲ニハ國內ノ消費ヲ制限スル必耍ガアルト云フヤウナ見地カラ、多分サウ云フ擧ニ出ゲルノデハナイカト云フ說ガ飛出シタ、或ハ絹織物ノ値段ヲ制限スルデアラウト云フ說モ飛出シマシタ、現ニ生絲ノ消費ヲ制限スルト云フコトハ、是ハ少シ考ヘタラバ、政府ガサウ云フ政策ヲ執ラレルヤウナ氣遣ハアルマイト云フコトハ分ルノデアリマセウガ、併シ絹織物ノ價格ヲ制限スルト云フコトハ遂ニは實現ヲ見マシテ、政府ハ既ニ之ヲ聲明サレテ居ルノデアリマス、即チ一月十日ニ於ケル絹織物ノ値段ヲ以テ制限トシテ、ソレ以上ノ價格デ壹買スルコトヲ許サヌト云フヤウナ趣旨ヲ持テ居ラレルヤニ聞キマスガ、今ヤ此ノ絹織物ノ價格ノ何モ生絲ノ値段ヲ制限シヨウト云フ積リデルヤニ承リ及ビ居リマス、是ハ商工省ガ主管事務トシテサウ云フ处置ヲ執ラレルコトハ當然ト致シマシテモ、政府ハソレニ依ツテ制限額ハ物價委員會カ何カニ諸聞サレテ居ルヤニ承リ及ビ居リマス、ソコデデス、一月ノ十日ニ於ケル綱織物ノ價格カラ勞力賃等ヲ計算シマシテ、原料トナル生絲ノ値段ヲ計算致シマスル

林兩省ガ一體トナシテ、眞ニ此ノ輸出品ニ付テノ處置ハ十分ニ慎重ナル態度ヲ以テ臨マレルヤウニセラレル必要ガアルト恩フノデアリマスルシ、尙茲ニ生絲ニ對シテハ將來政府ハドウ云フ方針ヲ持ツテ行クノダ、サウニ皆ガ惑ウテ居ルヤウナ生絲ノ消費ノ制限ヲスルトカ云フヤウナコトハシナイ、又絹織物ノ價格ノ制限ヲシテモ、ソレニ使用スル所ノ生絲ノ値段迄、ソレニ依ツテ、制限ヲスルモノデハナイト云フヤウナコトヲ、是ハ此ノ際國民ノ前ニ明カニシテ賞フト云フコトガ最モ必要デアルト考ヘルモノデアリマス、其ノ次ニ私ハ是ハ特ニ農林大臣ニ御尋ヲシタイノデアリマス、今日ノ蠶絲業ニ對スル對策ハ、平時ノ場合、即チ言ヒ換ヘレバ、此ノ支那事變ガ起ル前ニ確立セラレタル所ノモノデアリマス、今ヤ事情ハ非常ニ変化シテ居ル、殊ニ輸出ヲ最モ盛ニシナケレバナラヌ時期ニ當面シテ居ルノデアリマス、是迄ノ政策ヲ何等カ變更セラレル必要ガアリト私ハ考ヘマスルガ、政府ハドウ考ヘラレルカト云フコトヲ承リタイト思フ、ガアルカナイカト云フコトヲ聽キマスルノハ、今輸出スル所ノ生絲ト内地デ消費スル所ノ生絲トハ、負擔ノ上ニ非常ナ不權衡ガアルノデアリマス、其ノ一二ノ例ヲ申上ゲマスト、曩ニ昭和四年頃ニ絲ガ非常ニ暴落落致シマシタ、ソコデ絲價ヲ維持致シマスニ、製絲業者ガ寄リマシテ共同保管ヲ致シマシタ、併シ到底製絲家ノ聯合デヘラ背負ヒ切ルコトが出來マセヌノデ、遂ニ政府ニ肩替リヲ願ツタノデアリマス、其ノ時ニ非常ナ損失致シ、銀行ハ又其ノ金ノ利子ヲ犠牲ニシ、保

管料ヲモ銀行ガ負擔ヲシタト云フノゾアリ
マシテ、銀行及民間ノ負擔ハ殆ド一億圓位
デアル、其ノ損失ヲ補填致シマス爲ニ、只今
輸出スル所ノ生絲八千人ニ付テ七十圓ツ、
徵收サレマシテ、ソレデ此ノ損失ヲ補填シ
ツ、アルノデアリマス、是ハ絲價維持ノ爲
ニ起シタ損失デアリマスノテ、獨リ輸出スル
生絲ノミガ負擔スルモノデハゴザイマセヌ、
全國ノ製絲家ガ之ヲ負擔シナケレバナリマ
セヌノデ、ソレヲ徵收スル方法ガナイト云
フノデ、輸出スル生絲ガ之ヲ拂ツテ居ルノデ
アリマス、ソレカラ又先般製絲業ヲ整理ス
ル必要ガアルト云フノデ、釜數ノ整理ヲ致
シマシタ、丁度八萬程ノ釜ノ整理ヲシテ買
ヒ潰シタノデアリマス、其ノ費用ガ一千萬
圓程掛リマシタ、其ノ費用ハ是ハ矢張リ日
本ノ製絲家全體ノ爲ニ行シタモノデアリマ
スノニ、其ノ一千萬圓ノ負擔ハ輸出スル生絲
ノミガ之ヲ負擔シテ居ル、是ガ千人ニ付テ
十三圓ツ、支拂ツテ居ルノデアリマス、ソレ
カラ又生絲ノ値段ノ變動ヲ防グト云フガ爲
ニ、絲價安定施設組合ト云フモノガ法律ニ
依ツテ出來テ居ル、此ノ絲價安定ノ組合ノ經
費ハ是迄一般ニ製絲家ガ内地ノ需要ト外國ノ
輸出ノモノトヲ問ハズ、同ジク恩典ニ浴ス
ルニ拘ラズ、其ノ費用ヲ矢張リ此ノ輸出生
絲ノミガ負擔シテ居ルノデアリマス、其ノ
他輸出ニ付テハ強制シテ検査ヲ受ケナケレ
バナリマセヌカラ、検査ノ手數料ト云フモ
ノヲ拂ヒマス、又其ノ検査ノ手數料ヲ拂フ
コトガ、是ハ輸出生絲ノミガ受ケルノデア
リマスカラ、是ハ致シマシテモ、
其ノ検査ノ結果カラ間接ニ受ケル所ノ損害
ト云フモノモ少クナインノミナラズ、其ノ損
害ト云フモノガ内地デ使フ所ノ生絲ト輸出
スル所ノ生絲トノ間ニ權衡ヲ失シテ居ル所
ガアルノデアリマスガ、是等ハ甚ダ微細ニ
入リマシテ、左様ナコトヲ説明スル必要モ
ナイガ、兎ニ角斯ノ如ク輸出スル生絲ト内

地デ消費スル生絲トノ間ニ不公平、不均衡
ガアルノデアリマス、是モ平素ノ如ク輸出
スル生絲ノ方ガ遙カニ内地ニ於テ消費セラ
レル生絲ヨリモ上値ヲ走ツテ居リマス時ハ、
是ハ何モ問題ニナリマセヌ、易々ト負擔ヲ
致シテ居シタノデアリマス、然ルニ今日ノ如
ク國內ノ事情ガ生絲ニ依存スルコトガ非常
ニ多クナツテ來タト云フオウナ場合ニハ、內
地ノ需要ノ値段ト輸出スル所ノ生絲ノ値段
ノ値段ニ違ヒガナイヤウニナツテ來タ、斯ウ
云フ違ヒガナイヤウニナツタ時期ニハ、是ハ
何トカシテ内地ノ需要ト外國輸出トノ間ニ
均衡ヲ保ツヤウニシテヤラナケレバ、自然
最モ容易ク賣り捌クコトノ出來ル内地需要
ノ方に生絲ガ向フト云フコトハ當然ナ話デ
アリマス、ソコデ私ハ政府ハ此ノ問題ニ付
テ、輸出生絲ト内地消費生絲トノ間ニ横ハッ
テ居ル不均衡ヲ是正スル、訂正スル所ノ方
策ヲ持ツテ居ラレルヤ否ヤ、是正スル必要ヲ
認メラレルカドウカ、必要ヲ認メラレルナ
ラバ、ソレニ對スル方策ヲ持ツテ居ラレルヤ
否ヤ、若シニシテ其ノ方策ガ御アリニナ
ルナラバ、ドウ云フ風ニスル積リデアルカ
ト云フコトヲ説明シテ貰ヘバ、私ハ皆が非
常ニ安心ラスルデアラウト思フノデアリマ
ス、此ノ二點ニ付テ私ハ政府ノ所信ヲ質シ
テ、一般ニ惑フ所ノナイヤウニ致シタトイ
考へマシテ、茲ニ此ノ質問ヲ提起スル所以
デゴザイマス。

(國務大臣八田嘉明君演壇ニ登ル)

○國務大臣(八田嘉明君) 只今有吉サンカラ御尋ノ點ニ付キマシテ、商工當局ト致シマシテ一通り御答ヲ申上げタイトト存ジマス、只今御話ノアリマシタル通り、今日輸出ノ増進ガ急務デアリマスル際ニ、此ノ生絲即チ我が國ノ國產、而シテ同時ニ輸出ノ大宗通リデアルト存ズルノデアリマス、

要ト國外ノ需要ニ付キマシテモ御話ガゴザリマシタガ、又其ノ點ニ付キマシテモ同感ニ考ヘテ居ルヤウナ次第デアリマス、デ、之ニ關聯致シマシテ只今取引所ノ休止ノコトニ對シテ御話ガゴザリマシタ、是ハ敢テ特ニ御質問ト云フコトデハナイヤウニモ考ヘマシタケレドモ、此ノ際申上ゲテ置ク方ガ宜シカト存ジマシテ、極ク簡単ニ商工當局ノ關聯シテ居リマスル點ダケヲ申上ゲタヘマシタケレドモ、此ノ際申上ゲテ置ク方ガ宜シカト存ジマスルノデアリマス、併シトイ存ズルノデアリマス、御承知ノ如ク、近時一般ノ商品ハ投機的ニ取引ヲ致スト云フコトハ大變鎮靜ニ歸シテ居ル次第デアリマスルケレドモ、特ニ或制限ノ加ツテ居リマスニト存ズルノデアリマス、御承知ノ如ク、

品ニ付キマシテハ總テ價格ガ抑制サレテ居リマスルモノデアリマスルカラ、此ノ純綿織物ニ向ツテノミ思惑ガ殺到致シテ參タコトハ疑ナイ事實デアルノデアリマス、併シ之ヲ下手ニ抑制ヲ致シマスルト、其ノ結果ハ縱令其ノ製品、其ノ原料ハ國内向ノ綿絲デアリマスルケレドモ、併シナガラソレガ動モスレバ輸出等ノ關係ニ響キ、或ハ農業生産ト云フ見地カラシテ、是ガ惡影響ヲ來スト云フコトヲ惧レマシテ、其ノ暴騰ヲ見ナガラ恐ラク二三箇月手ヲ著ケナカッタノモ御承知ダト思ヒマス、併シナガラ新聞紙上等ニ於キマシテハ此ノ問題ハ盛ニ取扱ハレ、又各銀行關係ニ於キマシテモ思想的資金ニ付テハ融通ヲ禁止スルト云フヤウナ申合モシテ居ツタコトヲ承知致スノデアリマス、斯様ナ次第デアリマスノデ、出來ルダケ成ルベク手ヲ著ケナイノガ宜シイノデアリマシタガ、只今申上ゲタヤウナ非常ナル暴騰デアリマスノデ、他ノ自肅價格等ノ關係モアリハ他ノ纖維品ハ悉ク之ヲ抑制シテ一ツノ價格ニ止メテ居リマスヤウナ關係上、之ヲ放置スルコトガ出來ナカタ事情モ一ツ御諒察ヲ願ヒタイノデアリマス、併シナガラ此ノ結果、幸ニモ此ノ原料デアリマス生絲ニハ何等響カナカッタト云フコトハ、誠ニ幸ト存ジテ居リマスル次第デアリマスガ、併シナガラ御説ノ如ク十分ナル注意ヲ拂ヒマシテ、今後ニ於キマシテハ特ニ農林當局其ノ他トモ、更ニ將來ノコトニ付キマシテハ十分聯繫ヲ取リマシテ、徒ニ世間ニ於テ恐怖等ノ起ラナイヤウニ努メタイト存ズルノデアリマス、此ノ點ヲ私力ラ御答へ申上ゲル次第デアリマス

共ノ意見ヲ申上げテ置キタイト思ヒマス、生絲ガ最近ニ至リマシテ非常ナ騰貴ヲ致シタ、是ハ今御話ノ如ク現實ノ事實デアリマス、何ガ故ニ斯様ナ騰貴ヲ致シタカ、是ハ御承知ノ如ク昨年繭ガ約一割三分程減產致シマシテ、約七千數百萬石ト云フ數字ニ減量ガ減ルト云フコトガ想像致サレマス、是ガ生絲ノ騰貴シタツノ重要な原因ヲ成シテ居ルコトト思ヒマス、更ニ大ナル原因ヲ成シテ居リマスモノハ國內ニ於ケル所ノ生絲ノ需要デアリマス、棉花ノ入ヒマセヌ結果ハ、自ラ綿絲ニ關係シ綿絲布ニ關係ヲ致シマスノデ、自然ト綿布類ガ騰貴ヲ致シマス、殊ニ制限ガサレテ居ルノデアリマス、又人絹類モ原料タル「バルブ」資材ヲ輸入致シマス、關係上、是モ統制ヲ致サレテ居リマス、獨リ生絲ガ自由ニ賣賣ヲサレテ居リマスル結果、絹織物ニ對スル所ノ需要ト云フモノガ急激ニ増加致シタノデアリマス、殊ニ重工業ニ從事サレテ居ル所ノ從業員諸君其ノ他ノ方々デ、所謂現在ノ時局ニ沿ウテ相當ノ收入ガアル方々ハ自然ト絹布ヲ買フ情勢ニ相成リマシタ、是ハ織物工場ニ付テ調べテ見マシテモ、又三越、白木屋等ノ「デパート」ニ付テ調べテ見マシテモ相當ナル増加デアリマス、即チ何レモ生絲ヲ要スルノデアリマスガ故ニ、自然ニ國內需要ト云フモノガ增加ヲ致シマシタ結果、茲ニ生絲ガ缺乏ヲ致スコトトナシタノデアリマス、此ノ生絲ガ値上リヲスル情勢デアリマスノデ、「アメリカ」ノ市場ニ於キマシテハ、今ニ下ルデアラウ、去年ノ情勢カラ見テモサウ騰貴ハシメリカ」ニ於ケル所ノ、所謂靴下業者ノ手控ヘテ居タ傾モアルノデアリマス、私共ノ方デ調査致シマスル所ニ依リマスルト「アナイデアラウト云フ關係上カラ、仕入ヲ手控ノ在庫品ト云フモノハ、非常ニ激減ヲ致

シテ居リマス、是等ノ事情ガ綜合サレテ、
今日ノ生絲ノ騰貴ヲ見タモノト斯様ニ解釋
致シテ居リマス、而シテ政策ト致シマシテ
ハ、今日位ノ相場ヲ維持スルコトハ、農村
ノ繭ノ増産ヲ圖ル上ニ於テモ私ハ必要ダト
思ッテ居リマス、又幸ニシテ輸出ガ出來マス
ルナラバ、八百圓デ一俵ヲ賣ルヨリモ、千
圓デ賣ツタ方ガ國際貸借ノ上ニ利益ガア
リマス、故ニ此ノ點ニ付キマシテハ「アメリカ」
ノ市場ニ於テ、ドノ程度迄日本ノ生
絲ヲ買ヘレバ引合フデアラウカト云フ
コトニ付テ、深キ研究ヲ致サナケレバナラ
スト思ヒマシテ、私就任以來百方調査ヲ致
シタノデアリマス、其ノ結果ハ、何レノ輸
出商モ、亦「アメリカ」ニ市場ヲ持ッテ居ラレ
ル方々モ、九割五分迄ハ、千圓程度若シク
ハ千百圓程度迄ハ買ツテ來ルグラウト云フ
風ナ解釋ヲオ持チデアリマス、ソレハ何故
ニサウ云フ解釋ガ下ッテ來ルカ、「アメリ
カ」ノ市場ハ、決シテ活潑デハナイ、然ルニ
斯様ナ事情ガ、何處ニサウ云フ風ニ起テ
來ルノデアルカト云フ御意見モアリマスル
ガ、只今有吉君ノ御話ノ如ク、從來我ガ國
ニ輸出致シマシタ所ノ生絲ノ六割、七割ト云
フモノハ、織物ニナッテ「アメリカ」ノ婦
人等ガ使シテ居リマシタガ、數年此ノ方ハ
ソレガ非常ナル變化ヲ致シマシテ、靴下ニ
大分使フヤウニナリマシタ、年々ニ靴下ニ
使用スルモノガ殖エテ織物ニスルモノガ非
常ニ減ツテ、今日デハ七割何分ト云フモノ
ハ靴下ニ使シテ居リマス、二割幾分ト云フ
モノガ僅カニ織物トシテ残ツテ居ル譯ニア
リマス、此ノ靴下ニ對シマシテハ「アメリ
カ」ノ婦人ハ全ク日本品ノ「ファン」デアリ
マシテ、日本品ニアラザレバ靴下ヲ使ハナ
イト云フ位ノ流行ニナッテ居リマス、肌觸リ
ノ點ニ於キマシテモ、持チノ點ニ於キマシ
テモ、有ラユル點ニ於テ日本ノ生絲ガ優秀
デアルト云フコトニナリマシテ、最早世界

何レノ國モ日本ノ生絲ニ敵スルモノハナインデアリマス、殊ニ況ヤ一足ノ價格ガ八十
「セント」内外デアリマスノニ、之ニ要スル所ノ生絲ハ僅カニ十何「セント」デアリマス、
即チ極メテ生絲ガ小部分デアリマス、從ヒ
マシテ不幸ナル日米間ノ感情ノ疎隔ノ來リ
マシタ際ニモ、日本品排斥方起リマシタ場
合ニモ、即チ此ノ生絲ノ輸入ニ依ッテ「アメ
リカ」ノ非常ニ多數ノ人ガ生活ヲ致シテ居
リマスガ故ニ、此ノ生絲ニ對シテダケハ排
貨ガ起ラナカッタ、斯様ナ關係ニナッテ居
マス、故ニ最近非常ニ暴騰致シマンシタケレ
ドモ、「ニューヨーク」ノ電報ヲ見マスルト
一「ダース」ニ付テ僅カニ「十五「セント」上
タダケデアリマス、靴下ノ値段即チ一足ニ
對シマシテ二「セント」ホカ上ツテ居リマセ
ヌ、故ニ此ノ二「セント」或ハ三「セント」位ノ
モノハ値上リヲシテ居ルガ、「アメリカ」カ
ラシテ生絲ハ買フデアラウ、斯ウ云フ解釋
デアリマス、故ニ價格ト致シマシテハ、現
在ノ價格ヲ下ゲナケレバ「アメリカ」ニ賣レ
ヌト云フ事柄ハナイト思ヒマス、唯賣ル品
物ガ果シテ確保出來ルカ否カト云フコトヲ
デアリマシタノガ、此ノ國內需要ガ急激ナ增
加ヲシテ三十萬ガ三十五萬トナリ四十萬ト
ナツタ場合ニ於テ、輸出スル生絲ガ確保サレ
デアツテ、二十三萬乃至二十五萬ガ國內需要
私ハ心配致シテ居リマス、從來七十萬俵出來
マス中デ、四十七萬俵乃至四十五萬俵ガ輸出
ナツタ場合ニ於テ、輸出スル生絲ガ確保サレ
ルカト云フト、是ハ非常ニ心配ナ事柄デア
ルノデアリマス、固ヨリ輸出ハ十四中ト申
シマシテ極メデ高級品デアリマス、國內デ
使ツテ居リマスモノハ二十中ト云フノガ
大部分デアリマシテ、稍劣ツテ居ル品物デア
リマス、併シナガラ順次此ノ高級品ヲ使
點ニ付キマシテ深ク考慮ヲ拂ツテ、此ノ輸
風習ガ起ツテ來ソ、アルノデアリマスガ故
ニ、此ノ品物ヲ確保スルト云フ事柄ハ非常
ニ大事ナコトデアリマス、故ニ政府ハ此ノ

出生絲ト云フモノノ確保ニ對シテ實ハ全力
ヲ盡シテ居リマス、併シナガラ政府ガ若シ
輸出品ヲ、必ズ輸出スペキ品物ヲ、此處ニ
斯ウ云フ風ナ方法ニ依ッテ、確保スルノダト
云フコトガ、若シ是ガ外國ノ見ル所トナリ
マスレバ、ソレハ是ハ安クテモ賣ルデアラ
ウト云フノデ、又相場ノ崩レル虞ガアルノ
デアリマス、政府ト致シマシテハ適當ニ之
ヲ調節シナケレバナラスト、考へテ居リマ
ス、併シナガラ一面カラ申セバ、生絲ノ値
段ガ上レバ上ル程宜イデハナイカ、千圓ノ
モノガ千二百圓ニナリ千三百圓ニナル、サ
ウスレバ、四十七萬俵ノモノガ約四十萬ニ
減ツテモ、三十五萬ニ減ツテモ、三十五萬ニ
減ツテモ、一千二百圓ナラバ、即チ四億二千萬圓入
ルデハナイカ、昨年ノ三億六千萬圓ヨリ
ズット宜イデハナイカ、斯様ナ議論モ議論
トシテ受取レルノデアリマスケレドモ、併
シナガラ我々此ノ監督ノ地位ニ在ル者ト致
シマシテ、是ガ餘リニ騰貴致シタ場合ニハ
リマス、是ハ容易ナラザル問題デアリマス、
ドウ云フ影響ヲ及スカ、一面ニ於テハ國內
ノ物價ヲ刺戟シテ、總テノ物價ヲ上げル傾向
ヲ起シハシナイカ、是モ恐ルベキコトデア
用品ノ方面ニ奪ハレ、或ハ「イタリー」品ニ
又一面ニハ日本ノ品物ガ高クナッタ結果、「ア
メリカ」ノ市場ニ於ケル所ノ日本品ノ愛好
者ガ他ニ奪ハレル虞ハナイカ、即チ是ガ代
用品ノ方面ニ奪ハレ、或ハ「イタリー」品ニ
之ヲ蠶食サレル、斯様ナル事柄ガアッテハ
ナラスト又考ヘルノデアリマス、即チ適當
ナル價格ニ於テ「アメリカ」ノ要求スルダケノ
品物ヲ供給致シタイト云フコトガ我々ノ考
確保スルノニハ如何ナル方法ニ依ッテヤル
カト云フコトダケハ、今日只今此ノ席デ私
格ガドノ程度デアルカ、又確保スペキ所ノ
ハ言明スルコトガ出來ナイノデアリマス、
唯此ノ點ニ付キマシテハ深ク注意致シテ居

ルト云フコトダケニ付テ御諒承ヲ願ヒタ、イ
ト思ヒマス、商工省ニ於テ先般告示セラレ
タ品物ヲ、即チ暴騰シタル絹絲布、絹織布
ヲ相當ノ値段ニ調節シタ、是ハ申ス迄モナ
ク低物價政策ニ即應スルト云フ事柄ト、餘
リニソレガ生絲其ノ他ニ較ベテ多ク騰貴シ
テ居ツタト云フ關係上カラ、是ハ統制サレタ
モノト考ヘマス、併シ今後ニ於キマシテド
ウ云フ風ナ絹織物ニ對シテノ政策ヲ執ルカ
ト云フコトニ付テハ、ソレハ我々常ニ商工
當局ト密接ナル關係ヲ取ツテ十分協議ヲ致
シテ決メタイト考ヘテ居リマス、最後ニ生
絲政策ヲ變換スルノ考ハナイカ、斯様ナ御
質疑デアリマス、即チ輸出生絲ニ對シマシ
テハ、今日從來ノ損害ヲ補償ヤラ或ハ其ノ
他ノ關係ニ於テ或「ハンディキャップ」ガ附
イテ居リマス、之ヲ一掃シテシマッテ、輸出
生絲ノ便利ヲ圖ルノ意思ガナイカ、生絲輸
出ニ對シテ獎勵スルノ意思ガナイカト云フ
風ナ御意見ノヤウデアリマシタガ、此ノ點
ニ付テモ研究ヲ致シテ居リマス、之ニ對シ
テ今ドウ云フ方策ヲ以テ之ニ對スルカト云
フコトハ申上ゲニクイノデアリマスケレド
モ、併シ現在ノ國內ノ需要ト云フモノハ、
單ニ其ノ位ナ開キモノノデハナイノデアリ
マス、國內ノ需要ハ恐らく國外ニ出ル値段
ヨリハ更ニ百圓、百五十圓ト云フヤウナ差
額ガ起りツ、アルデハナイカト思ヒマス、
元來申セバ、輸出品ガ千圓デアルナラバ國
内品ハ九百二三十圓デアッテ宜シイノデア
リマスケレドモ、此ノ相場ガサウ云フ風ナ
懸隔ヲ持ツカ持タ又カト云フコトハ、餘程ノ
疑問ガアルコトデアリマス、從ヒマシテ輸
出生絲ニ對スル政策ト、又國內需要ニ對ス
トニ付キマシテハ、是ハ考究スベキ必要ガ
アルトス様ニ考ヘテ居リマス、サウ云フ點

○付キマシテハ十分商工、農林兩省ノ間ニ
於テ密接ナ連絡ヲ取リマシテ、萬遺算ナキ
ヲ期シタイト斯業ニ心得テ居リマスノデ、
一應茲ニ御答辯フ申上ゲマス
○有吉忠一君 簡單ニ致シマスカラ、此度
カラ御許ヲ願ヒマス
○副議長(侯爵佐佐木行忠君) 宜シウゴザ
イマス

モ、ナカ／＼其ノ獎勵ハ效果ヲ擧ガル見汎
ガ薄イト申サネバナラヌノデアリマス、是
ハ實ニ重大ナル問題デアルト考ヘマス、私
ハドウカ内地ノ消費ニ向フ所ノ生絲ノ値段
ガ、輸出セラレル生絲ヨリモ遙カニ上走ル
ト云フヤウナコトノ起ラヌヤウニ十分ナル
注意ヲ農林大臣ニ於執ラレムコトヲ切望
シテ已マヌノデアリマス
（議長伯爵松平賴壽君議長席ニ復ス）
尙又今日ハ生産増殖ガ最モ大事デアリマ
ス、只今農林大臣ガ述ベラレマシタル如ク、
農家ハ此ノ際織物ノ原料トナルベキ色々ナ
ル物ガ不自由ヲ感じテ居リマスル際ニハ、
成ルベク斯ウ云フ國內ノ消費ニ當テ得ルダ
ケノ品物ヲ造り得ラレルヤウニシテヤルト
云フコトガ最モ大事デアリ、又ソレガ一般
公衆ニ便宜ヲ與ヘルバカリデナク、農家ノ
經濟ヲ助ケルコトニモナリマス、サレバ吐
ノ増産ヲ妨害スルヤウナル政策ハ成ルベク
執ラヌヤウニシテ貰ヒタイト云フコトヲ私
ハ希望致シマス、今日ハ時間モ延ビテ参リ
マシタカラ私ノ質問ハ是デ打切りマス
○議長（伯爵松平賴壽君） 小林嘉平君
○小林嘉平治君 時間ガ切迫致シテ居リマ
スノデ、私モ簡単ニ此ノ席カラ質問ヲ御許
シ願ヒマス、私ハ只今ノ内務大臣ノ御管轄
ニ對シテ確ヌテ置キタイコトガアルノデゴ
ザイマス、内務大臣ノ御管轄ニ依リマスト、
此ノ際市制ノ改正ハ、又府縣制トモ睨ミ合
ハシテ研究センナラヌカラシテ、此ノ際提
案ヲ見合セタノデアル、斯ウ云フ御答ニアリマ
シタ、此ノ市制ノ改正ト云フコトハ單
ナル市制ノ改正デナイノデ、大キナ問題ガ
其ノ中ニ隠レテ居ルノデアリマス、何カトニ
云フド、アノ都制案ニアリマス、是ト切離
ソレデナケレバ町村制モ延イテ改正ガ出来
ト思フ、都制案ヲ改正スルコトニナ
ラネバ市制案ヲ改正スルコトハ出來ナイ、

ナイト云フコトニナリマシタナラバ、我々ノ期待ニ反スルコトハ非常ニ大キイノデアリマス、政府ニ於カレテハ、衆議院ニ多少ノ反対ガアルト云フヤウナコトヲ御認メニナッテ居ルヤウデアリマスルガ、私ノ知ル範圍ニ於テハ、如何ニモ最初サウ云フ聲^{アラタガ}一部ニアリマシタガ、相當有力ナ人^{アラタガ}詳シイ説明ヲ聽いて見タガ、アレナラバ結構デアル、多少ノ修正ハシナケレバナラヌガ、ナゼ出サヌノデアラウカト云フコトヲ現ニ私ニ告ゲテ居る人ガアルノデアリマス、又御見合セニナッテカラ、此ノ都下ノ大新聞ガドウ云フ論調ヲ取テ居ルカト云フコトヲ能ク御考ヘ下ス^{アラタガ}、サウシテ都制案ノヤウナ大キナ問題ノ潛ンデ居ル此ノ市制案トハ切離シテ、サウシテ此ノ町村制ノ改正ニ一日モ早く御掛リ下サルヤウニ切ニ望ンデ置キマス

○小林嘉平治君　只今ノ御答辯ニ依ツテ私ハ全ク誤解デアタコトヲハツキリ申上ガテ睨ミ合シテ研究ハスルガ、併シ其ノ意味ハ市制ト切離シテ町村制ヲ提案スルノデアルト云フ斯ウ云フコトニ了解致シマシタ、満足致シマス、ドウゾ宜シク御願ヒ致シマス○議長（伯爵松平頼壽君）是ニテ質疑通告者ハ全部済ミマシク、是ヨリ討論ニ移リマス、通告順ニ依リマシテ發言ヲ御許ヲ致シマス、長岡隆一郎君

〔長岡隆一郎君演壇ニ登ル〕

○長岡隆一郎君　本貞ハ只今議題ト相成ツテ居リマスル昭和十四年度歳入歳出總豫算案竝昭和十四年度各特別會計歳入歳出豫算案及豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲スヲ要スル件、右諸案ニ對シテ賛成ノ意ヲ表示スル者デアリマス、但シ之ヲ賛成スルト共ニ本員ノ希望ノ二三ヲ述べマシテ、賛成ノ理由ヲ明カニ致シタイト存ズルノデアリマス、固ヨリ是ハ本員一人ノ意見ニ止リマシテ、本員ノ所屬スル會派ノ意見ヲ代表スルモノデハゴザイマセヌ、第一ハ政府部内ノ統一、融和ト云フコトデアリマス、事變以來政府ハ屢々國民ニ對シテ國民精神ノ融和ト都會ニ於ケル狀況ヲ見マスト如何ニモ苦々相剋摩擦ヲ戒メテ居ラレマス、併シナガラ國民ハ政府ノ御諭シヲ待ツ迄モナク互ニ相戒メ、其ノ精神ヲ緊張致シテ居リマス、大シテ、國民ノ大部分ハ相一致シ、又精神ヲ緊張致シ、銃後ノ護りヲ固ク致シテ居リマシイ幾多ノ現象ニ接シマスルケレドモ、斯カル悲シムベキ例外ハ比較的少數デアリマス、殊ニ地方農村ニ參リマスト、男モ女モ老イタル者モ幼キ者モ富メル者モ貧シキ者モ、各々其ノ分ニ應ジテ涙グマンキ程努力致シ、舉國一致ノ實ヲ擧ゲテ居リマス、帝國ノ議會ニ於キマシテヨリ事變勃發以來、政府ノ

總豫算案並昭和十四年度各特別會計歲入歲出
事變遂行ニ關スル政策ト方針トハ極力之ヲ
支持致シテ居リマス、固ヨリ議員ノ本分ト
致シマシテ、或ハ立入りタル質問、討論ヲ
致シタコトハゴザイマセウ、併シナガラ結
果ニ於テ見マスルナラバ、政府ノ提案サレ
タ事變遂行ニ關スル豫算案、法律案ニ對シ
テハ全部協賛ヲ與ヘテ居リマス、政府が現
地不擴大主義ト言ハレ、バ國民ハ之ニ從ツテ
居リマス、政府ガ蔣介石ヲ相手ニセズト言
ハレ、バ國民モ亦之ニ從ツテ居リマス、政府
ガ帝國不動ノ方針ト決意トヲ宣言致サレ、
バ國民ハ又默々トシテ之ニ從ツテ居リマス、
國民ハ此ノ未曾有ノ大事變ニ際シ只管政變
ノ起ルコトヲ憂ヘ、政府當局ガ長ク其ノ職ニ
御留リニナリマシテ、誠心ヲ披瀝シ、全力ヲ擧ゲ
テ時局ノ拾收ニ當ラレムコトヲ希望致シテ居
ルノデアリマス、然ニ過去ニ於キマスル内閣
ニ於ケル實情ハ如何デアリマセウカ、國民
精神ノ統一融和ヲ說ガレル政府部内ニ於テ、
果シテ相剋摩擦ガナカッタデゴザイマセウ
カ、申ス迄モナク人其ノ面ヲ異ニスル毎ニ
各、其ノ心ヲ異ニス、政府ヲ構成スル各省官
吏ノ間ニ意見ノ相違アルコトハ、是ハ已ム
ヲ得ザルコトデアリマス、又斯カル事實ハ
如何ナル時代ニ於テモ見ラレタ現象デゴザ
イマス、併シナガラ斯カル場合ニ於キマシ
テハ、其ノ異レル各省ノ意見ヲ檢討致シ、
十分調査研究ヲ重ねラレタ後ニ、内閣總理大
臣ニ於テ最後ノ決定斷案ヲ與ヘラレタル上
ニ、國策トシテ定メラレタル方針ヲ國民ノ
前ニ提示發表セラレタモノデアリマス、然
ルニ近來ニ於テハ然ラズ、新聞記者ガ第六
針未ダ定マラザルニ先チ、他省ノ方針ヲ論
難攻撃致シテ居ル、斯クノ如キ事例ハ或ハ總
動員法第十一條ノ問題起レル際ニ於テ、綜
合「リンク」制ノ問題紛糾セル際ニ於テ、又最

近ニ於テ生絲暴騰問題ニ對スル農林、商工兩省ノ對立ノ如キ、其ノ他屢々我々ノ見聞シタル事實デアリマシテ、我々國民ハ國策果シテ何レニアリヤ、其ノ歸趨ニ迷フノデゴザイマス、本員ハ關係各省ノ甲ノ意見ハ是ナリ、乙ノ意見ハ非ナリト云フガ如キ内容ノ批評ヲ致ス意思ハ毛頭ゴザイマセヌ、併シナガラ各省區々ノ意見ヲ發表セラル、結果、國民歸趨ニ迷フコト尙之ヲ忍ブベシ、又平時ニ於テハ各省時トシテ其ノ未定稿ヲ公ニ致シ、輿論ニ探リヲ入レルト云フコトモ是亦一策デゴザイマセウ、然レドモ現在ハ非常時デアリマス、交戰國竝ニ我ガ國ニ好意ヲ有セザル第三國ハ飛耳長日虎視眈々トシテ日本ノ國情ヲ凝視シテ居ル時デアリマス、政府部内ノ意見ノ不統一ヲ發表セラル、コトハ百害有ツ利無シ、平沼内閣總理大臣ハ宜シク前車ノ覆轍ニ鑑ミテ、將來ニ於テハ國民ノ相剋摩擦ヲ戒メラレル前ニ、政府部内ノ意見ノ相違ヲ内部ニ於テ統一セラレルヤウ希望スル次第デゴザイマス、第一ハ官吏、官僚ノ自肅自戒デアリマス、之ニ關シマシテハ從來屢々貴衆兩院ニ於テ論議セラレ、平沼内閣總理大臣ニ於カセラレマシテモ亦官僚獨善ノ非ナルコトヲ認メラレ、二月二十四日付内閣訓示號外ヲ以テ各官廳ニ對シ、濫リニ高ク自ラ標置シ獨リ自ラ大ナリトスルハ取ラザル所ナリト戒メラレテ居リマス、本員ハ平沼内閣總理大臣ガ民ノ聲ヲ聽クニ吝カナラザル御態度ニ對シ、敬意ヲ表スルモノデゴザイマスガ、久シク官界ニ浸潤シ、習性トナッテ居リマスル傲慢寡大ノ惡風ガ、一片ノ御訓示ニ依ツテ掌ヲ覆スガ如ク改マルモノトハ思ハレマセヌ、固ヨリ本員ハ事變以來各官廳ノ事務ノ激増セルコトハ知チ居リマス、又官吏諸君ガ御勉強ニ増ナツテ居ラレルコトモ能ク承知致シテ居リマス、又固ヨリ本員ハ官廳ニ於テ許可スペカラザル事項ヲ許可スベ

テバ、昔ノ儘ニ打捨て置カレ閑却サレテ居リマシテ、丁度置イテキボリニナッタヤウナ感ジガ致ナレルノデアリマス、抑、厚生省ノ新設セラレマシタト云フコトハ何ノ爲デアリマシタカ、國民保健、國民ノ體位ノ向上茲ニ國民生活安定ノ爲ニ綜合的國策ヲ遂行スルト云フノガ趣旨デアツタ思フノデアリマス、私ハ此ノ御趣旨ニ對シマシテハ誠ニ結構ト存ズルノデアリマスルガ、扱テ、其ノ實績如何ト見マスルト云フト、國民生活、殊ニ窮民ニ對シマスル所ノ救護ガ甚ダ不十分不徹底デアリマシテ、誠ニ身窄シイ感ジガ致スノデアリマス、此ノ點ハ國家社會ノ爲ニ轉々寒心憂ニ堪ヘナイノデアリマス、現下ニ於ケル所ノ窮民救護ノ有様ヲ申上ゲマスレバ、私ノ調査スル所ニ依リマスレバ、全國ニ居ラレル所ノ方面委員ノ手ニ依ヅテ保護ヲ受ケテ居リマス貧民世帯ノ總人員ハ、二百二十萬ノ多數ニ上ツテ居ルノデアリマス、而シテ其ノ中ノ極貧者ニ對シマシテハ、政府ハ既ニ救護法並ニ母子保護法ヲ運用サレマシテ、所謂公的ノ保護ヲ加ヘラレテ居リマス、ソレト同時ニ隣保相扶ノ原動力トナツテ働イテ居ラレマスル方面委員ノ手ニ於テ、保護セラレル所謂私的ノ保護ニ付キマシテモ、政府ハソレガ指導誘掖ヲ努力サレテ居ラレルノデアリマス、公私ノ兩面カラシテ萬全ヲ策シテ居ラレマスル政府ノ御心構ニ對シマシテハ私ハ之ヲ多トスル者デアリマス、但シ御心構ヲ多トスル云フト誠ニ寂寞ノ感ガ致スノデアリマス、昭和十二年ノ四月以降、半箇年間ニ於キマシテ、此ノ救護法ノ發動ニ依ヅテ救護ヲ受ケマシテ、保護ヲ受ケマシタ人員ハ二萬一千

人デアリマシテ、之ニ對シマスル經費ハ三十一萬七千餘圓デアリマス、之ヲ一人平均ニ致シマスト云フト、十四圓餘ニナルノデニ致シマスト云フト、十四圓餘ニナルノデマス、ドウシテ此ノ救護費ガ少額デアルカト申シマスト云フト、救護法ニ依ル救護ハ、行スルト云フノガ趣旨デアツタ思フノデアリマス、私ハ此ノ御趣旨ニ對シマシテハ誠ニ結構ト存ズルノデアリマスルガ、扱テ、其ノ實績如何ト見マスルト云フト、國民生活ノ爲ニ轉々寒心憂ニ堪ヘナイノデアリマス、現下ニ於ケル所ノ窮民救護ノ有様ヲ申上ゲマスレバ、私ノ調査スル所ニ依リマスレバ、全國ニ居ラレル所ノ方面委員ノ手ニ依ヅテ保護ヲ受ケテ居リマス貧民世帯ノ總人員ハ、二百二十萬ノ多數ニ上ツテ居ルノデアリマス、而シテ其ノ中ノ極貧者ニ對シマシテハ、政府ハ既ニ救護法並ニ母子保護法ヲ運用サレマシテ、所謂公的ノ保護ヲ加ヘラレテ居リマス、ソレト同時ニ隣保相扶ノ原動力トナツテ働イテ居ラレマスル方面委員ノ手ニ於テ、保護セラレル所謂私的ノ保護ニ付キマシテモ、政府ハソレガ指導誘掖ヲ努力サレテ居ラレルノデアリマス、公私ノ兩面カラシテ萬全ヲ策シテ居ラレマスル政府ノ御心構ニ對シマシテハ私ハ之ヲ多トスル者デアリマス、但シ御心構ヲ多トスル云フト誠ニ寂寞ノ感ガ致スノデアリマス、昭和十二年ノ四月以降、半箇年間ニ於キマシテ、此ノ救護法ノ發動ニ依ヅテ救護ヲ受ケマシテ、保護ヲ受ケマシタ人員ハ二萬一千

人デアリマシテ、之ニ對シマスル經費ハ三十一萬七千餘圓デアリマス、之ヲ一人平均ニ致シマスト云フト、十四圓餘ニナルノデニ致シマスト云フト、十四圓餘ニナルノデマス、ドウシテ此ノ救護費ガ少額デアルカト申シマスト云フト、救護法ニ依ル救護ハ、行スルト云フノガ趣旨デアツタ思フノデアリマス、私ハ此ノ御趣旨ニ對シマシテハ誠ニ結構ト存ズルノデアリマスルガ、扱テ、其ノ實績如何ト見マスルト云フト、國民生活ノ爲ニ轉々寒心憂ニ堪ヘナイノデアリマス、現下ニ於ケル所ノ窮民救護ノ有様ヲ申上ゲマスレバ、私ノ調査スル所ニ依リマスレバ、全國ニ居ラレル所ノ方面委員ノ手ニ依ヅテ保護ヲ受ケテ居リマス貧民世帯ノ總人員ハ、二百二十萬ノ多數ニ上ツテ居ルノデアリマス、而シテ其ノ中ノ極貧者ニ對シマシテハ、政府ハ既ニ救護法並ニ母子保護法ヲ運用サレマシテ、所謂公的ノ保護ヲ加ヘラレテ居リマス、ソレト同時ニ隣保相扶ノ原動力トナツテ働イテ居ラレマスル方面委員ノ手ニ於テ、保護セラレル所謂私的ノ保護ニ付キマシテモ、政府ハソレガ指導誘掖ヲ努力サレテ居ラレルノデアリマス、公私ノ兩面カラシテ萬全ヲ策シテ居ラレマスル政府ノ御心構ニ對シマシテハ私ハ之ヲ多トスル者デアリマス、但シ御心構ヲ多トスル云フト誠ニ寂寞ノ感ガ致スノデアリマス、昭和十二年ノ四月以降、半箇年間ニ於キマシテ、此ノ救護法ノ發動ニ依ヅテ救護ヲ受ケマシテ、保護ヲ受ケマシタ人員ハ二萬一千

人デアリマシテ、之ニ對シマスル經費ハ三十一萬七千餘圓デアリマス、之ヲ一人平均ニ致シマスト云フト、十四圓餘ニナルノデニ致シマスト云フト、十四圓餘ニナルノデマス、ドウシテ此ノ救護費ガ少額デアルカト申シマスト云フト、救護法ニ依ル救護ハ、行スルト云フノガ趣旨デアツタ思フノデアリマス、私ハ此ノ御趣旨ニ對シマシテハ誠ニ結構ト存ズルノデアリマスルガ、扱テ、其ノ實績如何ト見マスルト云フト、國民生活ノ爲ニ轉々寒心憂ニ堪ヘナイノデアリマス、現下ニ於ケル所ノ窮民救護ノ有様ヲ申上ゲマスレバ、私ノ調査スル所ニ依リマスレバ、全國ニ居ラレル所ノ方面委員ノ手ニ依ヅテ保護ヲ受ケテ居リマス貧民世帯ノ總人員ハ、二百二十萬ノ多數ニ上ツテ居ルノデアリマス、而シテ其ノ中ノ極貧者ニ對シマシテハ、政府ハ既ニ救護法並ニ母子保護法ヲ運用サレマシテ、所謂公的ノ保護ヲ加ヘラレテ居リマス、ソレト同時ニ隣保相扶ノ原動力トナツテ働イテ居ラレマスル方面委員ノ手ニ於テ、保護セラレル所謂私的ノ保護ニ付キマシテモ、政府ハソレガ指導誘掖ヲ努力サレテ居ラレルノデアリマス、公私ノ兩面カラシテ萬全ヲ策シテ居ラレマスル政府ノ御心構ニ對シマシテハ私ハ之ヲ多トスル者デアリマス、但シ御心構ヲ多トスル云フト誠ニ寂寞ノ感ガ致スノデアリマス、昭和十二年ノ四月以降、半箇年間ニ於キマシテ、此ノ救護法ノ發動ニ依ヅテ救護ヲ受ケマシテ、保護ヲ受ケマシタ人員ハ二萬一千

人デアリマスカラ、自分ノ食スル分量ヲ減ラ

若シアリトシタナラバ、ソレハ非常ナ御料簡蓮ヒデアルト私ハ思フノデアリマス、此ノ隣保相扶ノ美風ハ誠ニ尊重スベキコトハ勿論デアリマスルガ、此ノ隣保相扶ニ依リマシテ、貧民ノ救護ヲ致シテ居ル者ハ、是ハ寧ロ方面委員ノ手ニ於テ行ハレテ居ルノデアリマス、何サマ、二百二十萬以上ノ窮民ニ對シマシテ、法律ノ保護ヲ受ケテ居ル者ハ、前述ノ如クニ僅カニ約二十萬人位ニ過ギナインデアリマス、アトノ二百萬人ト云フモノハ、方面委員ガ此ノ隣保相扶ノ美風ニ則リマンシテ、益ソレヲ普及徹底セマシテ、今日迄モ懸命ニ努力シテ居ラレル其ノ方ノ範圍ニ屬スルモノニデアルノデアリマス、ノミナラズ、救護ヲ受ケル者ハ元來ドウ云フ人デアルカト申シマスト云フト、老人ト、老子供ト力疾病者、廢疾者ノ手合ヒデアリマシテ、自ラ立ツテ立チ働くテ活路ヲ求メルト云フコトノ不自由ナ徒輩デアリマス、ソレガ人間並ミラシクナイ暗イヽ生活ヲ、陽ノ目モ見ナイヤウナ路次裏デ、呻キ喘イデ居ルヤウナ有様デアリマス、デアリマスルカラ、救護費ガ殖エナケレバ、先程申上ゲタ通りニ食ベル物ヲ減ラシテモ何トカシテ行カナケレバナラナイト云フ、悲シキ境遇ニ陥ダテ居ルノデアリマス、デアリマスカラ、救護法ニ依ル救護ハ、獨リ此ノ生活ノ扶助バカリデアリマセヌ、子女ノ教育トカ、疾病ノ療養費ナドモアリマスルケレドモ、ナカニ以テ露命ヲ繫イデ行クト云フコトスマモ、子ノ仲間ニ入り込ンデ行クト云フヒガ自分ノ健康ヲ害シ、天壽ヲ全ウスルコトモ、是モ分リ切ッタコトデアラウト思フカ自分ノ保健トカ榮養トカ云フヤウナコトニ手ノ届キヤウ苦ハアリマセヌ、況ヤ子女ノ教育ニ於テヲヤデアリマス、斯カル手合ヒガ自分ノ健康ヲ害シ、天壽ヲ全ウスルコトヲ得ズシテ死期ヲ早メ、其ノ影響トシテ子女ガ不良ノ仲間ニ入り込ンデ行クト云フコトモ、是モ分リ切ッタコトデアラウト思フノデアリマス、斯ウ云フヤウナ境地ニハ得

テ悪思想ガ醜化サレルモノデアリマス、所謂主義者ノ手ガソレニ伸ビマシテ、之ニ誘致サレ引込マレ易イ所ノ素質ガ、斯カル所ニ醜醉シ醜醜セラレルモノデアラウト思フノデアリマス、故ニ斯ク考ヘテ參リマスレバ、外ニ對シマシテ、日獨伊ノ防共ノ協同ノ鐵陣ヲ張ルコトヲ圖ラレマスルト同時ニ、内ニ對シマシテハ、地元タル國民ノ生活ノ安定、殊ニ最モ呻吟シテ居ル所ノ、生活ノドン底ニ居ル所ノ此ノ窮民ノ救護ト云フ上ニ溫キ手ヲ差ベテ、サウシテ自分ノ足許ヲバ踏ミ固メ、ドンナ主義ガ舞ヒ込ミマシテモ、貧乏搖ギモシナイヤウナ地盤ヲ作ルト云フコトガ、誠ニ私ハ喫緊ノ急務デアルト思フノデアリマス、抑思想犯人ト云フモノハドウ云フ者ガナルノデアルカ、ドウ云フ人ガ思想犯人ニナルノデアルカ、トスウ申シマスト云フト、私ノ乏シイ考カラ考ヘマシテモ、先づ第一ニハ親代々ノ貧乏暮シノ者デアリマス、第二ニハ、自分ノ家ガ貧シクシテ、學校ニモ通フコトガ出來ズニ、徒ニ身丈バカリ伸ビシテシマヒマシテ、人夫的ノ勞働ハ出來マスト致シマシテモ、他ニ何モ能ガ無ニヤウナ人間、サウ云フヤウナ手合ヒ、又第三者ニハ、自分ノ身體ガ病氣デアルトカ、又自分が病氣デナクテモ、其ノ家族内ニハ母親トカ女房トカ云フ者ガ病ミ續キデアリマシテ、ドンナニ／＼朝カラ晩迄働く續ケマシテモ貧乏神ガ側カラ離レテ吳レナイ、稼ギニ追ヒ付ク貧乏チト云フノハ昔ノ諺デアリマスガ、幾ラ稼イデモ稼イデモ貧乏ノ淵カラ免レルコトガ出來ナイ、丁度恰モ底無シノ沼ニ足ヲ踏ん込ンダヤウナモノデ、幾ラ藻搔イテモ喚イテモ、其ノ沼カラ足ガ離レナイト云フヤウナ情勢ニ在ル者ガ社會ノ隅々ニ夥シク存在シテ居ルノデアリマス、斯様ナ手合ヒガ假ニ威儀堂々タル所ノ大廈高樓ノ、富ンダ人ノ、所謂物ヲ持ツタ人ノ立派ナル邸宅ヲ見マシタリ、都

大路ヲバキラビヤカナ服裝ヲシテ警澤三昧ニ練リ歩ク所ノ、所謂持テル人々ノ得意ノ有様ヲ見マシタ場合ニ、フト自分ノ慘メナト反感トヲ持ツト云フヤウナ、若シ場合ニナリマシタナラバ、其處へ主義ノ話ヲ持チ込マレマシタナラバ、如何デアリマセウカ、若シモコチラノ身體ガ左様ナ話ヲ受付ケナイヤウナ境遇デアリマシタナラバ、碌々ニ聽キモ致シマスマイシ、又聽キマシテモ聞キ流シテシマノデアリマスルケレドモ、自分ノ慘メナ有様ニ思ヒ較ベマシテ、其ノ話ガ如何ニモ面白ク聽キ取レルデアラウト思ヒマス、此ノ社會デハナイ、自分ノ行手ニハモット美シイ樂シイ所謂樂園ガアルヤウニモ思ハレマシテ、而モ話ヲ聽イタダケデモ、自分ノ毎日々憂鬱ナ、不快ナ暮シヲシテ居ル身ニ取りマシテハ、誠ニ心ノ慰ニ入り、主義者ノ群カラ引張リ込マレルト云フヤウナ徑路ヲ辿ルモノデアラウト私ハ思フノデアリマス、固ヨリ思想犯ニナリマス者ハ、獨リ貧民階級ベカリノ者デハナイノデアリマス、婦人ニ致シマシテモ、學生ニ致シマシテモ、其ノ境遇ニ依リマシテハ、フト思想犯ニ入ルヤウナ傾向ヲ持ツテ居リマスヤウナ者ハ、又入ルト云フヤウナ場合モアリ得ルノデアリマスケレドモ、此ノ場合ハ貧民ノコトニ限局ヲ致シマシテ申上ゲデ居ルノデアリマス、如何ナル理論デアリマシテモ、其ノ理論ガ良クテモ、之ヲ受入レ易イヤウナ缺陷ガ、社會ニゴザイマセヌデアリマシタナラバ、何ノ恐レル所ハナイト思フノデアリマス、左様ナ理論ヲバ受ケ易イヤウナ缺陷ガ社會ニアリマシタ場合ニ於キマシテ、政府ノ政治ノ御行届キ方ガ惡境遇ニ思ヒ較ベマシテ、人ヲ呪ヒ世ヲ呪ヒ、此ノ世間ト云フモノニ對シマシテ不満有様ヲ見マシタ場合ニ、フト自分ノ慘メナト反感トヲ持ツト云フヤウナ、若シ場合ニナリマシタナラバ、其處へ主義ノ話ヲ持チ込マレマシタナラバ、如何デアリマセウカ、若シモコチラノ身體ガ左様ナ話ヲ受付ケナイヤウナ境遇デアリマシタナラバ、碌々ニ聽キモ致シマスマイシ、又聽キマシテモ聞キ流シテシマノデアリマスルケレドモ、自分ノ慘メナ有様ニ思ヒ較ベマシテ、其ノ話ガ如何ニモ面白ク聽キ取レルデアラウト思ヒマス、此ノ社會デハナイ、自分ノ行手ニハモット美シイ樂シイ所謂樂園ガアルヤウニモ思ハレマシテ、而モ話ヲ聽イタダケデモ、自分ノ毎日々憂鬱ナ、不快ナ暮シヲシテ居ル身ニ取りマシテハ、誠ニ心ノ慰ニ入り、主義者ノ群カラ引張リ込マレルト云フヤウナ徑路ヲ辿ルモノデアラウト私ハ思フノデアリマス、固ヨリ思想犯ニナリマス者ハ、獨リ貧民階級ベカリノ者デハナイノデアリマス、婦人ニ致シマシテモ、學生ニ致シマシテモ、其ノ境遇ニ依リマシテハ、フト思想犯ニ入ルヤウナ傾向ヲ持ツテ居リマスヤウナ者ハ、又入ルト云フヤウナ場合モアリ得ルノデアリマスケレドモ、此ノ場合ハ貧民ノコトニ限局ヲ致シマシテ申上ゲデ居ルノデアリマス、如何ナル理論デアリマシテモ、其ノ理論ガ良クテモ、之ヲ受入レ易イヤウナ缺陷ガ、社會ニゴザイマセヌデアリマシタナラバ、何ノ恐レル所ハナイト思フノデアリマス、左様ナ理論ヲバ受ケ易イヤウナ缺陷ガ社會ニアリマシタ場合ニ於キマシテ、政府ノ政治ノ御行届キ方ガ惡

カツタ場合ニ於キマシテハ、主義ハ其ノ缺陷ニ乘ジテ割込ンデ來マシテ、擴ガツテ行クコトガ燎原ノ火ヲ睹ルヤウナモノニアラウト思フノデアリマスガ、恐ロシイノハ貧苦ニ、生活ノ苦ニ呻吟シテ居リマス者ガ、此ノ世ノ中ニ對シマスル不満反感ノ情デアリマス、故ニ政府ニ於カレマシテハ、思想犯人ヲ檢舉シタリ、罰シタリスル事前ニ於キマシテ、斯様ナ感情ノ懷カレナイヤウニ、十分温イ政治ヲ御ヤリニナラナケレバナラスト思フノデアリマス、殊ニ先程モ二荒伯爵ノ仰セラレマシタ通りニ、現時ノ戰争ハ、兵力戰ノミナラズ思想戰ニナシテ居ルノデアリマス、而モ長期ノ建設ノ長帳場ノ上ヲ進ンデ行ク我ガ國ト致シマシテハ、斯様ナル窮民ラニテ更生セシメテ、サウシテ貧シイナガラモ、是等ノ人々ノ軒カラ朝晩炊事ノ煙ノ立昇ルヤウニ致サレルヤウナ御施設ガナケレバナラヌ時、デアラウト思フノデアリマス、ソレニ付キマシテハ、畏多クモ、明治天皇ハ斯様ナ御製ヲモノサレマシタ、「事アルニツケテイヨ／＼オモフカナ民ノカマトノ煙イカニト」、是ハ明治三十七年中ノ御作デアリマス、惟フニ日露戰爭ノサ中ニ御詠出ニ相成ツタ御製デアラウト拜察シ奉ルノデアリマス、只今モ日本建國以來ノ未曾有ノ國難ニ臨ンデ居リマシテ、大イニ事アル時デアリマス、尙又此ノ御製ト大昔ノ仁德天皇ノ高キ屋ノアノ御製ト照シ合ハセテ誦シ奉ル時ニ、誠ニ一天萬乘ノ神ノ御末ノ光輝アル御位ニ在ラセラレナガラ、國ツ民ヲバ大御寶思召ス、大御心ノ程返ス／＼モ恐懼至極ニ存ジ奉ルノデアリマス、又皇室ニ於カザル御内帑金ヲバ民間ニ御下賜ニ相成ツテ居ルノデアリマス、誠ニ天恩ノ山ヨリ高ク

海ヨリモ深キ御仁恤ノ辱ナサハ、唯感泣感
激スルミノデアリマス、抑、救護法ノ救護
ト云フモノハ、啻ニ生命ノ維持バカリデハ
アリマセス、先程モ申上ゲマシタ通りニ、
生業ノ補助、疾病ノ治療、子女ノ教育ナド
ノ目的ヲモ含ンデ居ルモノデアルノデアリ
マスガ、現状ノ支給ノ限度カラ見マシテ、
到底ソレハ及ビモ付カナイコトデアリマス、
政府ノ折角ノ御仁政モ徹底シテハ居ラヌノ
デアリマス、又母子保護法ノ方ヲ見マシテ
モ、是ハ政府ニ於テモ大變ニ誇リ顔ニ仰セ
ラレタコトガアツクノデアリマス、母子保護
法ハ單ナル救貧法制デハナイ、母性ノ保護
ト子女ノ教養ニ重點ヲ置クノデアツテ、是ハ
是亦救護法ノ救護費ト同様ニ、一日一人二
十五錢以内、養育扶助費モ一日一人二十五
錢ノデアリマス、何ガ積極的法制デアリマ
スカ、其ノ保護ノ經費ヲ見マスト云フト、
積極的法制デアルト云フコトヲ申サレテ居
ラルノデアリマス、何ガ積極的法制デアリマ
スカ、其ノ保護ノ經費ヲ見マスト云フト、
トシテモ、是モ矢張リ母子保護法
ノ此ノ保護金額モ時ノ經濟情勢ニ應ジテ、
眞實ニ最下限ノ生活ヲ支ヘテ行クニ足ルガ
ケノモノ位ハ、奮發ヲ、政府ガナサラナケ
レバナラヌト思フノデアリマス、之ヲ要シ
マスルノニ、救護サルベキ所ノ人員ハ、先
程申上ゲマシタ通りニ二百萬人以上ニモ上ッ
テ居ルノデアリマシテ、之ニ對シマスル教
護費ハ、誠ニ較ベテ見マスレバ雀ノ涙ミタ
ヤウナモノデアルノデアリマス、是デハ到
底所期ノ目的ヲ達スルコトハ出來ナイ、折
角有難イオ役所ガ出來、又有難イ法律ガ出
來テモ、其ノ實際ノ救護、保護ヲ受ケル者
ノ側カラ申シマスルト云フト、誠ニ頗ミニ
ナラナイ心細イ次第デアリマシテ、ソレコ
ソ露ノ玉ノ緒ヲ繫ギ留メ居ルト云フダケ
ノコトデアリマス、是ハ何トカ此ノ際政府
ノ方ニ於キマシテモ、此ノ窮民ノ救護ノ上

ニ十分思ヒヤリノ御頭ヲ傾ケラレマシテ、
サウシテ是等ノ窮民ノ法ノ目的タル更生ヲ
シテ參リマスヤウニ御仕向ケニナツテ、其ノ
成績ヲ御舉ゲニナルト云フコトガ、平沼内
閣ノ口癖ニ仰シヤル所ノ萬民輔翼、總親和
ノ實ガ其ノ時ニ舉ルモノノグラウト私ハ思フ
ノデアリマス、サウナッテコソ初ステ廣大無
邊ナル御仁慈ニ浴シ、御仁慈カラ漏レル者
ガナイヤウニナルノデアラウト思フノデア
リマス、以上ノ理由ニ依リマシテ私ハ政府
ニ要望スルコトハ、救護法ニシテモ、母子
保護法ニシテモ、其ノ扶助額ヲバ、給與額
ヲバ増額ヲサレルト云フコトデアリマス、
幸ナコトニハ此ノ救護法ニ依ル救護費補助
モ、母子保護法ニ依ル處ノ保護費ノ補助モ、
之ハ補充科目ニナツテ居ルノデアリマスカ
ラ、昭和十四年度ノ豫算ノ運用ニ當フレマ
シタ時ニ、所要ニ應ジテ増額支給ヲ爲サレ
バ足ルノデアリマス、又關係勅令ノ限度ヲ
バ御直シニナルト云フコトモ、左迄困
難ナコトデハナインデアリマス、誰が聞
イテモは合理的ノ話デアリマス、又
府縣ニ對シマシテハ、府縣ノ限度ヲバ引上
ゲルコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ厚生省豫算、經常部第十五款ノ第五
項ニ、救護法ニ依ル救護費ノ補助費額ガ計
上サレテアリマス、又同第十項ニハ、母子
保護法ニ依リマスル保護費補助ガ計上サレ
思フコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ厚生省豫算、經常部第十五款ノ第五
項ニ、救護法ニ依ル救護費ノ補助費額ガ計
上サレテアリマス、又同第十項ニハ、母子
保護法ニ依リマスル保護費補助ガ計上サレ
思フコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ精算ノ結果、豫算所要額ヨリモ支拂
ガ少クナリマシテ使ヒ残リガ出クカラ、其
ノ方ニ於キマシテモ、此ノ窮民ノ救護ノ上

ノ使ヒ残リガ出クコトニ鑑ミマシテ査定減
ヲ行ハレタコトデアラウト、御推察ヲ申上
シテ参リマスヤウニ御仕向ケニナツテ、其ノ
成績ヲ御舉ゲニナルト云フコトガ、平沼内
閣ノ口癖ニ仰シヤル所ノ萬民輔翼、總親和
ノ實ガ其ノ時ニ舉ルモノノグラウト私ハ思フ
ノデアリマス、サウナッテコソ初ステ廣大無
邊ナル御仁慈ニ浴シ、御仁慈カラ漏レル者
ガナイヤウニナルノデアラウト思フノデア
リマス、以上ノ理由ニ依リマシテ私ハ政府
ニ要望スルコトハ、救護法ニシテモ、母子
保護法ニシテモ、其ノ扶助額ヲバ、給與額
ヲバ増額ヲサレルト云フコトデアリマス、
幸ナコトニハ此ノ救護法ニ依ル救護費補助
モ、母子保護法ニ依ル處ノ保護費ノ補助モ、
之ハ補充科目ニナツテ居ルノデアリマスカ
ラ、昭和十四年度ノ豫算ノ運用ニ當フレマ
シタ時ニ、所要ニ應ジテ増額支給ヲ爲サレ
バ足ルノデアリマス、又關係勅令ノ限度ヲ
バ御直シニナルト云フコトモ、左迄困
難ナコトデハナインデアリマス、誰が聞
イテモは合理的ノ話デアリマス、又
府縣ニ對シマシテハ、府縣ノ限度ヲバ引上
ゲルコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ厚生省豫算、經常部第十五款ノ第五
項ニ、救護法ニ依ル救護費ノ補助費額ガ計
上サレテアリマス、又同第十項ニハ、母子
保護法ニ依リマスル保護費補助ガ計上サレ
思フコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ精算ノ結果、豫算所要額ヨリモ支拂
ガ少クナリマシテ使ヒ残リガ出クカラ、其
ノ方ニ於キマシテモ、此ノ窮民ノ救護ノ上

ノ使ヒ残リガ出クコトニ鑑ミマシテ査定減
ヲ行ハレタコトデアラウト、御推察ヲ申上
シテ参リマスヤウニ御仕向ケニナツテ、其ノ
成績ヲ御舉ゲニナルト云フコトガ、平沼内
閣ノ口癖ニ仰シヤル所ノ萬民輔翼、總親和
ノ實ガ其ノ時ニ舉ルモノノグラウト私ハ思フ
ノデアリマス、サウナッテコソ初ステ廣大無
邊ナル御仁慈ニ浴シ、御仁慈カラ漏レル者
ガナイヤウニナルノデアラウト思フノデア
リマス、以上ノ理由ニ依リマシテ私ハ政府
ニ要望スルコトハ、救護法ニシテモ、母子
保護法ニシテモ、其ノ扶助額ヲバ、給與額
ヲバ増額ヲサレルト云フコトデアリマス、
幸ナコトニハ此ノ救護法ニ依ル救護費補助
モ、母子保護法ニ依ル處ノ保護費ノ補助モ、
之ハ補充科目ニナツテ居ルノデアリマスカ
ラ、昭和十四年度ノ豫算ノ運用ニ當フレマ
シタ時ニ、所要ニ應ジテ増額支給ヲ爲サレ
バ足ルノデアリマス、又關係勅令ノ限度ヲ
バ御直シニナルト云フコトモ、左迄困
難ナコトデハナインデアリマス、誰が聞
イテモは合理的ノ話デアリマス、又
府縣ニ對シマシテハ、府縣ノ限度ヲバ引上
ゲルコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ厚生省豫算、經常部第十五款ノ第五
項ニ、救護法ニ依ル救護費ノ補助費額ガ計
上サレテアリマス、又同第十項ニハ、母子
保護法ニ依リマスル保護費補助ガ計上サレ
思フコトガアリマス、ソレハ昭和十四
年一度ノ精算ノ結果、豫算所要額ヨリモ支拂
ガ少クナリマシテ使ヒ残リガ出クカラ、其
ノ方ニ於キマシテモ、此ノ窮民ノ救護ノ上

一ニ昭和十四年度ニ於テハ豫備費カラ増額スルトカ云フヤウナコトガ、御出來ニクイヤウナ御事情ガアリト致シマスルナラバ、已ムヲ得マセヌ、昭和十五年度ノ豫算編成ニ際シマシテ、救護法ニ依ル救護費ノ補助、母子保護法ニ依ル所ノ保護費補助ノ費用ニ付キマシテモ、十分ニツ御考慮アラムコトヲバ煩ハシタイト思フノデアリマス、尙又畏イコトデアリマスルケレドモ、昭憲皇太后ノ御歌ニ「アヤニシキトリ重ネテモオモフカナ寒サオホハム袖モナキ身ヲ」、何ト御同情深イ御心デアラウカト拜察シ奉ルノデアリマス、寒ニ夜、隙漏ル風ニモ、其ノ寒氣ヲバ凌グニ足ルダケノ衣類調度ノ持合セモナイヤウナ窮民ノ上ヲ、深ク御同情遊バサレマシタ所ノ誠ニ畏イ御歌ト誦シ奉ルノデアリマス、デ重ネテ申上ゲマスガ、私ハ此ノ同情ト云フコトハ、同情ト云フ精神ハ、社會道德カラ申シマスレバ是ハ第一義ニ置クベキモノデアラウト私ハ思フノデアリマス、又政治道德ノ上カラ申シマシテモ、此ノ同情ト云フモノハ第一ニ置クベキモノデアルト思フノデアリマス、甚ダ諱イヤウデアリマスガ、ドウカ政府當局者ト致サレマシテハ、社會ノ下層ニ沈淪ヲ致シテ居リマスル、生活ノドン底ニ居リマスル憫レムベキ無辜ノ窮民ヲ救護ナサイマシテ、其ノ境地ガ主義ノ溫床ニナリマセヌヤウニ、進ンデハソレ等が更生シマシテ、所謂萬民輔翼ノ健全ナル國民ニ相成リマスルヤウニ御願ヲ致シタイト思フノデアリマス、ソレデアッテコソ初メテ日頃標榜ナサル所ノ祭政一致、道義政治ト云フモノノ表現ニナルト思フノデアリマス、私ハドウカ政府モ此ノ重點ニ重點ヲ置カレマシテ、他ノ銃後ノ諸對策ノ行届クト同様ニ、此ノ邊ノ問題ニ付キマシテモ、温カイ思ヒ遣リノアル、行キ届イタ政治ヲシテ戴キタイト云フコトヲ切ニ切ニ望ミマシテ、私ノ討論ヲ終リマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 是ニテ討論ハ終
案全部ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス
(總員起立)

○議長(伯爵松平頼壽君) 全會一致ト認メ
マス

○議長(伯爵松平頼壽君)

日程第三、軍馬資源保護法案、日程第五、競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ヲ一括致シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
(異議ナシ)ト呼フ者アリ

〔左ノ送付文及法案八朗讀ヲ經サ
ルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之
ニ徵フ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
(異議ナシ)ト呼フ者アリ

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月四日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

(小字ハ衆議院ノ修正ナリ)

軍馬資源保護法案

軍馬資源保護法

第一條 本法ハ國防上特に必要トスル馬

ノ資質ノ向上ヲ圖リ軍馬資源ノ充實ヲ期スルコトヲ目的トス

第二條 政府ハ軍馬タルベキ資質アル馬

ヲ選定スル爲命令ノ定ムル所ニ依リ毎年馬ノ検定ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノ

ヲ軍用保護馬ニ指定スルコトヲ得

市町村長ハ前項ノ検定ニ立會ヒ又ハ當該市町村ノ吏員ヲシテ之ニ立會ハシム

リマシタ、是ヨリ採決ヲ致シマス、御異議

ガナケレバ兩案全部ヲ問題ニ供シマス、兩

案全部ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○議長(伯爵松平頼壽君) 全會一致ト認メ
マス

○議長(伯爵松平頼壽君)

日程第三、軍馬資源保護法案、日程第五、競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律

案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是等ノ三案ヲ一括致シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
(異議ナシ)ト呼フ者アリ

〔左ノ送付文及法案八朗讀ヲ經サ
ルモ参照ノタメ茲ニ載録ス以下之
ニ徵フ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
(異議ナシ)ト呼フ者アリ

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因
テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月四日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平頼壽殿

(小字ハ衆議院ノ修正ナリ)

軍馬資源保護法案

軍馬資源保護法

第一條 本法ハ國防上特に必要トスル馬

ノ資質ノ向上ヲ圖リ軍馬資源ノ充實ヲ

期スルコトヲ目的トス

第二條 政府ハ軍馬タルベキ資質アル馬

ヲ選定スル爲命令ノ定ムル所ニ依リ毎年馬ノ検定ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノ

ヲ軍用保護馬ニ指定スルコトヲ得

市町村長ハ前項ノ検定ニ立會ヒ又ハ當該市町村ノ吏員ヲシテ之ニ立會ハシム

ノ數ハ一府縣一箇所以内、北海道三箇

所内トス

鍛鍊馬競走ノ施行ハ鍛鍊馬場毎ニ年二

及旅費ヲ給ス

ル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當

ヲ得

第三條 政府ハ前條第一項ノ檢定ヲ受クル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當

及旅費ヲ給ス

第四條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎

年度豫算ノ範圍内ニ於テ軍用保護馬ヲ

飼養スル者ニ對シ補助金ヲ交付スルコ

トヲ得

第五條 軍用保護馬ノ所有者其ノ他命令

ヲ以テ定ムル者ハ其ノ軍用保護馬ニ付

本法ノ定ムル鍛鍊ヲ受ケシムルコトヲ

要ス

第六條 本法ニ依ル軍用保護馬ノ鍛鍊ハ

普通鍛鍊及鍛鍊競技トシ政府之ヲ管理

ス

普通鍛鍊ハ軍馬トシテ必要ナル能力及

鐵鍊競技ハ普通鍛鍊ヲ受ケタル軍用保

護馬ノ能力及馴致ヲ審査シ併セテ軍馬

ノ資質ニ關スル知識ノ普及ヲ圖ルコト

ヲ目的トス

第七條 普通鍛鍊ノ事業ハ命令ノ定ムル

所ニ依リ地方長官のヲ行フ

市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ普通

鍛鍊ニ關スル事務ノ一部ヲ行フ

普通鍛鍊ノ施行ニ因リ軍用保護馬死亡

シ又ハ傷害ヲ受ケタルトキハ政府ハ勅

令ノ定ムル所ニ依リ補償金ヲ交付ス

リ北海道、府縣、產組合聯合會、畜

業設フ伴フモノ(以下鍛鍊馬競走ト稱)ノ額面金額ノ十倍ヲ超エルコトヲ得ズ

優等馬投票ノ發行ニ依リ得タル金額又ハ

スモントス但シ其ノ金額ハ優等馬票

ノ購買シタル者ニ拂戻スベシ

前項但書ノ規定ニ依リ生ジタル超過金

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ優等馬票

ヲ購買シタル者ニ拂戻スベシ

前二項ノ拂戻金ノ債權ハ一年間之ヲ行

ハザルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第三條 政府ハ前條第一項ノ檢定ヲ受クル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當

及旅費ヲ給ス

第四條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當

及旅費ヲ給ス

第五條 鍛鍊馬競走ノ施行ハ鍛鍊馬場毎ニ年二

及旅費ヲ給ス

第六條 鍛鍊馬競走ノ施行者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ入場料ヲ徵收ス

ス

第七條 鍛鍊馬競走ノ施行者ハ鍛鍊馬場ニ於テ

入場者ニ對シ額面金額三圓以下ノ優等馬票ヲ依リ入場者ヨリ入場料ヲ徵收ス

ム所ニ依リ入場者ヨリ入場料ヲ徵收ス

スベシ

鍛鍊馬競走ヲ行フコトヲ得ル鍛鍊馬場ノ數ハ一府縣一箇所以内、北海道三箇所内トス

鍛鍊馬競走ノ施行ハ鍛鍊馬場毎ニ年二

及旅費ヲ給ス

鍛鍊馬競走ノ施行者ハ鍛鍊馬場ニ於テ

入場者ニ對シ額面金額三圓以下ノ優等馬票ヲ依リ入場者ヨリ入場料ヲ徵收ス

ム所ニ依リ入場者ヨリ入場料ヲ徵收ス

スベシ

第十一條 鍛鍊馬競走ノ施行者優等馬票ヲ發行シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ發行ニ依リ得タル金額ノ百分ノ二十五以内ノ金額ヲ收得スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ鍛鍊馬競走ノ施行者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ納付金ヲ軍用保護馬鍛鍊中央會ニ納付スペシ

前項ノ納付金ハ軍用保護馬鍛鍊中央會ノ目的ヲ達スル爲必要ナル經費ニ充ツルコトヲ要ス

鍛鍊馬場ノ開設又ハ維持、競走ノ観覽、優等馬票ノ發行又ハ購賣、拂戻金又ハ賞金ノ交付又ハ受領其ノ他鍛鍊馬競走ノ施行又ハ開催ニ關シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ

第十二條 軍用保護馬鍛鍊中央會ハ法人トシ鍛鍊競技ノ健全ナル發達ヲ圖リ以テ軍用保護馬ノ能力及馴致ノ向上ニ資スルト共ニ軍馬ノ資質ニ關スル知識ノ普及ヲ期スルコトヲ目的トス

軍用保護馬鍛鍊中央會ハ全國ヲ通ジ一箇トシ第八條第二項ノ許可ヲ受ケタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

軍用保護馬鍛鍊中央會成立シタルトキハ會員タル資格ヲ有スル者ハ總テ會員トス

第十三條 政府ハ軍用保護馬鍛鍊中央會ノ保有スル資金ガ勅令ヲ以テ定ムル額ヲ超過スルトキハ其ノ超過額ヲ政府ニ納付セシムルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

前項ノ規定ニ依ル納付金ハ國稅滞納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十四條 軍用保護馬鍛鍊中央會ニハ所得稅及營業收益稅ヲ課セズ
軍用保護馬鍛鍊中央會ガ本法ニ基キテ爲ス登記ニ付テハ登錄稅ヲ課セズ

第十五條 本法ニ定ムルモノノ外軍用保

護馬鍛鍊中央會ノ設立、登記、管理、監督、解散、清算其ノ他軍用保護馬鍛鍊中央會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 行政官廳ハ鍛鍊競技ノ施行者ニ對シ鍛鍊競技ノ施行ニ關シ監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 政府ハ鍛鍊馬競走ノ施行者又ハ軍用保護馬鍛鍊中央會ニ對シ鍛鍊競技ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要ナル施設ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 政府ハ鍛鍊馬競走ノ施行者又ハ其ノ役員若ハ施行委員ノ行爲が法令若ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ軍用保護馬ハ政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ移出スルコトヲ得ズ

第二十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ毎年軍用保護馬ノ検査ヲ行ヒ之ニ合格セザルモノニ付軍用保護馬ノ指定ヲ取消スコトヲ得

第二十一條 政府ハ第二條第一項ノ検定又ハ前條第一項ノ規定ハ前項ノ検査ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法ハ左ノ各號ノ一二該當スル馬ニ付之ヲ適用セズ

第二十三條 軍用保護馬ガ左ノ各號ノ一明ヶ十八歳ニ達シタルトキ

第二十四條 輸出又ハ移出セラレタルトキ國又ハ道府縣ノ所有ト爲リタルト

第二十五條 前三號ノ外命令ヲ以テ定ムル場合設ヲ命ズルコトヲ得

第二十六條 市町村長ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ノ一二該當スル馬ニ付馬籍ニ其ノ旨記載スベシ

第二十七條 第二條第一項ノ檢定ニ合モノ

第二十八條 左ノ各號ノ一二該當スル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第九條ノ規定ニ違反シ同條ニ規定スル軍用保護馬ニ非ザル馬ヲ鍛鍊競技ニ出場セシメタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 第十條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第十條第六項ニ掲グル者ニシテ優等馬票ヲ購買シタルモノ

第三十二條 第二十五條第一號乃至第三號ノ一規定期限ニ違反シ拂戻金ヲ交付シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條 第二十條第七項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ購買シタルモノ

第三十四條 第二十九條左ノ各號ノ一二該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十五條 第二十九條左ノ各號ノ一二該當スル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十六條 第三十條第五項ニ掲グル者ニシテ優等馬票ヲ購買シタルモノ

第三十七條 第三十條第七項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ讓渡シ又ハ讓受ケタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十八條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第三十九條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第四十條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第四十一條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第四十二條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第四十三條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第四十四條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

第四十五條 第三十條第六項ニ掲グル者ニシテ前號ニ對シ財物ヲ以テ賭事ヲ爲シタルモノ

示シ若ハ數人共同シテ前項ノ罪ヲ犯シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第十九條ノ規定ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十一條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ五百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十二條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十三條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十四條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十五條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十六條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十七條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十八條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第二十九條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十一條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十二條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十三條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十四條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第三十五條 第十九條第一項又ハ第三項ノ規定ニ違反シ優等馬票ヲ發行シタル者ハ一千圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

検査ニ應ゼザル者

二 第二條第一項ノ検定、第七條第一項ノ普通鍛錬又ハ第二十條第一項ノ

検査ヲ拒ミ、妨ゲ又ハ忌避シタル者

三 第二十一條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シタル者

第三十一條 軍用保護馬鍛錬中央會ノ役員又ハ鍛錬馬競走ノ施行委員方其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スル沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スル

第三十二條 前條第一項ニ掲グル者ニ對前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ没收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴スル

第三十三條 前條第一項ニ掲グル者ニ對前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第三十四條 法人又ハ人の代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他の從業者ガ其ノ法人又ハ人の業務ニ關シ第二十七條又ハ第三十條第一號若ハ第三號ノ違反行為ヲ爲シタルトキハ其ノ法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ

第三十五條 第二十七條第一項ノ罰則ハ其ノ法人ナルトキハ其ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ一號及第三號ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他の法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ

禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ

之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十六條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役ノ刑ニ處スルコトヲ得

第三十七條 鍛錬競技ノ施行者又ハ鍛錬馬競走ノ施行委員第十六條、第十七條又ハ第十八條第四號ノ規定ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

軍用保護馬鍛錬中央會ノ役員第十五條ノ規定ニ依ル勅令又ハ第十七條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十八條 本法ニ於テ市町村又ハ市町村長トアルハ市制第六條ノ市及市制第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ區又ハ

下ノ過料ニ處ス

第三十九條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十一條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十二條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十三條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十四條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十五條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十六條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

第三十七條 前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ各規定ニ付勅令ヲ以テ

之ヲ定ム

軍用保護馬鍛錬中央會ハ本法公布ノ日ニ

於テ現ニ優勝馬投票ニ依リ景品券ヲ發行スル競馬施行ノ許可ヲ受ケ居ル畜產組合聯合會又ハ畜產組合ガ第三十三條ノ規定

ノ施行ニ關聯シ當該競馬場ニ付爲ス設備ノ處分其ノ他ノ整理ニ關シ勅令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル事業ヲ行フコトヲ得

種馬統制法案

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月四日

衆議院議長 小山 松壽

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

種馬統制法案

第一條 本法ハ種馬ヲ整備シ其ノ配合ヲ統制シ以テ馬ノ改良増殖ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 馬ノ種付事業ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府之ヲ管掌ス

北海道、府縣、畜產組合、畜產組合聯合會ノ他政府ノ適當當認ムル者ニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ特許ヲ受ケ馬ノ種付事業

ヲ行フコトヲ得

第三條 種牡馬ハ總テ國ニ於テ之ヲ所有スルモノトス但シ第七條ノ規定ニ依リ指定セラレタル種牡馬ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第四條 政府ハ種牡馬タルベキ資質アル馬ヲ選定スル爲命令ノ定ムル所ニ依リ每年公共團體又ハ私人ノ所有(以下民有ト稱ス)ニ係ル牡馬ノ檢定ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノヲ候補種牡馬ニ指定スルコトヲ得

第五條 政府ハ國有ノ種牡馬ヲ整備スル爲毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ所要ノ頭數ヲ限リ民有ノ候補種牡馬ヲ購買ス

第六條 政府ハ必要ニ應ジ國有ノ牡馬ヲ候補種牡馬ニ、國有ノ牡馬又ハ候補種牡馬ヲ種牡馬ニ決定ス

第七條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條第二項ノ特許ヲ受ケタル者ノ所有スル牡馬又ハ候補種牡馬ヲ種牡馬ニ指定スルコトヲ得

第八條 種牡馬ニ非ザレバ種付ニ供用スルコトヲ得

第九條 種牡馬又ハ候補種牡馬ニハ去勢

ノ處分其ノ他ノ整理ニ關シ勅令ノ定ムル所ニ依リ必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲ス

第十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國有ノ種牡馬又ハ候補種牡馬ヲ北海道、府縣、畜產組合又ハ畜產組合聯合會ニシテ第二條第二項ノ特許ヲ受ケタルモノニ無償ニテ貸付スルコトヲ得

第十一條 政府必要アリト認ムルトキハ設備ノ改善ヲ命シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十二條 政府ハ第一條第一項ノ特許ヲ受ケタル者ノ行爲ガ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ處アリト認ムルトキハ許ヲ取消シ又ハ種牡馬ノ種付ニ關スル業務ヲ停止シ若ハ制限スルコトヲ得

第十三條 政府ハ優良種牡馬タルベキ資質アル馬ヲ選定スル爲命令ノ定ムル所ニ依リ每年明ヶ二歳ノ民有ノ牝馬ノ檢定ヲ行ヒ之ニ合格シタルモノヲ候補優良種牝馬ニ指定スルコトヲ得

第十四條 政府ハ前項ノ檢定ヲ受クル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ給ス

第十五条 政府必要アリト認ムルトキハ所有者又ハ命令ヲ以テ定ムル者ノ申請ニ依リ明ヶ三歳以上ノ民有ノ牝馬ノ檢定ヲ行フ

第十六条 政府馬ノ改良増殖ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ馬ノ配合ノ統制スルコトヲ得

第十七条 政府ハ命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲ス

ト認ムル牡馬ニ付命令ノ定ムル所ニ依

リ其ノ種付ヲ制限スルコトヲ得
第十八條 政府必要アリト認ムルトキハ
優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ノ所有
者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ當
該馬ノ飼養管理又ハ種付ニ關シ必要ナ
ル命令ヲ爲スコトヲ得

第十九條 政府ハ學術研究ノ爲ニスル馬
ノ種付ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ
爲スコトヲ得

第二十條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ
毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ政府ノ貸付
シタル種牡馬若ハ候補種牡馬ヲ飼養ス
ル者又ハ優良種牝馬若ハ候補優良種牝
馬飼養スル者ニ對シ補助金ヲ交付ス
ルコトヲ得

第二十一條 種牡馬、候補種牡馬、優良
種牝馬又ハ候補優良種牝馬ハ政府ノ許
可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ
移出スルコトヲ得ズ

第二十二條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依
リ每年民有ノ種牡馬、候補種牡馬、優
良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ノ検査ヲ
行ヒ之ニ合格セザルモノニ付其ノ指定
ヲ取消スコトヲ得

第二十三條 民有ノ種牡馬、候補種牡馬、
優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ガ左ノ
各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ
指定ハ效力ヲ失フ

第二十四條 市町村長ハ命令ノ定ムル所
ニ依リ種牡馬、候補種牡馬、優良種牝
馬又ハ候補優良種牝馬ニ指定セラレタ
ル指定ヲ取消サレタル馬又ハ其ノ指定ノ
效力ヲ失ヒタル馬ニ付亦同ジ

前項ノ市町村長トハ市制第六條ノ市及
市制第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ
ノ種付ヲ制限スルコトヲ得
第十八條 政府必要アリト認ムルトキハ
優良種牝馬又ハ候補優良種牝馬ノ所有
者其ノ他命令ヲ以テ定ムル者ニ對シ當
該馬ノ飼養管理又ハ種付ニ關シ必要ナ
ル命令ヲ爲スコトヲ得

區長トシ町村制ヲ施行セザル地ニ在リ
テハ町村長ニ準ズベキモノトス
ノ罰金ニ處ス

第二十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ六月以下ノ徵役又ハ五百圓以下ノ罰
金ニ處ス

一 第二條第二項ノ特許ヲ受ケズシテ
馬ノ種付事業ヲ行ヒタル者

二 第八條ノ規定ニ違反シタル者
ニシテ第十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ
拒ミ、妨げ又ハ忌避シタルモノ

三 第二條第二項ノ特許ヲ受ケタル者
ニシテ第十六條ノ規定ニ依ル命令ニ
違反シタルモノ

四 第二條第一項ノ特許ヲ受ケタル者
ニシテ第十六條ノ規定ニ依ル處分ヲ
拒ミ、妨げ又ハ忌避シタルモノ

五 第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第九條ノ規定ニ違反シタル者
ニシタル者

二 第十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

三 第十一條ノ規定ニ依ル處分ヲ拒ミ、
妨げ又ハ忌避シタル者

四 第十二條ノ規定ニ依ル業務ノ停止
又ハ制限ニ違反シタル者

五 第二十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十三條第一項ノ検定又ハ第二十
二條ノ検査ニ應ゼザル者

二 第十三條第一項ノ検定又ハ第二十
二條ノ検査ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シ
タル者

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

附則

第三十一條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役

馬匹去勢法第四條第三號中「種牡馬ニシ
テ検査合格ノ證明ノ效力ヲ失ヒタルモノ」
ヲ「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指
定ヲ取消サレ又ハ指定ノ效力ヲ失ヒタル
モノ」ニ改ム

二 學術研究ノ爲行政官廳ノ許可ヲ得
タルモノ

三 前二條ノ外命令ヲ以テ定ムルモノ
馬匹去勢法第四條第三號中「種牡馬ニシ
テ検査合格ノ證明ノ效力ヲ失ヒタルモノ」
ヲ「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指
定ヲ取消サレ又ハ指定ノ效力ヲ失ヒタル
モノ」ニ改ム

馬匹去勢法第九條中「種牡馬検査法」ヲ
「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ
シテ其ノ指定期現ニ同法ノ種牡馬タル
モノハ第七條ノ規定ニ依リ種牡馬ニ指定
モニ」ニ改ム

馬匹去勢法第九條中「種牡馬検査法」ヲ
「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ
シテ其ノ指定期現ニ同法ノ種牡馬タル
モノハ第七條ノ規定ニ依リ種牡馬ニ指定
モニ」ニ改ム

本法施行ノ際現ニ馬ノ種付事業ヲ行フ者
又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定
ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ一年間ヲ
ル處分ヲ拒ミ、妨げ又ハ忌避シタル

モノ
五 第十七條ノ規定ニ依ル種付ノ制限
ニ違反シタル者

六 第十八條ノ規定ニ依ル命令ニ違反
シタル者

第一十九條 法人又ハ人ノ代理人、戸主、
家族、同居者、雇人其ノ他の從業者ガ
其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ第二十五
條、第二十六條第二項若ハ第三號、第
二十七條第一號、第二號若ハ第四號又
ハ前條第一號、第三號、第五號若ハ第八
號ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ其ノ
法人又ハ人ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ
故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ依ル許可ノ申請ヲ爲シタル
者ハ其ノ申請ニ對スル許可又ハ不許可ノ
處分ノ日迄引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ
得
政府ハ勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ限り第
十條ノ規定ニ拘ラズ國有ノ種牡馬又ハ候
補種牡馬ヲ北海道、府縣、畜產組合又ハ
畜產組合聯合會ニ無償ニテ貸付スルコト
ヲ得

本法施行前種牡馬検査法ノ罰則ヲ適用ス
ベカリシ行爲ニ付テハ仍其ノ罰則ニ依ル
馬匹去勢法第一條中「種牡馬」ノ下ニ「又
ハ候補種牡馬」ヲ加フ

馬匹去勢法第二條ヲ左ノ如ク改ム
二 第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル牡馬
ニハ去勢ノ施行ヲ猶豫ス

一 疾病又ハ發育不全ニ因リ去勢ヲ行
テハ此ノ限ニ在ラズ

右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十四年三月四日

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ
院法第五十四條ニ依リ及送付候也

貴族院議長伯爵松平賴壽殿
衆議院議長小山松壽

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案
競馬法第八條第一項ノ規定ニ依リ日本競
馬會ガ政府ニ納付スペキ金額ハ同項ノ制
限ニ拘ラズ其ノ賣得金ノ額ノ百分ノ十一。
五以内ニ於テ命令ノ定ムル金額トス
前項ノ規定ニ依ル政府ニ納付スペキ金額
ト競馬法第九條ノ規定ニ依ル賣得歩合金
額トノ合計ハ賣得金ノ額ノ百分ノ十八ヲ
超ユルコトヲ得ズ

附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法ハ支那事變終了後其ノ翌年十二月三
十一日迄ニ之ヲ廢止スルモノトス
〔國務大臣櫻内幸雄君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(櫻内幸雄君) 只今議題トナリ
上タ軍馬資源保護法案外二法律案ノ提案
理由ヲ申上ゲタトイト存ジマス、先ツ軍馬資
源保護法案及種馬統制法案ニ付テ御説明申
上ゲマス、今次ノ支那事變ニ依リ我が國ト
シテハ未曾有ノ多數ノ馬が徵發セラレ、支
那各地ニ於テ軍馬トシテ大規模ニ各種ノ作
戦ニ供用セラレマシタ結果、軍事上ニ於テ
ハ勿論、產業上ニ於テモ幾多貴重ナル經驗
ヲ得タノデアリマス、右支那事變ノ経験ト、
最近軍備各般ノ施設ニ一大變革ヲ來シマシ
タ等ノ事情ニ依リ、陸軍ノ馬政ニ關スル要
望ノ次第モアリマシテ、此ノ際廣義國防ノ
見地ニ立チ、有事ノ際ニ於テ國軍所要ノ軍
馬ノ供給ヲ容易ナラシムルト共ニ、努メテ
産業上ニ及ス支障ヲ輕減致シマス爲ニハ、
一面ニ於テ日滿等ヲ通シ、馬ノ生産及分布
ノ調整ヲ圖リ、以テ馬資源ノ培養充實ニ努
メマスルト共ニ、他面國內ニ於キマシテ、
國內保有馬ノ資質及能力ノ向上ヲ圖ル方
策トシテ茲ニ軍馬資源保護法ヲ制定シ、又
馬ノ生産力ヲ擴充スル方策ト致シマシテ種

馬統制法ヲ制定シ、國防上特ニ必要トスル
馬ノ資質ノ向上ヲ圖ルト共ニ、有能馬ノ造
成ニ努メムトスルモノデアリマス、而シテ
軍馬資源保護法案ノ主要ナル内容ト致シマ
シテハ、國防上特ニ必要トスル馬ヲ軍用保
護馬ニ指定シ、之ガ飼養管理ヲ十分ナラシ
ムル爲、飼養費ノ一部ニ對シ助成ヲ爲シ、
又軍用保護馬ニハ一定ノ鍛錬ヲ行ハシメ、
常ニ軍馬タル必要ナル能力ヲ充實セシムル
ト共ニ、軍馬ノ資質ニ關スル知識ノ普及ニ
資スル爲、鐵鍛馬競走ノ施行ヲ認メ、且軍
馬資源確保ノ爲、輸移出ニ付政府ノ許可
ヲ要スルコトトシ、尙又軍用保護馬鍛錬
中央會ノ設置スル等ノ規定ヲ設ケマシテ、
軍馬資源ノ保護充實ヲ圖ルコトヲ目的ト
致シテ居ルノデアリマス、種馬統制法案ノ
主要ナル内容ト致シマシテハ、優良ナル
種牡馬及種牝馬ヲ整備充實スルト共ニ其ノ
配合ヲ統制シ、以テ馬ノ改良繁殖ヲ圖ルコ
トヲ目的ト致シ、之ガ爲種牡馬及び候補種
牡馬ノ制度、優良種牡馬及候補優良種牡馬
ノ制度、馬ノ種付事業ノ特許制度等ヲ設ク
ルコトトシテ居ルノデアリマシテ、種
牡馬ハ之ヲ國有トシ、又優良種牡馬等ノ
飼養者ニ對シテハ保護助成ノ途ヲ講ズルノ
外、生産資源確保ノ爲、其ノ輸移出ニ付政
府ノ許可ヲ要スルコトトシ、以上ノ制度ノ
運用ニ依リマシテ馬ノ改良繁殖上遺憾ナキ
ヲ期シタトイト存ズルノデアリマス、次ニ競
馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案ニ付テ御説
明申上ゲマス、今次支那事變ノ推移ニ對シ
シ、併セテ最近ニ於ケル競馬施行ノ實況ニ
テ諸問ヲ致シ、其ノ答申ニ基イテ本法案ヲ
鑑ミマシテ、此ノ際競馬法ニ依ル政府納付
金ニ關シ所要ノ改正ヲ加フルノ要アリト認
メマシテ、右ニ關シ過般馬政調査會ニ對シ
立案致シタモノデアリマシテ、競馬法ニ依
ル政府納付金率及ビ之ニ關聯スル勝馬投票
率ニ付テモ相當影響ガアリマスノデ、此ノ
案ノ賣得金ニ對スル控除率ニ關シ、臨時的

ニ必要ナル改正ヲ加ヘムトスルモノデアリ
マス、以上ガ軍馬資源保護法案、種馬統制
法案及競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律案提
出ノ理由ノ大要デアリマス、何卒御審議ノ
上速カニ御協賛アラムコトヲ希望致シマス
○議長(伯爵松平賴壽君) 質疑者ガゴザイ
マス、通告ノ順ニ依リマシテ御許シ致シマ
ス、大河内輝耕子爵
○子爵大河内輝耕子爵 簡単ゴザイマスカ
ラ、此ノ席カラ……
○議長(伯爵松平賴壽君) 宜シウゴザイマ
ス
○子爵大河内輝耕君 私ハ内務大臣ニ質問
シタイ、此ノ軍馬資源保護法案ニ付キマシ
テハ衆議院デ修正ニナリマシタ、此ノ修正
ニ付キマシテ政府ハ御同意デアルヤ否ヤ、
其ノ點ヲ伺ヒタイ、尙御同意アルニシテモ、
ナイニシテモ、其ノ理由ヲ併セテ伺ヒタイ
○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 演壇ニ登ル
○國務大臣(侯爵木戸幸一君) 大河内サン
ニ御答ヲ致シマス、此ノ軍馬資源保護法案
ニ付キマシテ衆議院ハ修正ヲ致シタノデア
リマスガ、此ノ修正ニ對シマシテハ政府ハ
此ノ際同意致シ兼ネル次第デアリマス、其
ノ理由ト致シマシテハ、内務省ノ關係ニ於
キマシテ、所謂馬券ヲ買ヒマスル者ニ對シ
マシテ地方稅又ハ之ニ代ル寄附金ノ制度ヲ
存置致シマスコトハ相當理由ノアルコトデ
アルト考ヘマスルシ、又此ノ所謂馬券ヲ買
ヒマスル者ノ擔稅力並ニ他ノ奢侈的ノ課稅
モノガ盛ニ行ハレタノデアリマスガ、其ノ
弊害ヲ御憂慮遊バサレタノデアリマセウ、
リマス、日露戰爭後大變ニ繁昌シタ時分ニ、
ガ出來、其ノ改良ノ方法トシテ、馬券附競
馬ヲ行フヤウニナッタ、日露戰爭ノ時ニハ幾
分改良サレタ結果ガ見エタト云フコトデア
リマス、日露戰爭後大變ニ繁昌シタ時分ニ、
人心ガ輕佻浮薄ニ流レテ、馬券附競馬ト云フ
モノガ盛ニ行ハレタノデアリマスガ、其ノ
弊害ヲ御憂慮遊バサレタノデアリマセウ、
明治天皇カラ戊申詔書ヲ拜スルヤウニナッタ
ノデアリマス、時ノ政府ハ其ノ戊申詔書ノ
御趣旨ニ基イテデアリマセウ、馬券附競馬
法ヲ斷然廢シマシタ、處ガ何回デアリマス
カ知ラヌガ、大正十一年カラ十二年ニ跨ル
ノデアリマス、時ノ政府ハ其ノ戊申詔書ノ
議會デ、矢張リ馬匹ノ改良ヲスルノニハ競馬
ヲ盛ニシナケレバナラス、競馬ヲ盛ニスル
ニハ、馬券附デナケレバ云ノノデ
提案サレタ、其ノ時ニ私ハ極力反對シマシ
タガ、仕甲斐ガナクテ今日行ハレテ居ル、
ソレカラ又地方ニモ色々ノ小規模ノモノガ段
段殖エマシテ、私ハ都會ノ人心ガ隨分惡化シ
テ居ルト思ヒマスガ、ソレニ比スレバ實ニ堅實
ナ農村ノ住民ニ對シテ、多ク競馬ハ郡部デ行

ハレマスカラ、都會ノ近クデモ何程害ヲ及シテ居ルカ分ラヌ、私ハ長イコトハ申シマセヌガ、何事ニ付テモ思想ガ根本デアリマス、思想改善、善導ト云フコトハドノ内閣デモ常ニ仰シヤル、斯ウ云フ時局ニ際シテハ尙更必要デアリマス、私ノ考デハ、此ノ馬券附競馬ト云フモノハ賭博類似ノモノ思フ、賭博トハ申シマセヌ、賭博ハ維新前カラ國禁デアリマス、處ガナカヽ根絶スルコトハムヅカシイ、支那人ハ賭ケガ好キデ、麻雀ナント云フモノハ賭ケノ道具、ダサウデアリマスガ、是ガ輸入セラレテ、近頃都會等……東京ナシノモ、殊分麻雀俱樂部ガ澤山アルヤウデスシ、斯ウ云フ風ナ國禁ノ賭ケ事ヲスルト云フコトハ、ソレト類似ノ馬券附競馬ヲ公許シテ居ルト云フコトガ、一大原因ヲ爲シテ居ルト思フ、國民ハソレ程惡イト思ツテ居ナイ、是ハ大變ナ間違ヒト私ハ恩ヒマス、馬匹改良ノ爲ニハ競馬ガ必要、競馬ヲ盛ニスル爲ニハ馬券ノ賣買ヲ許サナケレバナラスト言ビマシテモ、人心ヲ悪化スルモノデアルナラバ比較ニナラヌ、輕重顛倒シタ話デ、是程人ヲ馬鹿ニシタ考ハナイト思ヒマス、馬匹ノ改良ガ必要デモ人心ガ惡化シタラドウナリマセウ、是程人ヲ馬鹿ニシタヤリ方ハナイト私ハ考ヘタル、ソレデ此ノ件ニ付キマシテ、總理大臣ガ非常ニ國民思想ニハ深甚ノ關心ヲ持ッテ居ラル、コトハ豫テ承知シテ居リマス、デスカラ文部大臣ハ先刻迄御出席デアリマシタガ御歸リデアリマシタカラ他日デ宜シウゴザイマスガ、是ハ教育ノ方ノ主管デアリマスカラ、總理大臣ト文部大臣ニ馬券附競馬ヲ許スト云フコトガ、思想ヲ惡化セシムルモノデアルカラ宣クナイト云フヤウニ私ハ考ヘマスガ、サウ御考ニナラナイカ、廢スペキモノト思フケレドモ存置シテ置イテモ宜イト思ツテ居ラレルノカ、斯ウ云フニトヲ御尋シマシテ、抽象的ニ御伺ヒスル代リ

ニ、私ノ考デハ明治十五年ノ陸海軍軍人ニ賜シタ、明治天皇カラ賜シタ軍人ニ對スルセヌガ、何事ニ付テモ思想ガ根本デアリマス、思想改善、善導ト云フコトハドノ内閣ニ前後ノ關係ニ意味ガナルト思ヒマスガ、教育勅語、ソレカラ先刻申シマス所ノ戊申詔書、時ノ政府ハ之ニ依テ廢シタノデアリマス、ソレカラ大正十二年ノ關東震火災ノ後、御承知ノ通り下町六殆ド灰燼ニ歸シ、人心ガ混亂狀態ニ陥シタ時ニ、大正天皇カラ精神作興ノ詔書ヲ拜シテ居マス、此ノ中デ教育勅語ニ反スルト御考ハナイカト申シタラ、ソレハ直グニ即答が出來ルト思フ、多分總理大臣ニ於テハ暗誦シテ御イデグラウト思フ、暗誦シテ御イデニナラナケレバ大變ナ不心得ダト思フ、明治天皇御自身、拳拳服膺云々ト云フコトガアリマスガ、私ノ考デハ立憲治下ニ於テ、天皇ヲ輔弼シ奉ル重責ニアル國務大臣ハ、毎日朝何ニスネ、殆ド教育勅語ト云フモノノ暗誦、復習ヲナル積リデ職ニ當ルモ、ト思ッテ行カナケレバナラナイ、是ハ御承知デアリマセウガ、十五年ノ軍人ニ對スル勅諭ト云フモノハ長イモノデアル、是ハ陸軍大臣ハ大體ノ趣意ハ御承知ダラウケレドモ、文句ハ一々御存ジナイト思ヒマス、私讀シテ見マシタガ大變長イ、戊申詔書デアリマストカ、大正十二年ノ精神作興ノ詔書ト云フヤウナモノニ反シナイカト云ワタ時ニ、其ノモノヲ御覽ニナラナケレバ御答ガ出来ナイト思ヒマスカラ、即答ハ促サナイ、此ノ四ツノモノニ照ラシ、之ニ示サレテ居ル所ノ一貫シタル一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六、裁判所構成法改正法律案、日程第七、檢察廳法案、衆議院提出、第一讀會、是等ノ兩案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 日程第六、裁判所構成法改正法律案及送付候也
昭和十四年三月二日
右本院提出案及送付候也
貴族院議長伯爵松平頼壽殿 小山 松壽
衆議院議長伯爵松平頼壽殿

第一條 裁判所構成法改正法律案

第二章 區裁判所

第十條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ村管轄權ヲ有ス

一千圓ヲ超過セサルモノニ關スル事件

二 價額ニ拘ラス左ノ事件

イ 住家其ノ他ノ建物ノ賃貸借關係ニ基ク事件

口 占有ノミニ關スル事件

反訴ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス訴訟法ノ定ムル所ニ依リ管轄權ヲ有ス

第十一條 區裁判所ハ刑事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス但シ豫審ヲ經タルモノ及特ニ大審院ノ管轄ニ屬セシメタルモノハ此ノ限ニ在フス

一 拘留又ハ科料ニ該ル罪ノ事件

第二條 裁判所ハ區裁判所、地方裁判所、控訴院及大審院トス
司法事務上必要アルトキハ法律ヲ以テ或ル地方裁判所ヲ民事ノミヲ管轄スル裁判所又ハ刑事ノミヲ管轄スル裁判所ト爲スコトヲ得
第五條 區裁判所ニ於テハ判事單獨ニテ裁判ヲ爲ス
第六條 裁判所ノ設置及管轄區域ハ別ニ院ニ於テハ五人ノ判事、大審院ニ於テハ七人ノ判事ヲ以テ組織シタル部ニ於テ合議ニ依リ裁判ヲ爲ス
第七條 裁判所ニ於テハ國語ヲ用フ
第八條 司法年度ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル
第九條 裁判所ノ事務章程ハ司法大臣之ヲ定ム
大審院ハ自ラ事務章程ヲ定ム
第二章 區裁判所
第十條 區裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ村管轄權ヲ有ス
一千圓ヲ超過セサルモノニ關スル事件
二 價額ニ拘ラス左ノ事件
イ 住家其ノ他ノ建物ノ賃貸借關係ニ基ク事件
口 占有ノミニ關スル事件
反訴ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラス訴訟法ノ定ムル所ニ依リ管轄權ヲ有ス

第一 短期一年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ該ル罪ヲ除ク外有期ノ懲役若ハ禁錮又ハ罰金ニ該ル罪ノ事件	第十二條 区裁判所ハ破産事件ニ付管轄權ヲ有ス
第十三條 区裁判所ハ法律ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外非訟事件ニ付管轄權ヲ取扱ハシムルコトヲ得	非訟事件中登記事務ハ錄事ヲシテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得
第十四條 区裁判所ノ權限及權限行使ノ方法ハ本法ニ規定スルモノノ外訴訟法其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ依ル	区裁判所ノ權限及權限行使ノ方法ハ本法ニ規定スルモノノ外訴訟法其ノ他ノ法律ノ定ムル所ニ依ル
第十五條 司法大臣ハ区裁判所ノ事務ノ一部ヲ同一地方裁判所ノ管轄区域内ノ他ノ區裁判所ハシムル爲區裁判所出張所ヲ設置スルコトヲ得	区裁判所ノ事務ノ一部ヲ同一地方裁判所ノ管轄区域内ノ他ノ區裁判所ハシムル爲區裁判所出張所ヲ設置スルコトヲ得
第十六條 司法大臣ハ区裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲區裁判所出張所ヲ設置スルコトヲ得	区裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲區裁判所出張所ヲ設置スルコトヲ得
第十七條 判事二人以上ヲ置キタル區裁判所ニ於テハ司法大臣ハ其ノ一人ヲ監督判事トス	区裁判所ノ事務ヲ取扱フハシムルコトヲ得
第十八條 監督判事又ハ判事一人ノ區裁判所ニ於テハ其ノ判事ハ其ノ一人ヲ監督判事トス	区裁判所ノ事務ヲ取扱フハシムルコトヲ得
第十九條 区裁判所ノ事務ハ各判事ニ分担ス	区裁判所ノ事務ヲ取扱フハシムルコトヲ得
第二十條 判事差支アルトキハ其ノ區裁判事之ヲ代理ス	区裁判所ノ事務ヲ取扱フハシムルコトヲ得
第二十一條 区裁判所ニ於ケル事務分配	区裁判所ノ事務ヲ取扱フハシムルコトヲ得

及代理順序ハ地方裁判所長毎年豫メ之ヲ定ム	第二十二條 司法大臣ハ区裁判所カ事務ヲ取扱フコトヲ得
場合ニ於テハ地方裁判所長ノ毎年豫メ定メタル順序ニ依リ他ノ区裁判所ヲシテ代リテ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得	第二十三條 事務ノ分配ハ司法年度中之ヲ變更セス但シ判事事務分擔著シク不均衡ト爲リタル場合又ハ轉職、退職、疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引續キ差支ヲ生シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
第二十四條 区裁判所判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス裁判所ノ判事中其ノ代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ地方裁判所長ハ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得	第二十五條 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
第三章 地方裁判所	第三章 地方裁判所ハ民事訴訟ニ於テ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス

イ 区裁判所ノ判決ニ對スル控訴	ロ 大審院ノ管轄ニ屬スルモノヲ除ハシムルコトヲ得
第二十七條 地方裁判所ハ非訟事件ニ付管轄權ヲ有ス	第二十八條 地方裁判所ニ一又ハ二以上ノ民事部及刑事部ヲ置ク
第二十九條 地方裁判所ニ所長ヲ置ク 部ニ部長ヲ置ク	第二十九條 地方裁判所ニ所長ヲ置ク 部ニ部長ヲ置ク
第三十条 所長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ、部長ハ裁判長ト爲リ部ノ部長ヲ置ク	第三十条 所長ハ部長ト爲リ且其ノ廳ノ行政事務ヲ、部長ハ裁判長ト爲リ部ノ部長ヲ置ク
第三十一条 所長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部員之ヲ代理ス	第三十一条 所長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部長差支アルトキハ席次ノ順序ニ依リ部員之ヲ代理ス

第三十二条 豫審事務ヲ取扱フヘキ判事ハ司法大臣之ヲ命ス	第三十二条 豫審事務ヲ取扱フヘキ判事ハ司法大臣之ヲ命ス
第三十三条 地方裁判所ノ事務ハ之ヲ各部各豫審判事及其ノ他ノ各判事ニ分配ス各部長、部員ノ配置及所長、部長、部員差支アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ部長及上席判事ト協議シテ所長毎年豫メ之ヲ定ム	第三十三条 地方裁判所ノ事務ハ之ヲ各部各豫審判事及其ノ他ノ各判事ニ分配ス各部長、部員ノ配置及所長、部長、部員差支アル場合ニ於ケル代理ノ順序ハ部長及上席判事ト協議シテ所長毎年豫メ之ヲ定ム
第三十四条 地方裁判所判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ所長ハ其ノ管轄区域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ハ各部一人ニ限ル前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ管轄区域内ノ他	第三十四条 地方裁判所判事差支ノ爲或ル事件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ所長ハ其ノ管轄区域内ノ區裁判所判事又ハ豫備判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得但シ豫備判事ハ各部一人ニ限ル前項ノ場合ニ於テ緊急ノ必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ管轄区域内ノ他
第三十五条 民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地方法院長ハ管轄ニ屬セシメタルモノヲ取扱ハシムルコトヲ得	第三十五条 民事地方裁判所及刑事地方裁判所アル場合ニ於テ裁判事務上必要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ民事地方法院長ハ管轄ニ屬セシメタルモノヲ取扱ハシムルコトヲ得
第三十六条 第十四條及第二十三條ノ規定ハ地方裁判所ニ之ヲ準用ス	第三十六条 第十四條及第二十三條ノ規定ハ地方裁判所ニ之ヲ準用ス
第三十七条 司法大臣ハ地方裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲支部ヲ設置スルコトヲ得	第三十七条 司法大臣ハ地方裁判所ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲支部ヲ設置スルコトヲ得
第三十八条 控訴院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス	第三十八条 控訴院ハ左ノ事件ニ付管轄權ヲ有ス
第三十九條 控訴院ハ第一審判決ニ對スル控訴	第三十九條 控訴院ハ第一審判決ニ對スル控訴
第四十条 院長ハ部長ヲ置ク	第四十条 院長ハ部長ヲ置ク
第四十一条 院長ハ部長ト爲リ其ノ部ノ行政事務ヲ掌ル	第四十一条 院長ハ部長ト爲リ其ノ部ノ行政事務ヲ掌ル

中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ
其ノ事件緊急ナリト認ムルトキハ管轄
区域内ノ地方裁判所判事ニ其ノ代理ヲ
命スルコトヲ得ス
命スルコトヲ得但シ豫備判事ニ之ヲ命
スルコトヲ得ス

第四十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ控訴院ニ之ヲ準用ス

第五章 大審院

第四十三條 大審院ハ左ノ事件ニ付管轄
權ヲ有ス

一 終審トシテ

イ 上告

ロ 地方裁判所ノ第二審トシテ爲シ
タル決定及命令並控訴院ノ決定及
命令ニ對スル抗告

ハ 地方裁判所又ハ區裁判所ノ爲シ
タル上告棄却ノ決定ニ對スル抗告

二 第一審ニシテ終審トシテ

刑法第七十三條、第七十五條、第七
十七條乃至第七十九條及第八十一条
乃至第八十九條ノ罪並治安維持法第
一條第一項ノ罪及其ノ未遂ノ罪ノ事
件

第四十四條 大審院ニ院長ヲ置ク
部ニ部長ヲ置ク

第四十五條 院長ハ部長ト爲リ且其ノ處
理ノ行政事務ヲ掌ル

第四十六條 院長ハ判事差支ノ爲或ル事
件ヲ取扱フコトヲ得ス且其ノ廳ノ判事
中代理ヲ爲シ得ヘキ者ナキ場合ニ於テ
事件緊急ナリト認ムルトキハ控訴院ノ
判事ニ其ノ代理ヲ命スルコトヲ得

第四十七條 法律上ノ點ニ付爲シタル大
審院ノ裁判ハ當該事件ノ裁判ニ付裁判
所ヲ驕束ス

第四十八條 大審院ニ於テ法律上ノ點ニ
付前ニ爲シタル裁判ト異ル裁判ヲ爲サ
ントスルトキハ事件ノ性質ニ從ヒ民事
求ニ因リ院長之ヲ命ス

第四十九條 聯合部ハ當該事件ヲ擔任スル部ノ請
求ニ當該法律上ノ點ニ限り裁判ヲ爲スコ
トヲ得此ノ場合ニ於テハ聯合審判ノ請
求ヲ爲シタル部ニ於テ事件ヲ完結ス

第五十條 聯合部ノ審判ハ聯合部ノ判事
三分ノ二以上關與シテ之ヲ爲ス
前項ノ場合ニ於テハ聯合部ノ判事中席
次最モ高キ者ヲ部長トス但シ院長ハ自
ラ部長ト爲ルコトヲ得

第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タ
ルヘキ刑事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ
豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所
ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス

第六章 判事

第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシ
テ實務ニ從事スル辯護士

第五十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者
ハ判事ニ任セラルコトヲ得ス

第五十五條 判事ハ三年以上辯護士トシ
テ實務ニ從事シタル者ヨリ之ヲ任ス

第五十六條 第十四條、第二十三條、第
二 破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者
三 懲戒處分ニ因リ免官セラレタル者
又ハ辯護士法ニ依リ除名セラレタル者

第五十五條 新ニ判事ニ任セラレタル者
ハ一時豫備判事トシテ地方裁判所ニ勤
務セシムルコトヲ得

第五十六條 判事ハ終身官トシ親任、勅
任又ハ奏任トス

第五十七條 大審院長ハ親任判事ヲ以テ
之ヲ親補ス

第五十八條 五年以上判事タル者ニ非サ
レハ大審院判事ニ補セラルコトヲ得

第五十九條 十年以上判事タル者ニ非サ
レハ控訴院判事ニ補セラルコトヲ得

第六十條 判事タル資格ヲ有スル者ニシ
テ左ニ掲クルモノノ在職ハ前二條ノ適
用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

一 朝鮮總督府判事
二 臺灣總督府法院判官
三 關東廳法院判官
四 南洋廳判事

第五章 判事

第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タ
ルヘキ刑事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ
豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所
ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス

第六章 判事

第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシ
テ實務ニ從事スル辯護士

第五十四條 帝國大學令又ハ大學令ニ依ル大學
ニ於テ民事又ハ刑事ニ關スル法律學
ノ教授ヲ擔任スル教授、助教授又ハ
專任教員

第五十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ
變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其
ノ判事ヲ補スヘキ關位ナキトキハ司法
大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ關位ヲ
待タシム

第五十六條 判事禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第五十七條 判事ハ第六十二條ノ規定ニ
依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ
其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セ
ラルコトナシ

第五十五條 新ニ判事ニ任セラレタル者
ハ一時豫備判事トシテ地方裁判所ニ勤
務セシムルコトヲ得

第五十六條 判事ハ終身官トシ親任、勅
任又ハ奏任トス

第五十七條 大審院長ハ親任判事ヲ以テ
之ヲ親補ス

第五十八條 五年以上判事タル者ニ非サ
レハ大審院判事ニ補セラルコトヲ得

第五十九條 十年以上判事タル者ニ非サ
レハ控訴院判事ニ補セラルコトヲ得

第六十條 判事タル資格ヲ有スル者ニシ
テ左ニ掲クルモノノ在職ハ前二條ノ適
用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

一 朝鮮總督府判事
二 臺灣總督府法院判官
三 關東廳法院判官
四 南洋廳判事

第五章 判事

第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タ
ルヘキ刑事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ
豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所
ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス

第六章 判事

第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシ
テ實務ニ從事スル辯護士

第五十四條 帝國大學令又ハ大學令ニ依ル大學
ニ於テ民事又ハ刑事ニ關スル法律學
ノ教授ヲ擔任スル教授、助教授又ハ
專任教員

第五十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ
變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其
ノ判事ヲ補スヘキ關位ナキトキハ司法
大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ關位ヲ
待タシム

第五十六條 判事禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第五十七條 判事ハ第六十二條ノ規定ニ
依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ
其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セ
ラルコトナシ

第五十五條 新ニ判事ニ任セラレタル者
ハ一時豫備判事トシテ地方裁判所ニ勤
務セシムルコトヲ得

第五十六條 判事ハ終身官トシ親任、勅
任又ハ奏任トス

第五十七條 大審院長ハ親任判事ヲ以テ
之ヲ親補ス

第五十八條 五年以上判事タル者ニ非サ
レハ大審院判事ニ補セラルコトヲ得

第五十九條 十年以上判事タル者ニ非サ
レハ控訴院判事ニ補セラルコトヲ得

第六十條 判事タル資格ヲ有スル者ニシ
テ左ニ掲クルモノノ在職ハ前二條ノ適
用ニ付テハ之ヲ判事ノ在職ト看做ス

一 朝鮮總督府判事
二 臺灣總督府法院判官
三 關東廳法院判官
四 南洋廳判事

第五章 判事

第五十一條 院長ハ第一審ニシテ終審タ
ルヘキ刑事ノ事件ニ付其ノ廳ノ判事ニ
豫審ヲ命ス但シ便宜ニ依リ他ノ裁判所
ノ判事ニ豫審ヲ命スルコトヲ得

第五十二條 第十四條、第二十三條、第
二十八條、第三十一條及第三十三條ノ
規定ハ大審院ニ之ヲ準用ス

第六章 判事

第五十三條 判事ハ三年以上辯護士トシ
テ實務ニ從事スル辯護士

第五十四條 帝國大學令又ハ大學令ニ依ル大學
ニ於テ民事又ハ刑事ニ關スル法律學
ノ教授ヲ擔任スル教授、助教授又ハ
專任教員

第五十五條 法律ヲ以テ裁判所ノ組織ヲ
變更シ又ハ之ヲ廢シタル場合ニ於テ其
ノ判事ヲ補スヘキ關位ナキトキハ司法
大臣ハ之ニ俸給ノ半額ヲ給シテ關位ヲ
待タシム

第五十六條 判事禁錮以上ノ刑ニ處セラ
レタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第五十七條 判事ハ第六十二條ノ規定ニ
依ルノ外懲戒ノ處分ニ因ルニ非サレハ
其ノ意ニ反シテ轉官、轉職又ハ免官セ
ラルコトナシ

前項ノ規定ハ豫備判事ニ對シ勤務スヘキ裁判所ノ變更ヲ命スルコトヲ妨ケス
第六十八條 判事ニ對シ懲戒訴追又ハ刑事訴追ヲ始タル爲法律上職務ヲ執ラシムルコト能ハサル期間内ハ俸給ノ三分ノ一ヲ減ズ

第六十九條 判事ノ席次ハ司法大臣之ヲ定ム

第七章 錄事及通譯官吏

第七十條 裁判所ニ錄事ヲ置ク錄事ハ奏任又ハ判任トス

錄事ハ民事及刑事ノ審理ニ關スル準備、法廷ノ立會、調書ノ作成、記錄ノ整理保管其ノ他法令ノ定ムル事務ヲ取扱フ

第七十一條 地方裁判所及錄事二人以上所ニ於ケル諸般ノ事務ヲ取扱フ

第七十二條 裁判所ニ監督錄事、控訴院及大審院ニ錄事長ヲ置ク

錄事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

監督錄事及錄事長ハ上官ノ命ヲ受ケ錄事ノ事務ヲ監督ス

第七十三條 裁判所ニ通譯官及通譯吏ヲ置クコトヲ得

裁判所ハ決定ヲ以テ開示シテ之ヲ言渡スヘシ

第七十四條 判決ノ言渡ハ之ヲ公開ス但シ理由ニ付テハ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ公開ヲ停ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第七十五條 公開ヲ停メタルトキト雖裁判長ハ相當下認ムル者ノ入廷ヲ許スコトヲ得

第八十条 裁判長ハ未成年者、裁判所ノ威儀ニ適セサル風體ヲ爲ス者其ノ他秩序維持ニ害アリト認ムル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ之ヲ退廷セシムルコトヲ得

第八十一条 裁判長ハ法廷ノ秩序維持ノ爲必要ト認ムルトキハ開廷中審判ヲ妨置スルコトヲ得

裁判所ハ決定ヲ以テ前項ノ違反者ヲ五ヶ又ハ不當ノ行狀ヲ爲ス者ヲ閉廷迄留置スルコトヲ得

第八十二条 裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

事務ノ處理上必要ナル事情アルトキハ通譯官及通譯吏ノ職ハ司法大臣之ヲ補

第八章 開廷

第七十二条 開廷ハ裁判所又ハ支部ニ於テ之ヲ爲ス

事務ノ處理上必要ナル事情アルトキハ通譯官及通譯吏ノ職ハ司法大臣之ヲ補定ノ場所ニ於テ開廷ヲ爲スコトヲ得

第七十三条 開廷中秩序ニ維持及審判ノ

第七十五条 指揮ハ裁判長ニ屬ス

第七十六条 裁判事ハ審判ニ立會ヒ判事差支アルトキ之ニ代ルモノトス

第七十七条 安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ對審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得

第七十八条 對審ノ公開ヲ停ムルノ決定ハ理由ヲ開示シテ之ヲ言渡スヘシ

第七十九條 判決ノ言渡ハ之ヲ公開ス但シ理由ニ付テハ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ公開ヲ停ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第八十条 裁判長ハ未成年者、裁判所ノ威儀ニ適セサル風體ヲ爲ス者其ノ他秩序維持ニ害アリト認ムル者ノ入廷ヲ禁シ又ハ之ヲ退廷セシムルコトヲ得

第八十一条 裁判長ハ法廷ニ於テハ審判ニ關興スル判事、檢事、錄事及辯護士ハ一定ノ制服ヲ着ス

第九章 合議

第八十二条 裁判ノ合議ハ裁判長之ヲ開キ且之ヲ整理ス

合議ハ之ヲ公行セス

合議ノ顧未竝各判事ノ意見及多少ノ數ニ付テハ嚴ニ祕密ヲ守ルヘシ

第八十三条 裁判ノ合議ニ於テハ席次低キ判事ヨリ順次意見ヲ陳述シ裁判長ヲ終トス

第八十四条 判事ハ意見ノ陳述ヲ拒ムコトヲ得ス

第八十五条 裁判ハ過半數ノ意見ニ依ル

第八十六条 刑事ニ付意見三說以上ニ分レ何れ過半數ニ達セサルトキハ過半數ニ達スル迄被告人ニ不利ナル意見ヨリ順次利益ナル意見ニ合算ス

第八十七条 司法行政ノ監督ス

第八十八条 司法大臣ハ裁判所ヲ監督ス至前條ノ規定ハ區裁判所ノ判事、豫審判事及受命判事ノ審判ニ之ヲ準用ス但シ裁判長ノ權限ハ審判ヲ爲シタル判事之ヲ行フ

第八十九條 裁判所ノ監督判事又ハ一人ノ判事ハ不適當ナル事務取扱ニ關シテ注意ヲシタル過料又ハ勾置ノ裁判ニ對シテハ二日以内ニ判事所屬ノ裁判所ニ異議ノ申立て爲スコトヲ得

第九十条 司法行政ノ監督ス

第九十一条 司法大臣及監督權アル判事ハ不適當ナル事務取扱ニ關シテ注意ヲ爲シ且職務ノ内外ヲ問ハス地位ニ不相當ナル行狀ニ對シテ諭告ヲ爲スコトヲ得但シ處分前當該官吏ヲシテ辯明ヲ爲スコトヲ得

第九十二条 前條ノ規定ハ法令ニ依ル懲戒ノ事由アル場合ニハ之ニ適用セス

第九十三条 本章ノ規定ニ依ル監督權ノ行使ハ事件ノ裁判ニ關スル判事ノ職務ノ實行ニ影響ヲ及ボスコトナシ

第九十四条 司法事務取扱ニ對シテハ利害關係人ハ司法大臣又ハ監督權アル判事ニ之ヲ申告スルコトヲ得

第九十五条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第九十六条 裁判所構成法施行條例ハ之ヲ廢ス

第九十七条 本法施行前裁判所ノ受理シタル訴訟ノ管轄ニ付テハ從前ノ規定ニ依ル但シ本法ニ依リ其ノ裁判所ノ管轄

第八十七条 過料又ハ勾置ヲ命スル裁判

第八十八条 數額ニ付判事ノ意見三說以上ニ分レ何れ過半數ニ達セサルトキハ過半數ニ

第八十九条 レモ過半數ニ達セサルトキハ過半數ニ達スル迄多額ノ意見ヨリ順次寡額ニ合

ニ屬スルモノハ此ノ限ニ在ラス
第九十八條 本法施行前ニ聯合審判ヲ命シタル事件ノ聯合審判ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第九十九條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依ル判事ノ資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍其ノ資格ヲ有ス大審院判事又ハ控訴院判事ニ補セラル資格ニ付亦同シ

第一百條 舊刑法ノ重罪ノ刑又ハ禁錮ニ處セラレタル者ハ第五十四條ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノト看做ス

第一百一條 本法施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ裁判所書記タル資格ヲ有スル者ハ本法施行後ト雖仍裁判所錄事タル資格ヲ有ス

第一百二條 本法施行前從前ノ規定ニ依リ罰金又ハ拘留ニ處スヘキ行爲ヲ爲シタル者ニシテ本法施行ノ際未タ其ノ裁判ヲ受ケサルモノハ本法ニ依リ額ヲ超シ過料ノ額ハ從前ノ規定ニ依ル額ヲ超ユルコトヲ得ス

第一百三條 本法施行前從前ノ規定ニ依リ罰金又ハ拘留ノ裁判及陳述禁止處分ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

第一百四條 本法施行ノ際現ニ裁判所勤務ノ裁判所書記又ハ書記長ハ別ニ辭令ヲ用ヒス同官等俸給ヲ以テ裁判所錄事ニ任セラレ各其ノ現ニ勤務スル裁判所ノ錄事又ハ錄事長ニ補セラレタルモノトス

第一百五條 違警罪即決例、明治三十二年法律第七十號及刑事交渉法ハ本法ノ爲ニ變更ヲ受クルコトナシ

第一百六條 他ノ法令中裁判所勤務ノ裁判所書記ニ關スル規定ハ之ヲ裁判所錄事ニ關スル規定トシ裁判所書記長ニ關スル規定ハ之ヲ裁判所錄事長ニ關スル規定トス

第一百七條 裁判所勤務ノ裁判所書記ノ職務上ノ行爲ハ之ヲ裁判所錄事ノ職務上ノ行爲ト看做ス

第一百八條 檢察廳法案

右本院提出案及送付候也

昭和十四年三月二日

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

衆議院議長 小山 松壽

檢察廳法案

第一條 檢察廳ハ區檢察廳、地方檢察廳、檢察院及總檢察院トス

司法大臣ハ地方檢察廳ノ事務ノ一部ヲ取扱ハシムル爲支廳ヲ設置スルコトヲ得

第二條 檢察廳ニ檢事ヲ置ク

第三條 檢事ハ公訴ヲ實行シ、裁判ノ執行ヲ指揮シ其ノ他公益上必要ナル事項ニ付法令ノ定ムル職權ヲ行フ

第四條 檢察廳ハ區檢察廳、檢事ハ區裁判所ノ管轄ニ屬スル事項、地方裁判所ノ管轄ニ屬スル事項、地方檢察廳ノ檢事ハ

第五條 總檢察院ハ檢事總長、檢察院ニ

第六條 檢事總長ハ檢事正ヲ置ク

第七條 檢事總長ハ檢事正ヲ置ク

第八條 檢事ハ左ニ掲グ者ヨリ之ヲ任ズ

第九條 檢事ハ左ニ掲グ者ヨリ之ヲ任ズ

第十條 檢事ハ親任、勅任又ハ奏任トス

第十一條 新ニ檢事ニ任ゼラレタル者ハ

第十二條 檢事總長年齡六十五年、其ノ

第十三條 檢事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因

第十四條 法律ヲ以テ檢察廳ノ組織ヲ變

第十五條 檢事禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ官ヲ失フ

第十六條 檢事ハ懲戒ノ處分ニ因ルニ非

第十七條 檢事ニ對シ懲戒訴追又ハ刑事訴追ヲ始メタル爲法律上職務ヲ執ラシムルコト能ハザル期間内ハ俸給ノ三分ノ一ヲ減ズ

第十八條 檢察廳ニ錄事ヲ置ク

第十九條 地方檢察廳及錄事二人以上ヲ置キタル區檢察廳ニ首席錄事、檢察院及總檢察院ニ錄事長ヲ置ク

第二十条 檢事ノ職ニ在ル者年齡六十三年ニ達シタルトキハ退職トス但シ司法大臣ハ三年以内ノ期限ヲ定メ仍在職セシム

第二十一条 錄事ノ職ハ司法大臣之ヲ補ス

第二十二条 檢事總長ハ檢事正ヲ置ク

第二十三条 檢事身體又ハ精神ノ衰弱ニ因

第二十四条 法律ヲ執ルコト能ハザルニ至リタル

第二十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第二十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第二十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第二十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第二十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第三十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第四十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第五十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第六十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第七十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第八十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第九十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十一条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百二十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百三十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百四十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百五十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百六十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十三条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十四条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十五条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十六条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十七条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十八条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百七十九条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百八十条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

第一百八十二条 檢事ハ檢事正ノ命ヲ得ザル事由アル

ニ付職務ヲ行フ檢察廳ノ檢事ニ關スル
規定トス

他ノ法令中裁判ヲ爲シタル裁判所ノ檢
事ニ關スル規定ハ之ヲ其ノ裁判所ノ管
轄ニ屬スル事項ニ付職務ヲ行フ檢察廳
ノ檢事ニ關スル規定トス

第四十四條 他ノ法令中檢事所屬ノ裁判
所ニ關スル規定ハ之ヲ當該檢事ノ職務
ヲ行フベキ事項ニ付管轄權ヲ有スル裁
判所ニ關スル規定トス

第四十五條 他ノ法令中檢事局勤務ノ裁
判所書記ニ關スル規定ハ之ヲ檢察廳錄
事ニ關スル規定トス

第四十六條 從前ノ檢事又ハ檢事局勤務
ノ裁判所書記ノ職務上ノ行爲ハ各之ヲ
檢事又ハ檢察廳錄事ノ職務上ノ行爲ト
看做ス

○子爵戸澤正巳君 只今上程セラレマシタ
裁判所構成法改正法律案外一件ハ、關聯ス
ル所ガゴザイマルガ故ニ、人事調停法案ノ
特別委員ニ併託セラレムコトノ動議ヲ提出
致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 戸澤子爵ノ動議
ニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認
ヌマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 次會ノ議事日程
ハ決定次第官報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、
本日ハ是ニテ散會致シマス

午後六時二十九分散會